

日本経済政策学会編

高度経済成長の再検討

—日本経済政策学会年報XIX—

1971



勁草書房

日本経済政策学会編

高度経済成長の再検討

—日本経済政策学会年報XIX—

1971



勁草書房

本年度共通論題「高度経済成長の再検討」について

戦後のわが国の経済成長率は、世界でも類のない高率であった。高度経済成長と呼ばれる所以である。この高度経済成長はいうまでもなく国民所得の急激な上昇をもたらしたのみでなく、その一つの原因となった革新的な投資を媒介として、国際収支の改善をもたらし、雇用状態の改善などに寄与した。しかしながら、それは同時に多くの解決を迫られる問題をも提起することになった。急速な成長を実現するためにその外部経済効果を享受しようとして、工場が少数の臨海工業地帯に集中したために環境破壊が爆発的に発現したことのほか、物価問題、および産業構造と社会階層間の構造のドラスティックな変化と利害関係の対立などは、そのなかでもとくに重要な問題であった。

ときあたかも一九七〇年代を迎えるにあたって、われわれは、この高度経済成長がわが国経済にいかなる影響をもたらし、そのうちいかなる問題の解決を要請しているかを明確にするとともに、これらの諸問題をいかにして解決してゆくかの方途を見出してゆくことが必要であると考えた。われわれが、本年度共通論題の決定にあたって、とくに「高度経済成長の再検討」なるテーマを選択した所以である。

しかし、高度経済成長のなげかけた問題は多く、これらを一日の共同討議によって尽すことは困難である。そこで、われわれは、高度経済成長の諸帰結のうち、より重要があり、しかも経済政策的討議の対象となりやすい三つの問題、すなわち、「高度経済成長と産業構造変動の問題」、「高度経済成長と物価問題」および「高度経済成長と社会資本問題」をとりあげ、しかも、これに「総論」を加えて経済成長の提起した根本かつ原理的な問題にメスを入れてみようと考えた。

最初のにべたように、日本の経済成長率がかくも高率であったことは、経済成長のコストあるいは犠牲を科学的にとりあげるのに恰好の場を提供していることを意味している。その意味ではこの機会に、高度経済成長の諸帰結をたんなる政策問題としてでなく、理論的に掘り下げることによって、経済理論の転換の一つの場を見出す可能性をもつかむことができるかもしれないとも考えた。われわれは、今回の大会の共通論題が総り豊かな成果をあげることができるとともに、われわれの希望を入れて、今回の報告を承諾して頂いた都留重人教授をはじめとする四人の報告者と、伊東光晴氏ほか二人

の予定討論者のご協力に衷心より感謝するものである。

一九七〇年十一月十五日

第二十七回全国大会共通論題プログラム委員会

目次

本年度共通論題「高度経済成長の再検討」について……………第二十七回全国大会共通論題プログラム委員会…一

〈共通論題〉

高度経済成長の再検討——総括……………都留重人…一

高度経済成長と産業構造変動の諸問題……………中村秀一郎…三

高度成長と物価上昇——その逆説的關係……………丸尾直美…五

高度経済成長と社会資本の問題……………中村忠一…六

総括「高度経済成長の再検討」(I)……………加藤寛…七

共通論題「総括」(II)……………新野幸次郎…七

〈準共通論題〉

台湾における社会資本の諸問題……………北見俊郎…七

社会的費用と経済政策……………尾上久雄…八

公害問題と経済政策——問題の所在……………音田正巳…一〇

〈自由論題〉

市場構造と利潤率……………植草益…一七

——一九六一〜六年のわが国三八産業に関する実証研究——

人口増加と経済成長……………畑井義隆…二九

高度経済成長過程における北陸機業の変貌と再編成
——殊に石川産地を中心として——

イタリアの中小企業政策

イギリスにおける産業公有化思想の発展

ドイツにおける大学改革と産業政策

アメリカ繊維産業の転換

〈学界展望〉

最近のわが国における公害問題の一展望

〈書評〉

J・N・バグワティ、P・デサイ『インドの工業化政策——一九五一年以来の

工業化と貿易政策』

J・フェイヤーウエザー『国際企業経営調』

V・R・フェックス『サービス産業における生産と生産性』

W・H・レイヒ、D・L・マッキー、R・D・ディーン『都市経済学——

理論・開発と計画』

『所得政策をめぐって——エリック・ルンドベルク教授還暦記念集の報告論文および

議事録——』

A・K・セン『集団的選択と社会的厚生』

丹野平三郎……二五

間亭谷 努……三三

遠山嘉博……三五

熊谷一男……三九

石井金之助……四二

伊賀 隆……四九

杉谷 滋……六一

南 昭 二……六五

小刈米清弘……七一

梅下隆芳……七五

小松憲治……八〇

阪本靖郎……八四

A・D・スミス『経済発展における賃銀政策問題』

G・J・ステイグラ、J・K・キンダール『工業製品価格のビヘイビア』

平恒次『日本における経済発展と労働市場』

峯田昌芳……八九

佐藤芳雄……九四

大谷登士雄……九九

学会記事……………三三

〈共通論題〉

高度経済成長の再検討——総括

都 留 重 人

△一橋大学▽

「高度経済成長」と呼ばれる現象のはらむ問題は、非常に多岐にわたるので、「総括」とは言っても、ここでは、きわめて限定された一側面をとりあげる以上のことはできない。すなわち焦点を、成長指標として通常使われるGNPなり国民所得なりが増加する契機にどのようなものがあるか、それら契機はどんな意味をもつか、という点に集中して私見を述べることにする。そのほかにも、高度成長に随伴して生じている忍び足インフレの問題、公害の問題、所得分配に及ぼしている影響いかんの問題等、当然このさい検討を要する重要問題は少なくないが、ここでは割愛するよりはかかない。

最近、東京大学の小宮隆太郎教授は一文を草し、「GNPとか国民所得とかは、本来、一国の経済活動、あるいは生産・消費・投資の水準を示す指標であって、もともと経済的福祉の指標、ましてや社会的福祉の指標としての意義はきわめて限られたものである。そんなことは経済学の常識であろう」と書いておられる。しかし、このように簡単に言い切ってしまうことには問題がある。第一、世間では、GNPの増加を福祉の向上と同一視する考え方が強く、も

しも「その意義がきわめて限られていることが経済学の常識である」のならば、小宮教授をはじめとする経済学者一同は、もっと声を大にして、その「常識」の啓蒙普及につとめられるべきであったと思われる。しかし他方、ピグー以来、国民分配すなわち国民所得が経済的福祉の指標であるという考え方は、経済学者の多くが認めたところであって、今日になって、そうではないというには説明を要する。熊谷尚夫教授によれば、「GNPあるいは国民所得の概念が、ある前提のもとで、国民の福祉ないし厚生に対して意味をもちうることは、ケインズ以前にすでに明らかにされていたことであって、GNPや国民所得が国民生活の福祉に関係のないものだと思われるのはまちがっています²⁾」と書いておられる。小宮・熊谷両教授共に、近代経済学の分野における第一線の学者であるが、どうして同じ主題についての見解が、このように違うのであろうか。

実は、両者共が、それぞれ一面的には正しいのだと私は思う。熊谷教授は、どちらかと言えば、古典的な立場に傾いていて、市場メカニズムが十分の働きをしていた場合を考えておられる。したがって、ピグーの基本的命題を繰返しておられるのだが、小宮教授のほうは、いわばもっとドライに現代の事態を念頭において発言してお

られるのであって、マーシャル・ピグーの時代と現在の時代とのあいだに、生産力視点が重要な違いが存在することを考えると、いずれの発言にも根拠があるのである。この点は次節でもっと詳しく述べる予定だが、国民分配分ないしは国民所得という概念は、もともと交換経済妥当の概念であった。であるからこそ、交換経済の本質をなす市場原則が十分の働きをしていた時代には、市場の客観的な判定という裏打ちを得た数量の合計額である国民所得には、一種の規範性があって、福祉概念に結びつきうるものとされたのである。しかし、そのような時代においても、市場の網にかからない経済効果が存在し、これを「外部経済」ないしは「外部不経済」としてとらえる必要性が、ピグーなどによって指摘された。総称してこれは「市場の欠落」 market failure と呼ばれ、政府による干渉に根拠を与えるものとされたが、このような理念構図の中でこそ、公害のような外部不経済は、制度の「ひずみ」とみなすことができたのだと言つてよい。

ところが、「市場」という用語そのものは残っていても、政府による干渉の度合も大きく、管理価格もひろがり、はては企業が市場を包摂するところまできた今日の資本主義となると、古い理念構図で想定できたような国民所得概念の規範性は、きわめて蔭のうすいものとなる。そのことをいちはんはつきりと教えてくれるのは、アメリカの連邦政府が現に八百億ドルにもぼる国防関係需要を市場での承認なしに発動させているという事実である。アメリカ経済の国防部門は買手独占によって特徴付けられているだけではない。供給者の側もしばしば単一企業であつて、しかも、F-111号機の

いろあつて、農場や工場で働く人たちの労働がその中にはいることはもとよりのこと、こうした直接的な労働力が再生産されるために必要な作業も列挙されなければならない。たとえば家庭の主婦がおこなう家事労働や育児労働、あるいは労働者に保養や慰安を提供すること、一役をかう人たちの労働、次の世代の人たちの労働の質を向上させる役割をはたす教育者の労働等、数えはじめると、まことに際限がない。

これらの諸要素がいろいろに組み合わさつて社会的な生産活動が行なわれるのだが、複雑な社会となると、どうしてもそこにはなんらかの組織を必要とする。必要とするというよりは、そのような組織は、人類の歴史的發展の過程で、変遷を重ねつつ造りあげられてきた。交換経済というのは、そのような組織の一つであつて、どこまでもそれが歴史的産物であることにかわりはない。

素材視点で描写される社会的生産の過程は、じじつ際限のないほどの具体性をもつていて、社会的な組織の仕方すなわち体制のちがいをこえて普遍的なものである。ところが、この同じ社会的生産の過程を体制視点でとらえようとすると、その体制特有の範疇が必要となり、これらの範疇を使ってその体制のもつ特殊な法則性が定式化されなければならないこととなる。私が「国民所得は交換経済妥当の概念である」と言うのは、まさにこの意味、すなわち「国民所得」という概念を交換経済という社会的組織特有の範疇として理解することが適切と考えるという意味にほかならない。

資本主義というのは、交換経済が高度に発展したところの経済体制であつて、そこでは労働力も商品となり、そこでの経済活動の単

初期契約費用が四十九億ドルであつたのが完成時には百四十六億ドルになったことが承認された例にみられるように、費用規制はいたつて放漫である。この種の支出が寄せあつまつて一つの集計値となるGNPには、もはや福祉に結びつく規範性を想定することはできず、したがつてまた、外部効果を「ひずみ」としてとらえることもできない。いわば「外部」が「内部」にどっかとあぐらをかいた状態なのであつて、その福祉のない反福祉的意義は、これを直接的に検討対象とすることのできるはずのものである。龐大な国防支出のおかげで経済の繁栄が維持されているようなところで、「死の道具」生産にからむ産軍相互依存体制を「高度成長のひずみ」として表象するようなことは、誰もしないにちがいない。同様に、現に日本の高度成長に伴つて生じている物価騰貴や公害の現象にかんしても、「ひずみ」と解するよりはむしろ、経済の構造的現象としてとらえる方法論が必要とされよう。

二

国民所得とは、本来、交換経済妥当の概念である、とさきにも言つたが、この点をやや詳しく敷衍しておきたい。⁽³⁾

ある社会の生産活動に参与する諸要素をその素材面でもらえたとすれば、具体的な列挙ないしは描写の方法でこれを行なうよりほかない。そこには、全体で二十五億馬力といわれる太陽エネルギーをはじめとして、大気、水、土地等のほか、過去からの蓄積である地下資源、機械設備、科学技術的な知識が関係してくるし、もちろんのこと人間の労働が不可欠である。人間の労働というなかにもいろいろ位である私的資本による購買の対象となる。資本主義という経済体制の一つの特徴は、その社会での純生産物のすべてが排他的私有物として分配されつくしてしまうという点にあるわけだが、その分配の基準は、個々人の「必要」という点にあるのではなく、生産組織の体制的特徴に依り市場を通じて生産への貢献度が判定されるという形をとる。そして、このようにして分配されたものが「所得」にほかならず、純生産物が分配されつくしてしまう以上、もろもろの「所得」を集計したものである。「国民所得」は、当然のことながら純生産物に等しい。言いかえると、資本主義社会における「所得」範疇とは、そこでの純生産物のすべてが排他的私有物として分配されつくしてしまうさいの客観的媒介項の役を果たすものなのであつて、賃金「所得」にかんして言うなら、それは、交換経済で市場性を獲得している労働への代償、または、労働力が商品となつている社会で、分業を背景とし排他的私有物を客観的に承認するところの手續きとみなすことができよう。ある独身の男性が家事の手伝いにやとつていたメイドと結婚することにきめたとする、その途端に、そのメイドの「所得」は消滅し、その国の国民所得は、その分だけ少なくなるという事実は、右のように考えることにより、当然のこととして説明できるのだ。

さて、「所得」が、したがつて「国民所得」が、交換経済妥当の概念であるとする、その含意として、おのずから次のような点が明瞭となる。第一に、市場が成立するところだけに「所得」範疇が成立するのだから、所与の社会内での市場の媒介度が変化すれば、素材視点での人間活動になんの変化がなくても、国民所得の大きさ

は変化しうる。家事労働の対象であったことがらが商品化することによって「国民所得」が上昇するのなどは、その一例であろうし、もっと典型的には、近代資本主義の発達過程で、衣料等の農家自家生産が分業化し市場化することにより「国民所得」を高めた事例も指摘できる。もっとも、現在の国民所得専門家は、いくつかの財やサービスに限って、自家生産や所有者消費の分を「国民所得」の中に計上する手続きをとっている。ところで第二には、交換経済がカバーする範囲内では、純生産物は、あげて「所得」の形をとり、生産物のすべてが排他的私有の対象として分配されつくしてしまうから、甲にとつての「所得」は乙にとつての「費用」であるという循環性が徹底する。この循環性が徹底するということは、同時に「所得」はプラスのものの「費用」はマイナスのものという分離が外的にも確立するということでもあり、プラス範疇である「所得」は大であればあるほどよいという考え方を定着させることにもなる。そして第三には、市場の媒介度が徹底していればいるほど、その社会の経済活動は最大限度に市場によって包摂されるから、「国民所得」の大きさが経済的福祉の指標となるという考え方も成立しやすくなる。ピグーが国民分配分を経済的福祉の指標とみなしたことは、それ相当の根拠があったと言つてよいのだ。

「国民所得」論のピグー的段階は、右でみたように、それ相当の理由をもって厚生経済学の一角をなしていたのだが、この事態を大きく変えたのは、一九三〇年代のケインズの有効需要論である。当時の先進資本主義諸国、わけでもアメリカ経済にとつての最大の課題は、膨大な失業をどうするかということであった。古典派的経済

三

「国民所得」の成長が経済活動の拡大を意味するものであることには疑問の余地がない。そして、経済活動を拡大させるためには、それなりの生産要素や資源の投入をせねばならぬ以上、それだけの要素資源が動員できたという事実注目にあたいする。

しかし問題は、その経済活動とはどんな活動であったかという点にある。「生の道具」の生産では経済を繁栄させることができず、「死の道具」の生産によってはじめて完全雇用を達成できるというのであったら、われわれはその場合の経済繁栄をあまり有難いとは思わない。もしも応報の原理が社会全体にいきわたり、消費者主権が理想的に機能して、市場の欠落が存在しない状態であるなら、どのような財が提供されることになったかについて、経済学者が価値判断を下すべきではないかもしれぬ。しかし、現実には、純粋理論家が考える右のような理想状態は存在しない。相続によるスターラインでの不公平、顕著に発達した生産者主権の現実、特に公共財についての市場の欠落、それを補うはずの民主政治における偏り等を考えると、われわれが経済活動なるものの内容を究明してその福祉的意義を問うことには、十分の根拠があると言つてよいだらう。

そこで、「国民所得」なりGNPなりを増加させる諸要因のうち、福祉的意義が疑わしいと思われるものを、五つの項目に分けて検討してみることとする。

第一は、経費的消費の増大である。家計も一種の経営であつて、

学者は、価格と費用とのあいだのみだれに注目し、彼らの中の極端論者は、貨幣賃金の切下げこそがいちばん有効な対策であると論じたが、これに対してケインズは、有効需要の喚起こそが急務であることを立証するところの理論を展開し、その有効需要の表現として、集計的な「国民所得」の概念を使った。そのときケインズは、「国民所得」を経済的福祉の指標として考えるなどということはず、主としては、それが雇用数と比例的に動くという点に注目したのであつて、失業をなくすということが最大の課題であつた当時としては、その意味での福祉的意義が「国民所得」拡大という目標にたいして認められたのだと言つてよい。

かくして一九三六年以降急速に脚光を浴びるようになった「国民所得」概念は、どこでも短期経済政策の道具としてのそれであつて、実質的な経済的福祉の増減を計測するためのものではなかつた。ところが、最近の日本では、「国民所得」ないしはGNPの概念が、経済活動の規模を示す指標と考えられているだけでなく、経済的福祉と比例して動く数値であるとみる議論がさかんで、したがつてまた高度経済成長をたたえる風潮も根強く存在する事態となつている。そこで、「高度経済成長の再検討」をおこなうにあたり、「国民所得」なりGNPなりによって計測される「成長」とは、いったい何の成長であるのか、その中には、およそ福祉とは無縁なもの成長もあるのではないかという問題を、一度究明しておく必要があると思われれる。

家計支出のなかには、ある目的を達するためには少なければ少ないほどよいという経費的項目と、一般的にいって多いことのほうが望ましいとか、ないよりもあつたほうがよいとかいう最終需要項目とがある。前者の一部については、所得税法でも経費控除をみとめていくわけで、たとえば薬石にしたしむような状態になることは少なければ少ないほどよいし、戸締りの器具など、簡素にすれば、これにこしたことはない。最近アメリカで、個人住宅にも高価なバーグラー・アラームがつけられるようになり、その施設費が五百ドル、年間の管理費が三百ドル前後とのことであるが、これは住宅の不法侵入者がふえ、しかも不法侵入による財産強奪事件の八〇パーセント余りが犯人不明のまま終つているという事態にたいし、ひとびとが採らざるをえなくなった自衛手段なのである。なぜこのアラームがそんなに高くつくかという点、警報ベルが民営の警報受理会社に自動的に通じるように仕掛けてあり、ベルが鳴ると、その会社がただちに警察へ知らせる仕組みになっているからにはおかしくない。こうしなければ、住民生活の安寧が保てないという事情には、さまざまの理由があるのだからと思うが、このような消費支出が、本来なくすべき経費であることにはかわりはない。

通勤費も一種の経費的消費であらう。都市計画が不在で、都市化地域がいたずらにスプロール化したため、やむをえず片道一時間半もかかって通勤する人たちは、それだけ余計の通勤費と肉体的な通勤苦とを負担する。民間企業の場合、交通費を全額払ってくれるところが少なくないと聞くが、国民経済計算上は、それは賃金外給与とみなすべきものであらう。少なくとも通勤時間に比例するカロリ

補給は、なくてはすまじたい経費的消費である。

同じ交通関係でも、やや複雑な次のような事態が注目にあたいする。それは、たとえば一万人という或る沿道にはりついた住民の誰もがバスを利用して往き来していた状態から、一人また一人とマイカー族転向者が出て、バス乗客は減り、道路は混雑度を増し、その一万人のうち半分の五千人程度がまだバスを利用するよりほかにない段階で、バス路線が廃止に追いこまれるという事態である。この場合、バス会社を責めることはできない。しかし、のこる五千人の人たちは、どうしたらよいであろうか。友人に合乗りを頼むのにも限度があり、タクシー利用は高くつく。職場なり住居なりを変更することは簡単でない。ついに彼らは、自らも乗用車を買わざるをえなくなるだろう。バスさえ走ってればマイカー族になる必要も欲求も持たなかった人たちであるのに、今や自動車は必需品となつてしまったわけで、自動車をかうために、彼らは最終消費需要の対象であつたものの相当部分を犠牲にしなければならぬ。そのうえ、一万人全部が自動車を走らせることもなれば、古くからあつた道路は混雑の極に達するだろうから、新しい道路投資が必要となる。おかげで、その分だけGNPは上昇することだろう。

この種の事態は、アメリカではかなり前から見受けられたし、日本でも最近各地で起こっている。多くの場合、それは市場機構を通じて自然発生的に起こっているのだけれど、「経済成長」のためにこの種のことを作為的になされる場合もあるらしく、いずれにせよ、こうした時間次元での変化を通じ、一部の住民にとっての経費的消費はふえる一方、GNPを高める要因は拡大し、同時にきわめ

ればならぬように法律上の手続きが複雑になつていたことを皮肉つて、「所得が不必要にも介入している」と言つたのであつたが、本来なくてもすむようなサービスが現実には不可欠となるように制度的な仕組ができあがってしまったという状態が存在すると、そこには所得介入現象が発生する。

最近のアメリカの例で言うと、ペン・セントラル鉄道会社が破産寸前の状態におちいり、連邦破産法によって再組織することになつたことと関連して、アメリカ東部の法曹界が一举にうるおうという報道など、所得介入の実態をわれわれにつぶさに教えるものである。整理業務の法律面だけで弁護士にたいして支払われるであろう報酬の総額は五千万ドル(百八十億円)に達するものと推定されているが、それだけの金額を利子補給に使うことができたなら、ペン・セントラルはこのまま事業を続けえたかもしれぬと言われるだけに、この所得介入的な弁護士サービスについては、その福祉的意義を疑問とせざるをえない。ペン・セントラルの困窮が発表されたとき、フィラデルフィアでは、弁護士一同が集まって、「欣喜雀躍とまでは言えないものの、陽気に会話を交し、終始、微笑がその場ではみられた」と報じられているところを見ると、ここに大会社の倒産をよるこぶ一利益集団があるとの感をいだかざるをえない。所得介入の主体は、自らを不可欠とする仕組を永続化させることに関心をもつのが常である。

アメリカでは法律業務が所得介入の特徴的な要因であるとすれば、日本では金融業務がそれにあたると言つて差支えなからう。この点については、私はかつて一文を公けにしたことがあるので、ここで

て重要なことだが、消費者選択の幅は狭められるのである。抽象理論では、バス路線が廃止されたのは、消費者が自動車という新しい財を選択したことの結果であるというだろうが、一万人のうち五千人がまだバスを愛好している段階でも、バスは姿を消す可能性が十分にあるのであり、そのうえ更に、自動車を愛好した人が、時としてバスに乗りたいたと思つたとしても、バス路線廃止ののちには、もはやそのような選択を行使する余地はないのである。

たとえ経費的消費であつても、それだけのものを追加的に供給する余力があつたということは、必要とあれば資源配分の在り方を転換させて、別のものを供給する潜在能力がそこにあることを立証しているという論がなされるかもしれない。この種の議論は、このあとで述べるいくつかの論点についても言われるのであつて、ここで一括して処理しておくことが望ましいと思うが、要は、私的資本の利潤追求の欲望にいちばん満足を与えるような生産活動が伸びるという点に問題があるのであり、そのような生産活動が、ラスキンの言う「芸術を退歩させ、徳性を汚濁させ、国の生活様式を混乱させること」⁽⁶⁾になるかならないかは、利潤追求者の関知するところではないのである。

四

福祉との関係が疑わしいままに「国民所得」を増大させる第二の要因は、シュンペーターが「所得の介入」と呼んだ現象である。

シュンペーターは、彼が一九三八年のころ米国の市民権を獲得する手続きをするさいに、どうしても専門の弁護士の世話にならな

は詳しくはとりあげないが、日本の金融機関が、一流大学卒業生の大量的就職先となつており、大都市目抜き通りに軒並み威容を誇る店舗をかまえており、過当競争の状態にありながら安定した収益をあげているという事実は、世界のその他先進資本主義国の同業者をおどろかすに足るのである。

もちろん所得介入の現象は資本主義社会だけのものではない。生産活動そのものに直接関係をもたぬのに、その社会経済の仕組の故に大変な費用を要するという例は、計画経済の国にもある。たとえばソ連では、さる一九六五年のコスイギン報告のあと、一連の経済計画当局が集まつてくる情報とそこから企業段階までおりにいく情報とがふえる一方で、一九六五年現在で、国民経済の管理業務に従事していた人の数はおよそ千万人であつたと言われ、一部の経済学者は、この調子でいくと、一九八〇年にはソ連の成年男子人口のすべてが、情報処理を含めた管理業務に従事することになるかもしれぬと嘆いたほどであつた。

この例でも見られるとおり、特定社会の仕組を所与とすれば、ある種の所得介入は避けられないと言わざるをえないかもしれぬ。だとすれば、たとえ水増しとわかつていても、所得介入部分を現実になしにすますということは簡単にはできない相談であつて、私はここで、日本なら日本については、所得介入部分を圧縮するような措置をとれ、と提案しているのではない。ここでの問題は、所得介入部分が大きいために「国民所得」が拡大しているのを、福祉の立場からどう考えるかということなのだ。

所得介入現象は大体においてサービスに関連するが、これに似て、

財貨の面で「国民所得」拡大の素因となりながら福祉的意義が疑わしいものに、いわゆる「無駄の制度化」現象があって、これが第三の論点をなす。「効用のための生産ではなく私利利潤のための生産」をその行動原理とする資本主義社会では、この「無駄の制度化」が避けられないという指摘は、古くはヴェブレンの一九〇四年の著書の中に⁽¹¹⁾ある。そこで彼は次のように書いた。

「産業生産以外の面での支出、つまり産業の立場からすれば純粋のムダであるような支出によって商品やサービスが吸収されるという現象は、今後ますます多量に行なわれざるをえなくなるだろう。そして、もしこの種のムダな支出が減るようなことがあれば、その論理的な帰結は、経済界に相当の動揺をもたらし、続いて不況へ導くよりほかない。」

ヴェブレンがこのように書いて以来半世紀以上を経過したが、その間、特にアメリカ社会では「無駄の制度化」現象が著しく進昇し、その具体例については、ヴァンス・バックワードの著書に詳しいので、ここでは繰り返さない。日本でも、広告会社である電通の「戦略十訓」の中には、「捨てさせろ」「ムダ使いさせろ」「流行遅れにさせろ」などというのがある。計画的に陳腐化や物理的寿命を早めて多売をはかる生産者との協力的体制ができあがっている。

この「無駄の制度化」は耐久または半耐久消費財の分野で特に顕著に見受けられるが、もしもGNP中の消費の計算を、実質的な効用のフローの合計という形で行なうならば、「無駄の制度化」はデフレーターをそれだけ大にすることによって、水増し計算を防ぐことはできる。たとえば毎日一回のひげそりに使われる安全かみそり

ほうが、在職中は五万円分だけゆたかな生活を享受するだろうが、もしも両者が同額の貯金をもって出発したとするなら、いよいよ停年退職となったあかつきには、Aのほうが安心して老後を迎えうるにきまつている。

一国の経済についても、「貯金」をくいつぶすことによってフローとしてのGNPを高めうる側面がある。フェアフィールド・オズボーンは、一九五〇年代の半ばのころすでに、その著書『地球の限界』*The Limits of the Earth*の中で警告を發し、「われわれアメリカ人は、過去四十年間のあいだに、人類の歴史が記録されるようになって以来一九一四年までの四千年間に、全人類が消費したよりも多い世界の資源を消費した。……われわれは地球のもつ限界に気が付きはじめている」と言ったのだが、その時から現在にいたる十年余りのあいだにさえ、地下資源面でのアメリカの対外依存度は、かなりの上昇をみせているのだ。そして現在のアメリカ人一人当りの非鉄金属利用量（フローではなくストックとしての）は、銅が一六〇キログラム、亜鉛が一〇〇キログラム、鉛が一四〇キログラム、錫が一八キログラム、アルミが一〇キログラムといった具合で、⁽¹⁵⁾世界人口の全員がこの水準に達すると考えた場合には、人口数五十億人（一九八五年頃達成見こみ）として、銅であれば八億トンとなり、現在の世界生産のゆうに百倍をこえる。

地下資源というものは、掘れば掘るほど新鉱脈等の発見で、ほとんど無限であると言われてきたけれど、肥料原料として不可欠な燐鉱石はすでに限界がみえてきたというし、石油にかんしても、現在の生産量増加率（八・二四％）が維持された場合、年平均発見量

の効用は、その使い心地が同じであるかぎり、かみそりの耐久性にかんせず一単位のものであるとする。もし今ここに四十年間なんの故障もなく使われてきたかみそりがあるとすれば、それは四十単位の効用を生んだことになる。他方、一年で捨てられてしまうよりなにかみそりは一単位の効用しか生まなかつたこととなる。貨幣価値の変動を調整した場合のこの二つのかみそりの比価が一对一であるならば、利用効率を考慮に入れたデフレーター適用により、後者は前者の四分の一以下のものとならざるをえないだろう。もちろんこのような計算は、ファッションと無縁のものにしか適用できないわけで、その実用性は限られているだろうし、人によっては、かみそりにさえファッションがあるとこい張りかもしれない。

五

「国民所得」なりGNPなりが拡大してもその福祉的意義が疑問視される第四の論点は、社会的富の減耗に関連する。

これは、さきに述べた「無駄の制度化」の延長と考えることもできる。四十年の耐久性が可能なかみそりができるのに、一年でダメになるものを消費者に買わせるようなことを続けていけば、効用にかぎがないのに、フローとしてのGNPは増大し、そして有限の地下資源の減耗を早める結果となるだろう。社会的富の減耗度を加味することによってフローとしてのGNPを増大させることは、同額の月給を受けとる二人の大学教授A、Bのうち、Aはその月給だけで生活し、Bは貯金からのひきだし分をたとえば毎月五万円ずつ月給に加えて生活する場合を比較してみると、よくわかる。Bの

推計（六八億キロワットル⁽¹⁶⁾）でまかなえなくなるのは一九八一—二二
年ごろであると言われている。発電所に関連しての公害がちよっと
やかましくなつたとたんに、電力供給の危機が叫ばれるようになって
たことを考えても、人間の福祉とのあいだにバランスのとれた資源
利用をはかることが、いかにきびしい課題をばらむものであるかを
思い知らされるのだ。

社会的富の減耗は、物的資源の分野においてだけではない。経済学者は観光産業の資源としてしか計算の仕方を知らぬかもしれぬけれど、自然の美しさもまた、社会的富の一部である。特に日本のように風光明媚を誇つた国は、それなりのゆたかさを人の心と与えてきた。ところが今日では、この自然の美しさが惜しげもなく高度経済成長のため犠牲にされつつある。国民が物的豊かさよりも自然美を選好するのであれば、自然はもっと大事にされるだろう、と一部の論者は言うけれど、個々の消費者には、歩道が車道のために削られる場合についてさえ、歩道を残しておいてほしいという選好を登録する場所がないのである。

社会的富の減耗との関連で更に問題になるのは、プラスのものが消費することの裏返しにあたる場所のマイナス要因の蓄積である。日本で最近有名になった田子の浦のヘドロ蓄積などがその一例であるし、それほど目立った形ではないにしても、東京湾内の海水汚染度がひどくなって、現在の下水処理技術をもってしては、これ以上東京都の下水処理区域をひろげることができないという事実なども、その例をなしている。現在の下水処理技術は、バクテリアを使って有機的を分解させるているものであるから、汚濁の一素因をなして

いる有機物が少なすぎると、バクテリアにとって食物が不足するという状態になるし、逆にそれが多すぎるなら、バクテリアがもたまして汚濁は蓄積する一方となる。そこで、下水処理にあたっては、BODの或る臨界値をねらうよりほかはないのだが、工場排水がすでに相当の既成事実となっていて、湾内海水の交換率がきわめて低いという東京湾の現状では、これ以上あまり下水道の普及をはかることが困難だという事情になっているのである。ここまで汚濁をすすめてきてしまったという過去からの蓄積が、今後の対策を大きく制約するのであって、この種のマイナスの蓄積という形の社会的富の減耗は、日本中のいたるところにみられる。これらのマイナスの蓄積を一举にか二挙にか整理しようと思つたら、大ていの場合それではできないことではないが、田子の浦のヘドロ処理の事例でも明らかとなっており、それには相当の費用がかかり、費用をかけて元どおりにするということだけのために、GNPはそれだけ増大することになるだろう。社会的富の減耗というのは、その配慮をしないことのためにGNPの拡大を可能にし、そしてまた、その減耗を相殺しようとする過程で再びGNPの増加をもたらすという、いわば二重効果をもつとさえ言うことができるのだ。

六

最後にもう一つ、福祉的意義が疑問であるところの「国民所得」成長要因がある。それは、土地価格の暴騰のおかげで埋立による土地造成が正当化され、かくして、資源の無駄が生ずるという点にほかならない。

海水浴場や自然美のことは考慮されていない。一例を愛知県三河湾埋立計画にとるならば、この湾は、その全体が「三河湾国定公園」であり、西側は「南知多県立自然公園」、南側は「渥美半島県立自然公園」、北側は「蒲郡県立自然公園」となっているところで、わけても渥美半島の北側は、東京と大阪のあいだで現在のこる唯一の水のきれいな海水浴場と言われている場所である。ところが、この三河湾内では、一九五八年以降、西側の武豊・衣ヶ浦地区で七二三ヘクタール、北側の蒲郡地区で五三二ヘクタールの埋立が、一九六九年末までにすで行なわれ、一九七〇―七五年の間には、衣ヶ浦地区でさらに四六三ヘクタール、東側の田原地区で一九〇八ヘクタールの臨海用地造成が計画されている。これらの埋立にあたり三河湾全体の約四分の一が造成地となる予定だが、そのため、たとえば田原温泉に近い新片浜の海水浴場はつぶれる。他方、渥美半島の北側には、もともと地味が悪くて戦前は要塞地帯とされ陸海軍の実弾射撃演習地となっていたところで、戦後開拓農民を受け入れた土地が、米作調整でいちばやく遊休化した形で存在している。現代の日本の埋立事業の矛盾を如実に見せてくれるのが、この三河湾の例なのだ。

いったいどのような手順を経て、またいかなる経済合理性の論理によって、これらの臨海工業用地造成が推進されているのであろうか。官庁文書によると、一九七五年の日本の工業出荷額は、一九六五年価格で九六兆円と推定され、土地生産性を一ヘクタール当り四・九八億円（一九六五年には三・三億円であった）とみれば、一九七二〇〇ヘクタールの工場敷地を必要とすることになるが、この

たとえば一〇アール（三百坪）の農地で四五〇キロの米作収獲をあげるとすれば、経費や副収入等を考慮に入れて算定される一〇アールの土地から得られる年間純収入（水田単作の場合の土地収益）は、せいぜい二万円をこすまいとみられる。利子率七％でこれを資本還元すれば、約三十万円であり、三・三平米（一坪）あたりでは千円にしかならない。ところが、農地転用でこれを宅地化するとも、地価は一挙に十数倍にもなるであろうし、工場用地として売っても、少なくとも十倍にはなる。しかも、売らずに保有しておれば、年とともに地価は物価騰貴以上の早さで上昇するという期待をもつことができる。

こうした状態が続いている状況のもとでは、農地の転換はなかなか進まない。遊休保有がいちばん有利であるとすれば、無理もないだろう。昭和四十五年度を例にとるなら、米ができすぎるのを抑えるために、有償休耕の方法で三十三万ヘクタールもの水田が、いわば「失業」したわけで、このような事態は、これからさき永続する可能性が強いのだが、農地の有効転換は、そう簡単には実現しそうもない。農家の立場からすれば、それはもっともだろう。そうなるも、工場用地は別に工面しなければならぬ。現在、日本中どこへいっても、坪一万五千円以下で埋立のできる湾海はないと思われるが、需要者の側からすれば、坪三万円でも買うというのがある以上、埋立事業は成り立つ。かくして計画されたのが、昭和四十六年度以降五年間にわたる四万ヘクタールの土地造成計画であって、その費用は全体として、おそらく三兆円に達するだろう。費用というのは造成費のことであって、湾海を埋立てるためにつぶされることになる

面積から一九七〇年末までの現存分を差引き、所要残量のうち四五パーセントを臨海造成で求めるとすれば、一九七一一七五年の間に四万四四〇〇ヘクタールの埋立造成が必要となるというものである。つまりここには、日本経済の実質成長率を一九七五年までは一〇・六パーセントの水準に維持するという大前提がまずあって、さらに工業用地造成の臨海依存度を四五パーセントとするという第二の前提が設けられ、あとは埋立適地を片端から拾いあげていくという形の計画、すなわち生産優先主義の露骨な計画があると見てよい。一方には、埋立をその事業とする営利会社が定着してしまっているという事実があるし、他方には、地方公共団体が固定資産税の増収をよるこぶという意向があつて、こうした「国民の庭をつぶす」計画は、容赦なく進められる。そして地価が暴騰を続けるかぎり、臨海依存度なるものは更に高まるだろうから、埋立事業には拍車がかけられることとなるのである。

水田だけで三十三万ヘクタールもの土地が「失業」を余儀なくされていて、しかもこの「失業」状態が永続しそうな段階で、その一割余りにしかならぬ四万ヘクタールの土地造成を三兆円もかけて五年間に行なうということは、しかもその過程で自然の景勝を少なからず破壊するということは、狭い意味の経済的効率の視点からしても、妥当とは言いがたい。しかし、そのためにGNPの成長を助けることになるという点は、疑問の余地がないのである。

七

以上、五つの点を挙げて、「国民所得」なりGNPなりが福祉的

意義の疑がわしい事由によって拡大する可能性をもつものであることを論じてきた。これらの点を考慮に入れるなら、GNPを経済的福祉の指標とみなすよりも、むしろ総合的な費用の指標とみなしたほうが適当であるという考え方に一理があることは、十分にうなずけよう。

しかし、だとすれば、経済学者は経済的福祉の指標として何を使ったらよいのであろうか。経済学者は、それとも、およそ福祉にかなうことで計量的な作業をすることをあきらめるべきであらうか。本稿は、この問題を正面からとりあげることを意図したものである。しかし、いわゆる経済成長の福祉的意義について以上のような疑問を呈した以上、経済的福祉の指標を積極的に考えようとする場合の方法論に一言だけでも触れておくべきであらうと思われる。

福祉の問題は、基本的には素材面の問題である。そして素材面の事象は計量化できないことが多いし（たとえば自然の景勝）、たとえ計量化できたとしても単一の次元ではその内容をつくせないし（たとえばカロリー数値だけでとらえられた食料摂取量）、また、それぞれの項目が単一の次元で計量化できたとしても、いくつかの福祉項目を共通の公約数で集計することはできない。経済企画庁あたりでは、Gross National Welfare（すなわちGNW）の指標なるものを試作検討中であると伝えられているが、これは所詮、決め手を欠いた妥協の産物でしかなく、一応の参考となるというにすぎないであらう。それよりも、このさい経済学者の過去の業績のなかから掘りおこすべきものは、アヴィンダ・フィッシャーの考え方であると思われる。彼は、経済的福祉の源泉となる社会的富を「資

がはつきりする。第五の契機である「地価暴騰による無駄な土地造成」現象については、それだけの「資本」が新しくできたというふうに言えないこともないけれど、埋立を通じて破壊される海水浴場や自然の景勝を「資本」の一部として計上することができるなら、差引きどういふことになるかの答えを出すことができる。もちろん最大の難点は、フィッシャー流の「資本」概念を単一の次元で計量化することは困難だという点にあるだろうが、第一次接近としては、国富推計があり、これをできうるかぎり補正していくという形で、不完全ながらも経済的福祉の指標に近付けていくことは可能であると思われる。

もしも分野を限って社会的富の一部を計量化するというのであれば、作業はいっそうやりやすいであらうし、また、その意義も決して小さくはない。われわれはすでにその種の推計を現に行なっているのであって、一例を挙げるなら、「住宅資本」の推計がそれである。たとえば大川一司教授等の推計によれば、日本の住宅ストックは、一九六〇年価格で、一九三八年には九兆九三四〇億円であったのに対し、一九六〇年には一〇兆八三二〇億円であったとのことで、この間九パーセントの増加であるけれど、この二十二年のあいだに人口が三二・二パーセント増加したことを考えると、一人当りにして住宅ストックは一八パーセント減少したこととなる。この計算には、住宅環境としての日照、通動通学の便、大気の状態、公園や歩道の存否等のことは含まれていないから、十全のものではないとしても、住宅本体だけについてこれだけの減少があったということは、一人当り国民総生産がこの間約二倍になったことを考えると、奇異

本」と呼び、その「資本」を増加させる行動を「生産」と呼び、逆にそれを減少させる行動を「消費」と呼び、その「資本」がそれぞれに性格に応じて提供するところのサービスを「所得」と呼んだ。そして、「資本」と呼ばれる社会的富のなかには、人為の蓄積物である設備や建造物のほかに、自然の資源である地下資源・海洋資源や自然の景勝、さらには科学技術の蓄積をも含めたのである。「生産」は「資本」をふやし、したがって「所得」をふやすところの行為である以上、それは本来らしいものであるべきだし、「消費」は「資本」を減らし、したがって「所得」を減らす行為である以上、それは本来好ましくないことだ、というのがフィッシャーの見解でもあった。この考え方は、たまたまピグーの厚生経済学が学界を風靡しはじめた時機に出されたため、ケンブリッジ学派の強力な風潮に圧倒されて、学界では真剣にとりあげられなかったけれど、福祉問題を考えると、ぜひともあらためて再検討を要する方法論であると言つてよい。用語の使い方そのものは、まさに非正統派派であるけれど、経済的福祉の問題は素材面でもとらえるべきであるとする基本的要請にもっとも忠実でありながら、同時に集計化の要請にもこたえる可能性をはらんだ方法論がここにあるのだ。

フィッシャー流の考え方をすると、さきに挙げた五つの問題のうち、特に第四の「社会的富の減耗」については、はつきりとマイナスをマイナスとして計上することができる。また、「無駄の制度化」現象を、「消費」活動の増大として規定できるし、「所得介入」現象を「資本」の増加には関係のないこととして処理できよう。さらにまた、「経費的消費」についても、それが「生産」ではないこと

の感にうたれざるをえない。一九六〇年以降、その後の十年間で、一人当り実質国民総生産は更に二・六倍程度になっているというから、一九三八年にたいしては五倍以上になったわけだが、住宅ストック一人当りの数字は、おそらくたいして改善されていないと思われる。「奇異の感」と言ったけれど、国民総生産の数字がどのような事情でふえるものであるかを承知していれば、住宅ストックが実質国民総生産と歩調を合わせなかったことには、なんの不思議もないのだ。経済的福祉の数字を求めようとするなら、このような部門別の「社会的富」の推計を行なうことが第一次接近の作業と言うべきであらう。

最初にもことわったとおり、「高度経済成長の再検討——総括」という主題のもとでは、ほかに論ずべきことがいくつもある。限られた時間内で、その一つ一つに十分の注意を払うことは到底できないので、ここでは割愛するが、最後に一点だけ申し述べておきたい。それは、過去十五年間余りにわたった高度成長なるものも、戦前（一九三四—三六年）基準にして計算してみると、それほど異常のものでもないという点である。一人当りの実質国民総生産では年率四パーセントで伸びたとして、指数は一九七〇年に三九四・六にならねばならぬことになるが、現実の数字は一九六九年にちょうどそのあたりまで上昇した程度であって、年率四・五パーセントを想定するなら、一九七〇年の指数は四六六・七にならなければならない。現実には一九七一年になってもまだそこへは到達しないだろう。さきの戦争で敗けた國が、西独もイタリヤも日本も、他國にぬきんでた成長の時期を戦後にもったということは、戦争による落ちこみ

をとりかえず要因が働いたという面があったからに相違なく、この点を考慮すると、日本の場合について、過去十五年間の高度成長をそのまま延長して予測を立てることは、相当の問題があると言へべきであろう。

- (1) 小宮隆太郎「現代資本主義の展開」『エコノミスト』一九七〇年十一月十日号、四八ページ。
- (2) 熊谷尚夫他座談会「物価・公害への挑戦」『中央公論』一九七一年一月号、一〇七ページ。
- (3) 国民所得論のこの側面について私が最初に発表したのは、『一橋論叢』一九四三年十二月号所収の論文「国民所得、概念への反省」である。最近のものとしては、都留重人編『新しい政治経済学を求めて』第3集（勤草書房、一九七〇年十二月）所収の拙論を参照された。
- (4) *The New York Times*, 16 August 1970.
- (5) 南ストナムの『ホムビン』紙によると、日本の業者はサミュエルでの自動車やオートバイの市場を獲得するため、大衆の交通機関だったバス路線を多額の賄賂を使って廃止させたという。（朝日新聞社編『世界がみた日本経済』一九七〇年十一月、一八四ページ参照）
- (6) John Ruskin, *The Two Paths*, 1859, p. 110.
- (7) *Wall Street Journal*, 23 July 1970. この記事の見出しは“Legal Windfall: Lawyers Stand to Reap Substantial Rewards in Penn Central Case”となっている。弁護士がどのように報酬を受け取るかの実例がこの記事の中にある。

- (14) Claude Julien, *L'Empire Americain* 参照。
- (15) G.T. Taylor, *The Doomsday Book*, 1970, p. 210.
- (16) 柴田敬「エネルギーと経済——公害と環境法則」『青山経済論集』一九七〇年十月号参照。
- (17) 『昭和四十六年度港湾関係債事業計画説明書』（運輸省港湾局、昭和四十五年八月）

質問 一（神戸商科大学 伊賀 隆）

都留さんの御報告には全面的に賛成ですから、ここでは質問というよりも、都留さんの御意見を確認するという意味でおたずねしたいと思えます。

第一の点は単なる名称の問題ですが、GNPの増加が必ずしも国民福祉の増加をもたらさない例として、五つの要因をあげられました。その中「社会的富の減耗」を除く四つの要因は、剰余生産物の浪費または不生産的労働部分の増加と呼ぶ方が分りやすいのではないかと思います。これらはGNPを増加させる要因ではなく、GNPを不生産的用途に充当することによって、それを濫費させる要因と考える方が適当ではないかと思えます。

第二の点は「社会的富の減耗」という項目ですが、生産というのは生産物を生産することであると同時に、生産要素（労働力、生産手段、資源・環境）を消耗することですから、生産には必ず「社会的富の減耗」が随伴します。しかし減耗した生産要素は、一部は自然系の代謝過程に助けられながら、主として社会系の代謝過程によってさまざまな形態で補填され得るわけですから、この補填分を差引きしたネットの減耗を「社会的富の減耗」と呼ん

てあるが、それによると、セントラル・レイブルロード・オヴ・ニュー・ジャージーの保管人の顧問弁護士であるチャールズ・ミルトン氏は、一九六八年十一月から一九六九年十月までの一年間に、同社のケースに関連して一四八一時間のサービスを提供したという報告書を州際通商委員会に提出しており、その内訳書は、シングル・スペースのタイプで七〇ページに及び、レディング鉄道の役員との中食に二時間を使ったとか、夜の宅調で四時間半を或る週末に費やしたとか、一九六九年四月中の電話使用が五七回に及んだとかが記されているという。この種弁護士の時間当り報酬は五〇ドルというのが相場なので、ミルトン氏は総額七万四千ドルを要求していることとなる。これ以外に同氏は、このケースに関連した前年度の分として九万ドルの報酬を受けとったという。

- (8) 「経済における人間の復位」『エコノミスト』一九六八年四月二日号。
- (9) 岡総「社会主義経済にかんする若干の新しい概念と接近方法について」『経済研究』一九六六年一月号 八ページ。
- (10) たとえばウクライナ共和国科学アカデミーのサイバナティック研究所長のグルニコフ。
- (11) Thorstein Veblen, *The Theory of Business Enterprise*, 1904.
- (12) Vance Packard, *The Waste Makers*, 1960.
- (13) マッカーマ、前同書、一九五五ページに引用。

でおられるかどうか、この点についての御意見を聞かせて頂ければ幸いです。

答 (1) 私が挙げた五つの要因のうち、「社会的富の減耗」を除いた他の四つは、「剰余生産物の浪費または不生産的労働部分の増加」と呼んだほうがよいのではないかと質問と思うが、それが無ければGNPが現にある水準まではふえず、従って浪費の対象となる剰余生産物も出てこないという点が重要なので、私としては本論のなかでおこなったような整理をした。資本主義社会を前提するかぎり、問題の「浪費」をしなければ剰余がその分だけ他の目的に使えるのかというと、そうではなく、よく言われるように、「死の道具」の生産によって榮えることができても、「生の道具」の生産によって榮えることができないという点が問題なのである。

(2) 「社会的富の減耗」は、伊賀氏が言われるとおり、補填されないか、あるいは補填されないかのために生ずる減耗の意と解していただいてよい。汚染によって動植物の特定種が死滅してしまう場合のように、補填ないしは復元のしようのないものがあることに、特に注意すべきであると思う。

質問 二（東京外国語大学 伊東 光 晴）

昭和三十五年にはじまる我国の高度成長が、労働市場に大きなインパクトを与え若年労働力の不足から賃金水準の上昇を加速し、これがより資本集約的な技術への誘引をつくりだし、日本の経済の中に経済構造近代化の内因をつくりだしたことは高度成長の生み出したひとつのプラスの面として評価することができるかと思えます。なんとすれば、こうした構造近代化への内因は、日本経済

の戦前の型は低賃金構造の上に築かれた、それゆえに低資本操備率、低生産性の小零細企業の前近代的性格に大きなインパクトを与え、生産函数論の示すように賃金水準の上昇→資本集約的技術の採用→構造近代化という道を、はじめて、経済内因としてつくりだしたからです。にもかかわらず、こうした近代化への道が、よりおくれた分野への積極的対策ではなしに、よりのびうる分野への投資により、あるいは全体としての有効需要の量的拡大策によって誘引された結果、過疎過密問題、消費者物価の上昇等、社会的摩擦を生じたのは、アメリカにおいて「貧困の鳥」——ガールブレイスがいう豊かな社会にとり残された人々——を取り除くため、たんなる有効需要の拡大策をもってしては、他の分野に過度成長による摩擦現象を余儀なくさせるのと同様です。日本の高度成長は一方で競争的寡占市場を展開させ、そこでの設備投資競争、したがって技術革新競争、市場占拠率をめぐる競争という競争的寡占の特徴を展開する一方、中小企業分野にはこれが上述したインパクトとして需要面での需要増加と供給面での賃金上昇による構造変化となり、これが投資増加を加速してゆくという形をとりながら、四〇年以後になると、固定為替率が国際競争条件を有利にするという役割に転じることによってさらに加速されてきます。

都留教授はこうした過程で実現されていく国民所得の増加が福祉の増加と直結するものではない理由を四つの点から指摘され、福祉の指標としてストック——社会的富をふくめて——の重要性を指摘されました。この考えに基本的に賛成です。教授のこの考

することはできないか否か、こうした見地からはみだすものありとすれば、それは何か、それはいかなる理論を要請するか。これが都留教授への質問です。

答 結局は「市場の欠落」が問題だと言っているのではないかと、というのが伊東氏の指摘だと思う。言いかえれば、私はマクロ概念であるGNPの偏りを指摘したけれど、それをつきつめていけば、ミクロの分野に問題があるのではないかと、という問題提起がおこなわれている。たしかに、マクロ・レベルでの問題をミクロ・レベルにまでおろして考えることは大切であって、この場合にもそれは不可欠だが、そこで問題になるのは、「市場の欠落」を補正するいわゆる「市場化」の手法が理想的に行なわれたとした場合でさえ、本論で指摘したような問題点を解決しうるかという点にある。公共財にかんしては、もともと結合性や非排除性の故に市場化が困難であると言われてきたが、それ以上に問題なのは、時間の次元で継起する事象について、市場メカニズムはどうしても動学的効率を保証しえないという点にあると思う。これが、私の第五の要因と関連する。

質問 三 (明治学院大学 鈴木 守)

所得介入現象の一例として金融関係業務をあげられたが、その内容について補足説明をしてほしい。

答 中央銀行が金融政策の道具として法定歩合を使い、それを上げ下げする場合、中央銀行の受けとる利子収入は当然変動するけれど、そのことは、中央銀行で働く人たちの給与には関係ないし、また中央銀行が行なう新建築等の投資活動にも影響すべきことではない。日銀であれば、利子収入が余分にはいれれば、国庫への納付金が

えに、初めて私が接したのは、昭和二五年のゼミナール講義においてであり、この視点から今日という公害問題を指摘されたことは今日あらためて強調されなければなりません。こうした問題は、たんなるマクロの集計概念の問題として考えられるだけではなく、ミクロの価格理論の一環として、その拡充として考える必要があるかと思えます。とすると、それはいかなる問題となるか、おそらく「市場欠落」論はその多くを説明しうる武器となるのではないでしょうか。

大量生産によるプラスチックのコスト低下——しかしそれは社会的に廃棄にもなり費用を生む。こうした外部不経済は私的企業のコストに社会的費用が算入されないために、私的費用と社会的費用とを合計した社会的総費用の見地からは合理的な生産量と見え、それが過度な社会的費用を生み、公害あるいは財政の圧迫となつてあらわれます。港湾建設にさいし、一方で船舶大型化にもとづくコスト低下が私企業をして船舶大型化を誘発し、その結果水深を深くするなどの社会的資本投資を必要とさせ、結果として社会資本の不足を生む。これも、もし社会的総費用の見地に立つならば、けつして大型化が合理的だとはいえない場合もありうるのです。教授の指摘された水、空気等をふくめた社会的富の損耗——これも市場欠落のためのひとつのあらわれです。高度成長は、市場欠落ゆえに産業構造をゆがめ、他に外部経済をかける産業を過度に発達させ、その結果、社会的資本を不足させてガールブレイスのいう社会的アンバランスを引きおこし、所得と福祉を乖離させている——要するに、価格論の視点から教授の指摘を整理

ふえるだけである。ところが、市中銀行となると事情が異なる。中央銀行と大蔵省が相談の上で行なう金融政策のやり方次第では、市中銀行が受けいれる貸付利子収入は急増することがありうるが、その場合でも、その収入はそのまま市中銀行の収入として使うことができる。日本のように、長期設備資金までも銀行が相当額融資する慣行のある国では、金融政策次第で利子収入がかなり大きく動く可能性があるが、銀行としては、その平均額ではなく、その見込み最低額を基準としてその経営を行なうだろうから、超過利潤をかせぎうる可能性は大きい。本来公共的な政策であるところの金融政策の帰結が市中銀行の利潤となるところに、この問題を考えるにあたっての出発点があると思う。現実にも金融機関が設備・待遇・厚生施設等の面でぬきんで一流の地位にあることは、所得介入の事実を立証するものであると言ってよい。

質問 四 (名古屋大学 藤井 茂)

フィッシャーの所論に触れられたが、実物面での国民資本と体制面での金融資産とが、分配の立場で乖離を生み、それが工業化高成長の過程で増大し、かくして福祉増大および合理的配分を害していると思われる。顕著な例としては土地の私有制からくる問題などが、それだ。素材面と体制面のあいだの乖離こそが問題であると言ふべきではないのか。

答 福祉の問題は素材面でのそれだと言ったのは、経済全体についての時間次元での比較に焦点を合わせた場合のことだったわけで、フィッシャー流の「資本」も、現実には体制面からの規定(たとえば土地の私有制のような)を受け、一時点での分配関係は、この体

制面からの規定によって支配されるものであることは、言うまでもない。したがって、個々人の福祉が、その個人の体制上の位置付けによって大きく影響されるといふのも当然である。分配の問題は成長の問題と一応別個に論じ、さらにそのうえで、成長過程がどのような分配上の偏よりを生むかという形で論をすめるのが適當ではないかと思う。

質問 五 (小樽商科大学 望月喜市)

(1) 「社会的富の減耗」によってGNPは統計的にはそれだけ小さくでてくるのではないか。つまり、資本主義のもとでは、「社会的富の減耗」が社会的コストとして交換経済の枠内に入りこんでこないから、それだけ統計数字としてのGNPを小さくしていると考えていいのではなか。

(2) 国連統計において、発展途上国にたいしてはGNPはかなり有効に利用されているように考えられる。GNPが福祉の指標として好ましくなくなるのは、経済の成熟度と関係があり、その点で、どこかに屈折点があると考えることはできないだろうか。

答(1) 清浄な大気という「社会的富」を減少させないように公害防除費用をかけたとすれば、その費用の分だけGNPが多くなるということはありうる。もちろん、需要の弾力性次第で、その製品にたいする需要量は減るかもしれない。この点を一応無視すれば、「国民総生産は国民総費用である」という意味において、「社会的富」を減少させないように費用をかけただけGNPは増加しうるわけだから、逆に言って、「社会的富」の減少はGNPを減らすと言えないこともない。しかし、外部不経済を内部化した場合

の需要量、したがって生産量がどうなるかは、大いに問題だし、また地下資源や海洋資源や森林資源のような社会的富を濫掘濫獲濫伐すれば、それだけGNPを一時的に高めやすくなることには疑問の余地がないだろう。

(2) 発展途上国の場合、GNP成長が緊急の課題であるという点を否定するものではない。しかしこの場合でも、集計値としてのGNPに焦点を合わせるよりは、具体的な課題(たとえば土地改革、教育の普及、社会的共通資本の整備等)と直接に取組むことのほうが重要であると思われる。ダッドリー・シアーズを団長としたコロンビア経済開発調査団が、このほど四百ページをこす報告書をILOから出版したが、その中にただの一度も「GNP成長」という言葉が出てこないことは注目に値する。成長がどこまでいったら成長疑問視の事態になるのかといういわゆる「屈折点」の問題にかんしても、私は経済体制の側面を重視する立場で答えたい。本論で挙げた五つの契機は、いずれも、資本主義発展の段階と関係の深いものであって、この体制面を捨象して一般的に「屈折点」なるものをもつて議論することはできないと思う。

質問 六 (東洋大学 阿部源一)

(1) 高度経済成長の「ひずみ」の諸現象は、ケインズ理論の副作用とみるべき点が多いと思う。その意味で、高度経済成長の再検討とは、ケインズ理論の再検討ということになるのではあるまいか。資本主義にとって、ケインズ理論はまだ有力な支柱と考えられるので、現時点におけるそのプラス面とマイナス面とを明確にする必要があると思う。

(2) ポールディングの『経済学を超えて』の中にも、フローよりもストックを重視すべきことが書かれてあるが、これもフィッシャーの所論と直接の関係があるともみてよいだろうか。

答(1) ケインズ理論は「不況の経済学」であると言われたとき、同じ理論がインフレ対策にも役立つという反論がなされた。このことじたいは、承認して差支えないと思うが、もっと別の意味でケインズ理論が不況の経済学であると言いうる。すなわちそれは、不況時には公共部門に力を入れるような政策提案につながるのに対し、慢性的な忍び足インフレの時代には、それは私企業部門を強く支援するような政策提案につながる偏りをもっている。社会的アンバランス(ガルブレイスの言う)がますます問題となっている時期に、このような偏よりは再検討を要する。

(2) ポールディングは、戦後比較的早い時期にフィッシャーの再評価を提案した学者であって、そのことは、彼の“Income or Welfare” *Review of Economic Studies*, Vol. 17 (1949~50), No. 2 という論文をみると、よくわかる。

高度経済成長と産業構造変動の諸問題

中村 秀 一郎

（専修大学）

I 産業構造高度化の諸結果

(1) 重化学工業化の達成とその帰結

周知のように日本経済の高度成長は産業構造の高度化を促進し、昭和三五—六年の時点でその重化学工業化率を先進国水準にまで到達させた。この重化学工業化は、軍需と深く結合していた、かつての日本経済におけるそれとは異なり、設備投資主導型の経済成長によるものであり、三〇年代後半からはそれは耐久消費需要の拡大に対応するものとなっている。

すなわち、昭和三〇年代初期の電力、鉄鋼、石油化学などにおける投資によって発展の基礎条件が形成された合織、家電、自動車などの消費財関連重工業が、三〇年代後半からの所得水準の上昇を背景に飛躍的に発展し、それが今度は逆に基礎産業の投資を誘発した。そしてそれらが全体として工作機械、産業機械などの投資財産業の投資を促進し、投資が投資をよび、消費需要の生産誘発効果の大きい高度化過程の展開となったのである。

このような展開の基礎には、一方では、先進国ですでに企業化されているためにリスクが少く、かつ期待利潤率の高いさまざまな革新的な技術の存在が、企業家の投資意欲を積極化し、またこれを推

進するような競争的性格の強い産業組織があり、他方では、加速化する拡大再生産のもとで資本蓄積と所得水準の上昇との両立を可能にするメカニズム、すなわち労働市場の売り手市場への移行によって有効に作用した戦後民主主義の枠組（労働運動の制度化と農地改革、農業協同組合の圧力集団としての形成）がある。

出発点において内需に依存したこの重化学工業化は、技術革新の導入と量産規模の拡大によって労働生産性を上昇させ賃金コストを低下させて、国際比較優位を強化し、また世界需要の動向に適合して輸出依存度を高めてゆき、昭和三〇年代末から四〇年代にかけて輸出構造の重化学工業化を実現した。これは昭和四〇年代の輸出増加の基礎となった。いわゆる重化学工業の構造乖離指数（輸出構成比／生産構成比）は昭和三五年の〇・八一より四一年・一五となり（昭和四一年『通商白書』）四三年輸出総額に占める重化学工業品の構成比は六七・九％、四三年／三八年重化学工業輸出増加寄与率七七・九％（大蔵省調査、東洋経済統計月報四四年五月号による）に到達している。一九六〇年代の終りには、重化学工業化の課題は基本的に達成されたのである。

ではこの昭和三〇年代から四〇年代にかけての時期に、国の産業政策はいかなる役割を演じたであろうか。それは第一に、投融资、

減免税、公共投資などによる間接的な助成と、技術導入認可、合理化、輸出カルテルの公認、行政指導による各種の調整政策などに代表されており、それぞれの産業に問題が生じたとき、国が一定の助成・負担をおこなうが、その発展の条件が整備されれば、政策的介入を後退させるという性格をもっていた。

第二に、政府の介入は既存の産業組織には手をふれず、したがってこれを変革するような方向での介入はほとんどおこなわれていない。斜陽産業にたいしても成長産業にたいしても、政策はきわめて総花的で、企業の集中・合併を推進するというような意図は全く認められない。

第三に、資本主義体制のもとでは政府の産業に対する介入は最小限度に止めるべきである、という古い自由主義政策思想が経営者層、政治支配層に強く働いており、産業に対する政府の行動と介入の制度化はほとんど進まなかった。

しかし、とはいえ、自由な競争体制がもっとも効果的であるとする古典的な原則が重視された、というわけではなく、独禁法の二度にわたる改正、数多くの特別立法、さらに通産省の行政指導による多くのカルテル行為承認などにみられるように、産業保護主義的立場からの行政的な産業への介入は少くなかった。昭和三〇年代初・中期における産業政策は、基本的には、わが国の産業組織への先進国の進出を大きく制限しながら、その枠内で幼稚産業を育成し、現実の産業組織の競争的性格には手をふれないで、過剰生産などによって個別産業の危機が発生したときにそれに対して保護主義的な措置をとる、というゆきかたがたがらぬかれたのであった。

このような産業政策は、資本自由化が基本的な政策目標として登場する昭和三〇年代後期にいたって、いわゆる産業再編成政策へと大きく転換する。この政策は重化学工業の国際競争力強化を目標としており、スケールメリット論と過当競争是正論とをよりどころにして、量産体制の確立、企業規模の拡大、企業の集中、合併をはかり、寡占体制を確立して、「国際的に闘える企業」を形成しようとするものであった。

自動車産業二ないし三系列主義、八幡・富士合併、石油化学エチレン三〇万吨計画、工作機械企業のグループ化推進などとしてあらわれた、この私的大企業優先、生産第一主義的な産業政策は、企業集約・寡占体制の形成という点では、幸いなことに、政策担当者の意図した結果をほとんどうまなかったが、国際競争力の強化という点では企業の設備投資意欲と経済規模の拡大とに支えられて、予想外の効果を取めた。

しかしこの過程は国民生活に深刻な衝撃を与えるような結果をもうみだしている。すなわち都市計画や交通体系への根本的な検討と社会資本の充実を欠いている、自動車産業の爆発的な成長は、交通戦争と排気ガスによる国土汚染をもたらし、公害防止対策と産業立地計画の生産第一主義への従属は、巨大なコンビナートの群立する大工業地帯の背後で多くの生命が犠牲に供せられる結果を生んだのである。

さらに急激な重化学工業化がもたらす外部不経済効果の拡大について公共監視規制をおこたり、加えて、水俣病をめぐってはっきり露呈されているように、通産行政が経営幹部と一体となって真実の

究明を妨害するなどの過度な産業保護政策が、この衝撃を倍加している。産業政策は、明治百年にわたる保護主義を脱皮し、産業に対する公共政策に転換できるようにした、またそれが必要となったまさにその時点で、その転換を怠っており、今日の深刻な国民生活への衝撃はその結果なのである。

もし産業政策が、四〇年代当初に、個別企業の私的コスト、価格、利潤、国際競争力といった視野に限定されて消費者不在、住民不在となっている、伝統的な保護主義からいち早く脱皮し、国民的規模での経済効率の発揮、すなわち社会的費用を含む総コストの低下、ソーシャルベネフィットを含む社会的利益の極大化に、その目標を転換していれば、高度成長過程のマイナス面をかくも大きく露呈することはなかったはずである。

(2) 産業組織変動の評価

重化学工業化の成熟過程は現代的な意味での大企業体制確立の時代であった。しかしそれは、しばしば単純に理解されているように、寡占体制や産業の枠をこえる企業集団の単なる強化の過程ではない。昭和三〇年代末から四〇年代半ばにかけての産業組織の変化をみれば、それはあきらかである。

第一に、ビッグビジネスの一般的集中度は低下する傾向にある。昭和四年度の公正取引委員会年次報告によれば、巨大一〇〇社への集中度は、昭和三九年と四二年とを比較すると、資本金については三九・四％から三五・五％へ、資産では二七・七％から二五・三％へ、営業利益では二八・七％から二五・八％へと、どの指標をとっても低下している。高成長下の重化学工業化は巨大企業への一般

ループあつての企業ではなく企業あつてのグループという特質には変化はない。さらには後述するような産業のシステム化の進展がグループのあり方をむしろ弾力的にする可能性がある。戦後型の企業集団の質的強化、いいかえれば中央集権型のビッグビジネス体制の強化はまずありえないと予想される。

さらに大企業体制は、重化学工業成熟の結果として、新しい問題に直面しはじめていくということが指摘できる。昭和三〇年代においてはわが国の重工業は、プラントレベルにおけるスケールメリットの発揮しやすい段階にあった。しかし四〇年代に入り、最小適度単位が実現してしまうと、スケールメリットの効果は逓減する。のみならず産業全体を通じる研究開発集約性の強化が、大企業体制の有効性を問うにいたってさえている。単純な寡占体制強化論で現実の発展を予測することはできないのである。

(3) ポスト・インダストリアル・ソサエティへの移行と産業政策転換の方向

急激な重化学工業化の帰結として生みだされた大量消費社会は労働者の生存のための欲求を解決したが、それによってもたらされた豊かな生産力は、国民の福祉増大に直結しなかった。したがってこの生産第一主義的・人間不在の産業政策は根本的な転換を要求されており、新しい産業のパターンと消費のパターンの創造という課題が残されたのである。ところでこのような重化学工業化の遺産をかかえながら、産業社会はいまや新しい発展段階に移行しつつある。すなわち、機械工業における数値制御工作機械の導入、コンピュータ利用による化学工業のプロセス・オートメーションの完全自動

的集中度を上昇させることはなかったのである。

第二は、この時期における産業体制論議では、わが国の産業組織は競争的な寡占体制から協調的な寡占体制へと変化する、という見解が支配的であった。にもかかわらず、現実には必ずしもそのような方向をたどっていない。もちろん鉄鋼のように大型合併によってガリバー型寡占が形成された分野はある。しかしこれ以外の産業ではこのような傾向はみられず、高集中度産業の典型であったアルミのごときは三〇年代末から四〇年代にかけて二社のニューエントリがあり、逆にガリバー型寡占が崩壊している。四〇年代に入って上位二社による複占型の市場構造が形成された自動車産業でも、軽四輪分野では絶えず企業順位が変化するという競争状態がつづいている。さらに下位三社の米ビッグスリーとの提携がその効果発揮する段階では、自動車産業全般にわたって競争が激化し、複占型市場構造が変化する可能性も予測される。造船のような成熟産業でも同じく上位企業への集中度は横ばいし低下の傾向があらわれはじめている。

他方新しい成長産業では、電子計算機の分野についていえば、トップ企業である日電のシェアが一貫して低下し、富士通、日電、日立三社がほぼ同じシェアで並ぶという状況が生じ、電卓、事務用機器では家電、精密機器の新企業進出が相つぎ、ここでも市場構造はきわめて流動的である。また化学工業においても量産型の製品については新規参入による先発メーカーのシェア低下がつづいている。ではこの時期に結束を強化しているといわれる企業集団についてはどうか。現実には、戦後型の企業集団の基本的特質、すなわちグ

化などに象徴されているように肉休労働ばかりでなく管理労働をも大巾に排除するような省力化は、生産の場における労働者の比重を低下させ、いわゆる「脱工業化」を進めるとともに、研究開発を含む情報の生産と処理にたずさわる人口の数を急速に増大させている。またこの過程と平行して、これまでの有形の物財生産ばかりでなく、広い意味でのサービス部門の産業化が開始されている。

ダニエル・ベル氏によってポスト・インダストリアル・ソサエティと名付けられたこの段階の本質的特徴は、高度な生産力の発展によって可能となった宇宙・海洋などの新産業の登場であり、また情報・流通・住宅・農業など、これまで産業化しえなかった分野のインダストリアライゼーションであり、新しいリーディング・インダストリーとしての知識産業の登場である。筆者がここで産業社会の新しい発展段階を脱工業化社会とみなすのは、産業社会が生産を主要な関心とする社会から消費と余暇を中心とする社会へ移行する、などということを主張するためではなく、重化学工業化の傾向をただ未来にひきのばしただけでは洞察しえないような産業社会の新しい質的な諸要因が形成されてきていることを強調したいからである。ここでインダストリアライゼーションというのは、大量生産と大量流通の確立であり、その確立のための両者の調整を行う責任体制の形成であり、かつその主体のオペレーションの合理化である。とくに現代の産業化は単なる大量生産ではなく、ひとびとの個性的な要求を十分に包摂しうるような弾力的な大量生産として組織されなければならない。

また量産型耐久消費財産業にかわるリーディング・インダストリ

1としての知識産業の登場については、たんに知識の生産と流通に
関連する部門が成長産業になる、というような矮小化されたらえ
方をしてはならない。知識産業化とは、産業全般を通ずる研究開発
集約性の強化、高度の研究開発力によってのみ産業化の可能なシ
テム産業の発展、さらに知識そのものの生産の拡大、情報の処理と
伝達に関連した作業を専門的にこなう分野、あるいはコンピュー
ターおよび知的作業の機械化に関連する分野の発展などの総体なの
である。つまり知識産業化とは狭義の情報産業の成立であり、さら
に知識の生産の産業化であるとともに、産業社会そのものの知識化
を意味するのである。

ではポスト・インダストリアル・ソサエティへの移行は産業社会
にいかなる問題を投げかけているであろうか。この段階における経
済成長とは、たんなる「資本蓄積の結果というよりはむしろ一個の
総体としての社会的諸要因の生みだした成果である。もっとも新し
い事実、成長が以前よりもはるかに直接知識によって、したがっ
て社会がどの程度創造性をうみだす能力をもつかに依存すること
である。科学上・技術上の研究の推進・専門的職業に対する訓練の徹
底、変化を計画的に進め、変化をもたらす諸要件の関連を制御し、
さまざまな組織を管理し、したがって社会的諸関係の管理をおこな
い、あるいはいっさいの生産の諸要因、社会生活のいっさいの領域
——つまり教育・消費・情報——、これらを動員し、不断に変革し
てゆくうえで望ましい態度を普及させる能力、こうした諸要素の役
割のどれを問題にしようとも、これらはますます以前には生産能力
とよばれていた能力に緊密な形で統合されるに至っている」⁽²⁾。

障の立遅れ、人間疎外の深化——をもたらす可能性はきわめて大きい。
それゆえ通産省も昭和四五年の産業政策の柱として、経済の国際
化への対応、経済発展の基礎条件の確保、創造的発展への指向とと
もに、国民生活の質的な充実をかかげている。

しかしこれまでの産業のあり方をそのまま、前提として、国民生
活の質的な充実も考えてゆくという発想では、なんら問題の解決と
はならないであろう。ここで脱工業化社会への移行は人間化された
産業社会——その一般の目標は「私たちの社会的・経済的・文化的な
生活を変革し、それが人間の成長と活動性をそなわないうで、むし
ろ刺激し促進するようにしむけること、それが個人を受動的・受容
的にするのでなく、能動的にするようにしむけること、私たちの
技術的能力が人間の成長に役立つようにしむけることである」⁽⁴⁾——の
可能性を開いており、この立場から産業活動を位置づけることを可
能としていることに注目しよう。

それは人間優先の立場から、経済成長、企業発展の抑制を主張す
るというものではなく、人間生活のパターン、産業発展のパターン
を積極的に変えることを意味する。これまでの産業発展の延長線上
でも豊かさは増すであろう。しかしそれは、受動的な手のこんだデ
モンストレーション効果やステイタス・シンボルをかきたてる個人
的消費財、規格化されたレジャーなどの供給の増大を意味し、さし
迫った人間的欲求をしばしば忘却させるためにしか役立たず、その
欲求を充たすことは絶対にならない。また社会の生産力を最も有効に発
揮させることもないのである。

耐久消費財産業のリーディング・インダストリーとしての役割の

このような産業社会においては、アラン・トゥレーヌ教授が鋭く
指摘しているように、基本的な階級対立はもはや物的生産手段を所
有するものとしなないものとの対立ではなく、知識を管理し情報を占
有する支配階級と、それから排除され疎外された被支配者階級との
対立に変化する。一見、現代社会における大衆の知的水準の上昇と
マス・コミュニケーションの発展によって、情報はあらゆる人口に
提供されているように思われる。しかし「情報の受容とは、たんに
起っていることを知るのではなく、その内容を理解し、決定の理
由と方法とを知り、たんにある決定を正当化するために引合いにだ
されるいくつかの事実に満足してしまわないことである」とするな
らば、「情報とは決定への接近以外のものではない」⁽³⁾のである。

被支配階級は知的水準にふさわしくない仕事を余儀なくされ、ま
た情報の欠如、すなわち決定と組織のシステムへの参加の欠如を余
儀なくされた、疎外された人間として位置づけられている。搾取の
社会は疎外の社会へと変化する。脱工業化社会とは、一部の未来論
者の指摘するような階級闘争とイデオロギーの終焉する社会ではな
くて、所有をめぐる諸階級の紛争が重要性を失い、中心から押出さ
れ制度化されてその保持している爆発的な力を失うにつれて、経済
的政治的意志決定機構と、それへの従属参加を余儀なくされ、自主
管理とその徹底としての自主決定を要求する人々との対立による、
社会闘争の全面化する社会なのである。

一九七〇年代の経済成長が物的生産の急激な拡大をもたらしたと
しても、それによる「豊かさ」の増大が同時に多くの社会的混乱と
人間の危機——公害問題・交通戦争、都市問題などの激化、社会保
終焉は、それが開発した個別企業のマーケティングによる需要創造
活動の陳腐化を暗示する。個人的耐久消費財とは全く異質の、社会
的にのみ購入され消費される多くの財貨やサービス、生活空間の
再構成を前提とした住宅建設、学校教育と公衆衛生の大巾な拡張と
改善、都市内部、都市相互間の公共輸送網の開発、多面的なレクリ
エーション施設の開発、文化生活の発展などへの要求は、生存の
ための欲望が解決され、個人的消費財が普及するとともに強まりつ
つある。それは、個別企業がいかに大規模であろうとも創造し充足
しえなかった、複合的かつ多様な有効需要の新しい潜在的な形成
を意味している。

このような方向への産業の発展と技術進歩は、まさに国民生活優
先と両立するのである。そしてこのような新しい需要は人々の社会
的な欲求としてのみ開発されることはいうまでもない。産業政策の
課題は、生産第一主義か人間優先かという二者択一的なものではな
くて、高度工業化の成果を国民の福祉増大に役立たせるような新し
い社会的欲求を満たす総合プランニングの実行であり、その中で私
企業の利潤追求でその効率の指標として役立つ、公害の増大やユ
ーザーの安全性を犠牲とすることのないような枠組を設定することな
のである。

II 産業システム化と新しい産業政策

ポスト・インダストリアル・ソサエティへの移行とともに、新し
い産業の登場が指摘されている。このような新しい産業として国際
的に展開されはじめているのは宇宙、海洋、情報、材料、住宅、流

通などの諸産業であろう。これらの産業はコンプレックス・システム産業 (Complex Systems Industry) という共通の性格をもつ、この点で既成産業と区別される。⁽⁹⁾

もともと産業とは「一定の製品に関係をもつ売手のグループ」で、その「市場のすべての参加者は他の参加者の提示する取引条件の変化にきわめて敏感でなければならず……しかし他の市場に位置づけられているアウトサイダーによるこうした動きにたいしては敏感であってはならない。現実の世界においてわれわれが産業としてとりあげるものも、この要件を満たすものでなければならぬ」と定義されているが、コンプレックス・システム産業についてはこの定義では不十分である。すなわちそれは、既成産業のように特定製品の生産に専門化し、それに対応する市場の枠内で機能するのではなく、社会的に必要とされる複合的な機能を、広汎な社会的分業に依存しつつ、専門能力の有機的な結合によって充足させる産業であり、既成産業をかりに縦割産業とよぶならば、コンプレックス・システム産業 (以下システム産業と呼ぶ) は横割産業という特性をもつといえる。

すなわちシステム産業とは、既成産業では満たしえない新しい需要、新しいプロジェクトの設定を前提としてそれを遂行するために、多くの産業から多数の企業が動員され、有機的に結合しあうことによって成立する。そのプロジェクトは一般には多様であり、それに参加する企業は高度の研究開発集約性を特徴とする。またその主役は新しい事業目標を設定し、かつそれを遂行する新しいパターンを設定して、それに参加する企業を位置づけることのできる能力をも

つ企業または組織、ひと口にいえば、システム・オルガナイザーとしての機能を果しうる企業、または組織である。

システム産業が論じられるとき往々にしてそれを一つのパターンのように考え、一つのフローチャートのようなイメージがもたれやすい。しかしこのシステムはたんなる生産能力の集積や物の流れではなく、一定の社会的経済的条件のもとにおける経済主体の結合の形態であり、かつそのような条件下で多様化する需要を創造し、開拓する過程である。また同じ事業目標の実現にも経済主体と出発点および方向を異にする多様なシステムがありうるのである。それゆえシステムの形成をめぐるあるいはシステム相互間に、既存企業における企業間競争とは異質の競争が展開されるのである。

今日の時点でシステム産業を論じるさい言及されなければならぬ問題点が二つある。第一に、一般にシステム産業という宇宙、海洋、情報、住宅、流通といったように多くの産業が並列的にあげられるが、このような取上げかたには検討の要がある。さきに示唆したように、システム産業には宇宙、海洋、のように多くの産業の技術進歩の成果をシステム化することによって新しく登場してきた産業と、歴史とともに古から存在していたにもかかわらず近代化がおくれ、その供給体制が立遅れていた部門の産業化が、今やシステム化によって可能となった諸産業とがある。後者には情報産業の一部(教育)、住宅、流通、農業といった諸産業が含まれる。アポロ計画に象徴されるように、前者の方が一般には重視されがちであるが、平和的な目標と国民の新しい社会的ニーズの開発という面から評価すれば、後者のグループの方がはるかに重要である。

第二に、昨年あたりからあらわれてきたシステム産業否定論に対する評価である。たとえば、一九六九年ごろ未来産業の基本的パターンの一つとして「機能的システム産業」が主導的な地位を獲得すると、主張されていた牧野昇氏は、一九七〇年にはアメリカでの調査の印象にもとずいて、「システム産業というようなのはアメリカにはない」と断定されており、また三輪芳郎氏はシステム産業をめぐって、「産業論的にこれをみれば、それはコンピュータを軸としてその端末機器通信機器、自動化機器、制御機器、省力機器などの機械産業の発展であって、商品の供給構成がシステムティックに行われるという変化を意味するにすぎない」と主張されている。

このような反省と批判は、システム産業が、重化学工業化と連続しさらに新しい質を付加した産業形態で、脱工業化段階の一つの側面を示すもの、として把握されず、重化学工業化との断絶をややもすれば一面的に強調する傾向が多いが、このようなものに対しては一定の役割を果すであろう。さらにそこにはアメリカにおける巨大システム産業の破綻という現実の反映もある。

石川博友氏は、宇宙開発がアメリカ産軍複合体の巨大システム化の追求の成果であり、これによって歴大な国家資金を得て科学技術とシステムズ技術を習得した産軍複合体は、ポスト・ベトナム、ポスト・アポロの段階では、これらのノウ・ハウを活用して海洋、情報、住宅、都市、医療、公害防止、さらに後進地域の開発など、社会開発そのものを巨大システム産業化しようとしたが、しかし宇宙開発、システムズ技術を社会開発に適用したばあいは、IBM やCBSの教育産業進出の失敗・GEの住宅・都市開発産業からの

撤退などに象徴されるように、多くの困難につきあたった、ということを描きされている。「アポロ計画や兵器開発ではコストを無視できたが、民生プロジェクトの開発ではコストが高ければ実用化は不可能である。また自然を対象とする科学研究とは異なり、社会開発には人間的要素や政治的社会的要素が介在し、アポロ計画は単純でなく、問題解決はきわめて困難なことがわかってきた」。アポロ計画は縮小に向い、それに代る大型プロジェクトといわれた海洋開発は、多くの小型プロジェクトに分散化する傾向が強いのである。⁽¹⁰⁾

しかしこのような事実からシステム産業そのものについての否定見解をみちびきだすとすれば、それは新しい産業の発展段階の展望を失うことになる。巨大システム産業の展開と破綻という事実から引出すべき教訓は次のようなものである。

第一に、既成産業の枠組のもとで、在来の私企業体制によって産業化の困難な分野の開発にさいして、公私混合体制によるシステム化は、一定の効果を発揮しうる。第二に、しかし大型プロジェクトについては国家的威信とか、超大型の軍勢力とかいう、必ずしも国民的合意にもとづかない選択を優先すべきではなく、あくまで国民の社会的要求にもとづきプロジェクトを選択すべきであろう。さもなければシステム産業の存立はきわめて不安定となる。第三に、アポロ計画から社会開発への、巨大システム産業の対象転換にさいしての失敗は、私企業体制の枠内でマス・マーケティングによってただちに大型の大衆需要を開発しようと断じたことにあると思われる。システム化による新規分野の開発は、差当り巨大企業を適合する分野であるとはいえないのである。このことは海洋産業や

教育産業においていくつかの研究集約型の中堅企業が、優れた成果をあげていることにもあらわれている。第四に、だからといって、システム産業は産軍協同体による国家的・軍事的目標の実現にさいしてのみ有効、と判断するのは経済的・社会的視野を欠く「未来論」的なシステム産業論のアンチテーゼにすぎない。

ここで、アメリカ産業史の上では、産業システム化の傾向は、アポロ計画とともに、すなわちシステムズ・アナリシスの技術開発とともにあらわれたものではなく、そのはるか以前、一九三〇年代に出現している、ということを描きたい。たとえば、今日わが国において産業システム化の例証としてあげられている、大メーカー総合商社によるターン・キー・ビジネス（たとえばプラントの受注にさいして、設備単体のみでなく、一切の関連設備を組合わせ、ただちにプラント全体の操業とメインテナンスが可能となる範囲までセットとして受注し製作し、販売する）とは、すでに一九三〇年代にアメリカにおいてプラント・エンジニアリング会社が開発し、実践した手法であり、また今日、大メーカー主導の流通システム化への対抗力として形成されようとしている、小売大企業主導の、仕様書購入方式にもとづくメーカーとの相互依存関係による流通システム開発も、一九三〇年代にアメリカ巨大小売企業の経営戦略として実践されてきたところであり、この傾向は今日ではいっそう強化されている。牧野氏が掲げた論文でシステム産業などというものはアメリカにはない、しかし産業システム化の傾向は強いといわれているのは、この面を反映していると思われる。

このような経過を経ていないわが国では、アポロ計画によるシッ

しかし大型のシステム産業は、大企業を産業政策によって助成させれば実現できるといふものではないのである。たとえば住宅産業をとりあげてみよう。これらの産業では大規模生産のきめ手となる技術が欠けており、市場は未形成である。むしろプロジェクトの実行が市場をつくり出すという側面が強い。しかし軍需とは異って平和的なプロジェクトでは、エンドユーザーの側に購買力が形成されていなければならない。さらにこれまで産業化を阻止してきた土地問題・交通計画・公共事業との調整など、経済的・社会的制約条件が除去されていなければならない。

このような状況のもとでは、たんに既存の大企業体制によって、ないしはそれを助成するというやり方ではそれは実現は困難である。このように大型プロジェクトを遂行するための産業システム化は、相互に整合性を欠く政策体系の調整とシステム化による政策主体の一元化を前提とした、公私混合体制のもとではじめて実現されうるのである。

他方では、個別企業の水準で達成可能な、小型のシステム化の範囲は、高度工業化を背景に拡大し多様化する傾向がある。この分野では既存の大企業よりも研究開発力をもつ新しい型の小企業の方が、はるかに適応力があり、高い効率を発揮するばあいが少なくない。すなわち、高度工業化にともなう社会的分業の高度な発展は、各分野に専門メーカーを発展させているが、研究開発力をもつこれらの生産体制を有機的に結合し、需要家の新しいニーズを開発する多様な企業展開がみられるのである。たとえば省力化の進展にともなって、設備のユーザーの需要は個別機器でなくライン全体、工場全体

ックを受け、システムズ・アナリシスの技法がその背景から切りはなされて導入され、システム産業論ブームが生れたために、システム産業についての過大評価と、その裏返しに否定論とがめまぐるしく交代するといった様相を呈しているのではないだろうか。

ではシステム産業はわが国の現実に即しては、いかに評価されるであろうか。新しい国民の社会的欲求を充足するにさいして、また高度化し多様化する産業需要や個人の需要を充足するにさいして、産業システム化によってのみ可能となる範囲は、あきらかに拡大する傾向にある。このことは既成の産業分類や業種業界の枠をこえた企業群の簇生にもうかがわれるところである。産業システム化を現実論に論ずるには、システムそのものが大規模な型と小規模な型とに分化していることに注目する必要がある。

すなわち一方では、産業システム化によってのみ開発されうる大型プロジェクトへの潜在的欲求のあることに着目しなければならぬ。たとえば大都市の住宅問題の根本的解決のためのニュータウン建設計画など。しかしこのような大型プロジェクトの遂行は既成の大企業体制の枠内では、いかにそのグループの拡大・強化を計ったとしても困難である。昭和三〇年代における新産業企業化にさいしては（たとえば石油化学）、もともと市場は輸入品によってすでに形成されており、したがって確立している海外技術を導入して、国内市場を開拓し、租税特別措置によって企業を助成すれば、資金調達力と一定の技術水準をもった企業なら容易に企業化を達成することができた。

の自動化へと拡大するが、この種の個別的でかつ複合的な需要への対応は、その規模如何にかかわらず、在来の単品型の機械メーカーでは困難である。

そこで設計技術をよりどころにしたシステム・オルガナイザーとしての省力機械メーカーが成長してくる。これらの企業は自動化設備の設計、製作についてのソフトウェアをもち、大手・中堅の機械メーカー、電子機器メーカーから購入しうる単品機械・同部品はすべて購入し、市販されていない専用ユニットはみずから開発設計して下請メーカーに製造させ、ライン全体を一括納入するというシステム化を推進している。このようにソフトウェアをよりどころにして、それとハードウェアを結合させ、システム化する能力をもつ企業群は、すでに多くの産業の情報・技術格差のすき間に成長する傾向にある。後述するような、ベンチャー・ビジネスとみなしうるこの型の企業は、脱工業化段階に適合するパターンであるが、しかしこれは既成の業種・業界単位の中小企業政策の射程外におかれているのである。

III 中小企業構造変化と構造政策の展望

昭和三〇年代から四〇年にかけての、高度成長過程を通じて全体としての中小企業は、構造高度化に適合して発展を遂げて来た。この時期に伝統的な中小企業存立の基礎であった規模別賃金格差は労働力不足の進展とその完全雇用への接近とともに縮小し、昭和四〇年前後の時点では、大企業と中小企業との格差は二―三割程度で欧米の水準に近づいている。もっとも四〇年代に入ってから、ふたた

が規模別賃金格差の拡大がみられはじめたとする見解もあるが、それは四三年の「労働白書」の指摘した通り、若年層における逆格差の修正と中高年層における格差縮小との二つの過程の現象形態なのであって、格差縮小への基本的傾向には変化がないとみるべきであらう。

このように中小企業の存立の基盤の劃期的な変化にもかかわらず、全体としてのこの時期の中小企業の投下総資本利益率は大企業よりも高水準にある。それは中小企業がこの変化に基本的に適合して発展させたことを示すものであらう。もっとも中小企業の投下総資本利益率は分散していて、大企業より利益率の高い企業の割合も、また低い企業の割合もともに高くなっている（日銀「中小企業経営分析」）。その存立基盤の変化と構造高度化過程に適合しえないで、消滅・撤退を余儀なくされる企業群と、大企業に優越する高い利益率を実現して発展しつつある新しい企業群とに、中小企業が分化しつつあるのである。

高度成長は中小企業の企業成長や事業転換の機会を拡大して、構造変化へのその適合を容易とした。とくに昭和三〇年代においては、豊富良質な労働力の存在と海外で開発済みの技術・製品導入にもとずいて（一）家電・自動車などの主導産業関連の部品生産に専門化し、量産に徹底し、また（二）各種工作機械・産業機械分野で優秀機種を生産に特化し中量生産を組織することによって、（三）消費水準の上昇に対応し、消費財の分野で大量生産を組織し、マスマーケットを開拓して、中堅企業への向上を実現した企業群が少なくなかった。

このように中小企業構造変化は旧来の中小企業問題そのものを変

では中小企業の外部経済条件を整備し、事業活動の不利を補正するという政策はいかなる効果をあげたであろうか。これらの政策は中小企業を組織化しそのカルテル機能の發揮によって中小企業相互間の過度競争を調整し、大企業カルテルへの対抗力として作用させることを目標としているが、労働力不足と賃金上昇が労働力供給面から中小企業の過度競争を制約するようになると、これらのカルテルが賃金上昇によるコストアップを価格に転嫁するメカニズムにかわり、その結果中小企業の近代化を阻害し、業界そのものを斜陽化させるといふ逆の役割を果すにいたっている。いかえれば、一連の事業活動不利補正策は、寡占体制に対する中小企業の不徹底な保護政策にすぎず、中小企業を寡占体制の補足的な存在に押し止めるという役割を演じ、その高度化政策とは完全に矛盾し整合性を欠くものとなっている。中小企業近代化のための事業活動不利補正策とは大企業の寡占的支配力を制限し、中小企業の成長を促進するような競争条件を全面的につくり出すものでなければならぬのである。まさにエンゲネットリベーションのいうような、中小企業政策は中小企業の軍備拡張ではなく、本来的な市場支配力の軍備縮小にその出発点をおかなければならぬのである。

昭和四十年代に入って中小企業近代化政策は、新しい段階に入る。中小企業振興事業団の創設、繊維産業振興臨時措置法の制定、「近世法」改正による構造改善制度の登場などがその指標である。これらの新政策登場の背景には、進展する資本自由化、特惠関税の実施に対しての危機意識があり、これに対応する中小企業近代化を徹底

化させ、当然のことながら、伝統的な中小企業保護政策の転換を促した。かくて中小企業政策はいわゆる近代化（産業構造高度化への適応）政策へ変化した。昭和三八年の中小企業基本法の制定はその指標である。この時期から中小企業政策は、「中小企業構造の高度化」（技術水準の向上、経営合理化、企業規模の適正化、事業の共同化など）と「事業活動の不利補正」（下請取引の適正化、官公需受注機会の確保、および輸出振興など）の需要の増進、組織化の推進（二つの部分から構成されるようになり、政策の重点は前者におかれた。高度化政策の中心は「中小企業近代化促進法」による近代化計画で、それは政府が近代化の不可避かつ必要な業種の実態を調査し、目標年度における製品の性能、品質、生産費、適正生産規模を含む近代化計画を作成し、これにもとずいて設備近代化、経営管理の合理化を勧告し、また特別償却や減税措置、設備近代化資金投入、公庫融資の促進などの手段によって業種別に近代化を促進しようとするものであった。この「近代法」指定業種は昭和四十四年までに一一八業種におよび、中小企業業種全体の出荷額の七割をカバーするにいたっている。「近代法」にもとずく業種別近代化計画が個別企業の設備近代化と経営管理システムの合理化を促進するのに役立ったことは事実であり、この面での結果は十分に評価されてよい。だが業種別近代化とならば高度化政策のもう一つの政策手段であった協業化政策および団地化政策は、重点的な施策とみなされてきたにもかかわらず、前者のようなほとんど成果をあげるものが出来ないか、または後者のような部分的な立地政策の側面で成果をあげたに止まっている。

するためには、近代法のガイドポストによる近代化政策では不十分という判断がある。さらにこれまでの近代化政策が、個別企業の設備近代化と合理化の促進に役立ったとしても、同時に過剰能力を発生させて過度競争の激化を招き、とくに四十年不況にさいし、「近代化倒産」を表面化させており、政策担当者に個別企業の近代化をこえる業種そのものの構造改善の必要を強く感じさせたのである。この構造改善政策の特徴は、個別企業ではなく、業種あるいは産地ぐるみの近代化計画を作成して、これを実行するという点にある。すなわちそれは、第一は、協業化、合併、業務提携や事業転換などの企業集約化による適正規模の実現（スケール・メリットの追求、第二に新鋭設備の導入にさいしてのスクラップ・アンド・ビルド方式の採用、第三に、共同販売、共同購入、市場開拓、ブランドの統一などの取引関係の改善、第四に機械の開発、デザイン、品質の向上など技術の改善をねらいとしている。また金融面・税制面においてはさきの近代法よりはるかに徹底した助成策が打ち出され当面の構造改善対象業種としては一七業種が指定されている。しかし、この政策は昭和四十年代における中小企業の近代化を徹底させるのに、はたして有効であろうか。

まず問題は、この政策の前提となっている現状認識にある。すなわち、それは設備近代化の立遅れと老朽設備の過剰能力、中小企業の過小規模が、近代化の阻止要因であるとする認識に立っている。しかし今日構造改善の対象となっている業種の低付加価値生産性の原因は、むしろ需要・パターンの変化に適合できない個々の企業の製品開発能力、すなわち広い意味での、研究開発集約性の立遅れと、

マーケティング能力の不足にあるとみるのが正しい。物的経営資源よりも経営者そのものをはじめとする企業内の人為的経営資源の不足が決定的なのであって、たんなる新型機械導入や規模拡大による生産第一主義では解決できない問題なのである。またこれは中小企業全体についていえることであるが、その製品、市場の多様化が進展し、企業類型が多様化している今日、業界単位で一律に適正規模を設定し、それを企業に押しつけることは、経営危機の原因となりかねないのである。

では中小企業を対象とする構造政策はいかにあるべきか。現在までの中小企業近代化政策は、政策の対象を既存企業に限定するか、または既存企業を優先させ、新規参入を抑制する傾向を一貫してもっている。ところで各業種において近代化の可能性のある企業は、この十年間にはほとんどその課題を達成しており、今なお近代化しきれないでいる部分は、企業家の経営能力に問題があるとみてよい。このような部分を集中合併や協業化政策によって大型化させ近代化させようとする発想は、その基礎に規模の経済性についての考え方のあやまりがあり、近代化による経営危機をもたらしかねないし、最良の結果が得られた場合でも、大企業との経営格差を温存させるだけであろう。現行の近代化政策は、今日の時点では、政策担当者の主観的意図とは逆に二重構造を産業構造高度化に適応させることによってかえってそれを存続させる結果となっているのである。

ここで昭和三十年代から零細企業の増加が、とくに製造業においてふたたび目立ってきていることに注目しよう。この増加は、たんなる量的な拡大ではなく、激しい新旧企業交替を通じての、企業入を促進することに、主要な目標をおくべきなのである。

さらに注目すべきは、管理中枢機能の集中する大都市中心部において簇生する新規開業のなかには、研究開発集約型の頭脳会社ともいべき企業が少なくないことである。アメリカでは一九六〇年代末より研究開発集約型の新規開業の簇生がみられ、ベンチャー・ビジネスの発展として評価され、高度産業社会へのインパクトとして着目されはじめているが、わが国のこの傾向もそれと軌を一にするものである。それらの企業家の系譜は大企業から優秀な人材が飛び出す (spin off) もの、大学研究所の専門研究者の独立、大学院卒の人材が研究成果をもとに独立するものなど、多様であるが、いずれにせよ、完全雇用経済と広汎な社会的分業の発展という環境のもとで、意識的に「組織のなかの人間」となることを拒否し、大企業への就業を避けている、という点では共通の特徴をもっている。⁽¹⁴⁾

日米のベンチャー・ビジネスの差異は、後者には大企業からのスピン・オフが多く、かつ宇宙開発ないし軍需への依存度が高いのに対して、前者では、現状では、大企業からのスピン・オフは比較的少く、また圧倒的に民需に依存しているということにある。いずれにせよ小企業は研究開発の新しい担い手としても重視されなければならぬのである。

新規開業を推進する反面、廃業を余儀なくされる企業に対する政策ももちろん必要である。ここで問題となるのが事業転換促進政策であろう。高度成長過程では中小企業の転換能力が高かったといわれる。しかしそれはマクロで観察したばあいにのみいえることであって、実際にはかなりの企業ローテーションが進行しているとみる

消滅を上回る新規開業の増加によってもたらされている。これらの新規開業者の多くは、通説とは全くことになって、中高年齢層ではなく、二五—三五歳、職歴一〇年前後の層に集中しており、賃金上昇頭打ち、失業などによる追い込まれた独立ではなく、主体的に独立を選択しており、その動機を所得水準の向上というよりもむしろ仕事を通じて生きがいを求める傾向が強い。またその独立のよりどころとなっているのは資本所有ではなく、専門能力にもとづくものが多い。またこれらの企業の業績はむしろバラツキが大きい、企業家所得は同年齢の給与所得の数倍によるものが少なくないのである。今日の新規開業の主流は、かつてのセルフ・エンプロイド型から、セルフ・マネジメント型に変化しており、企業家の性格も職人型あるいは機械操作型の熟練から専門技術・知識労働者、つまりテクノストラクチャアにかわりつつある。今日の零細企業の増加はかつての二重構造の新しい段階において拡大再生産ではなく、むしろその解消過程を反映しているといえるであろう。⁽¹⁵⁾

中小・零細企業の開廃率はわが国ではきわめて高い。ところで新規開業のなかで能力発揮型が主流となり、それが生命をもち、廃業企業が低賃金依存型の低生産性経営、もしくは安易独立志向型ないし賭博型企業であるとすれば、この企業の社会的回転率の高さはまさしく企業交替という形態を通じる中小企業近代化の進行を意味する。往々、構造政策の目標の一つとして低生産性部門から高生産性部門への、経営資源の移動の必要性が強調されるが、これは現実には、企業の社会的回転によってもっとも効果的に達成される、とみなすべきであろう。新しい構造政策は、能力発揮型企業の新規参

べきであろう。事業転換企業の実態調査は、⁽¹⁶⁾ 転換企業の実績が新規開業に比較してはるかに劣ることを示しており、したがって政策によって事業転換をすすめることは、構造政策上有意義ではなく、むしろ補助金によって撤退を促進する一方、廃業者の雇用促進策をすすめる、全体として社会保障の充実をはかることの方が重要であろう。

このようにみえてくるならば、今や中小企業に対する新しい見方、新しい中小企業観が必要となってきたことはあきらかである。ガルブレイス教授は『新しい産業国家』において、「病的にロマンチックである人た

ちを除けば、誰もが今日小企業の時代でないことを知っている」、「小企業の復位は……われわれが意識をもちはじめ以来称賛するように教えられてきた技術の進歩を拒絶することが必要であろう」と主張した。これに対して、ベンチャー・ビジネス研究者であるMITのロバーツ教授は、ガルブレイスを批判しつつ、「企業家精神の時代は死んでいない。今がその時代である。私の見るところでは、ここ数年のうちに、今の時代は企業家精神の成長と再生の時期として、アメリカ産業史のなかで重要な地位を与えられるであろう」という。⁽¹⁷⁾

また『小企業の将来』を論じたホーランダー氏は、「大企業はますます巨大化し、小企業はますます増加してきた」という命題を主張する。これらの見解を考慮しつつ筆者は、「企業成長の基本的要因が高度工業化を背景として広義の研究開発集約性と市場指向性にかわり、経営資源のなかで最も貴重な要素が人的経営資源となった現在では、規模に関係なく高生産性企業は存在しうる。この意味で規模の概念が企業の優劣に結びついて観念される時代は、一九六〇

年代を「過渡期」に考へるべきである。

- (1) D. Bell, The Measurement of Knowledge and Technology 1968. 白根礼吉訳『知識文明の構想』なまじりびのホムン・インダストリアル・ンサエテムの特徴及びはクマの見解についていながら。
- (2) A. Touraine, La Société Post-Industrielle, 1969, pp. 10-11. 寺里茂・西川潤訳『脱工業化の社会』一四二頁。
- (3) A. Touraine, op. cit., p. 76-78. 邦訳『前掲書』七七一～七八頁。
- (4) E. Fromm, The Revolution of Hope, 1968, pp. 95-96. 作田啓一・佐野哲郎訳『希望の革命』一四二～一四五頁。
- (5) J.F. Weston and P. P. Duncan, Economic Development Patterns, 1963. 参照。
- (6) R. Caves, American Industry: Structure, Conduct, Performance, 1967, pp. 2, 6-7. 小西唯雄訳『産業組織論』一〇二～一〇三頁。
- (7) 牧野昇『超技術産業への挑戦』一九六九年二四七～二五〇頁。
- (8) 牧野昇『主役交代期にきたアメリカ産業』イネジメント一九七〇年二月号。
- (9) 三輪芳郎「情報化社会は成長社会か」中央公論経営問題一九七〇年夏期号。
- (10) 石川博友『巨大システム産業』一九七〇年参照。
- (11) 拙稿「流通産業化の課題」流通産業研究第一号、一九七〇年参照。

業のシステム化が進行し、知識産業が leading industry となってゆくであろうという御指摘は、私も何となくそうなるような気もいたします。しかしこのような未来論的発想の有効射程距離は、案外に短いのではないかとこの予感もいたします。技術・知識・教育などは宗教や芸術と同じく、資本主義体制と最もなじまない性質のものではないかと思いますが、それにもかかわらず資本主義は貪欲にそれを包摂しようと思いでしょう。そこからさまざまの矛盾や葛藤が生まれるように思いますが、中村さんの御意見は、少し話がうま過ぎていてるような気がしてなりません。

答 脱工業化の社会は、ご指摘の通り決してイデオロギーの終焉する社会ではないと思います。この点報告では省略いたしました本文の個所をご覧いただきたいと思ひます。また筆者の考え方について未来論的な発想というご指摘がありました。私の主観では、あくまで今日のために明日を論ずるといふきわめて現実主義的な見方をしているつもりであります。

質問 二 (専修大学 玉垣良典)

まず中村先生の御説ですが、若干はしよられましたので、もう一つ論旨のつながりがよくわからない点を説明していただくという点もふくめまして二つばかりご質問したい。

第一の問題は、産業構造の重化学工業化が達成された段階で、システム産業化の段階に入ったという大きな前提をおいておられるわけですが、システム産業化という概念自身がまだ十分熟した概念でないこともあって、その新しい段階規定と系論にあたる働きの論点なり政策の方向づけの関連が十分明かでないように思え

(21) Aengenendt-Papesch, R. Die Funktionen der Klein und Mittelbetriebe in der Wettbewerblichen Marktwirtschaft, 1962, S. 69.

- (13) 新規開業をめぐる実証的な分析については、筆者も参加した国民金融公庫調査部「新規開業実態調査報告」『国民金融公庫月報』一九七〇年三月号参照。
- (14) ヤンチャー・ロジネスについては拙稿「日本にも広がるヤンチャー・ロジネス」東洋経済一九七〇年十一月一四日号参照。
- (15) 清成忠男「中小企業の事業転換」『国民金融公庫月報』一九七〇年七月号。
- (16) J. K. Galbraith, The New Industrial State, 1967, p. 32. 都留重人訳『新しい産業国家』四七二頁。
- (17) New Business: Innovative Technology, Management and Capital, Boston College Management Seminar, 1969, p. 43.
- (18) E. D. Hollander, and others, The Future of Small Business, 1967, p. xviii.

質問 一 (神戸商科大学 伊賀隆)

(本報告は、文部省昭和四五年年度特定研究「産業構造の変革とそれに伴う諸問題」による研究の一部である)

中村(秀)さんの御報告は、私の能力不足のために完全には follow up できませんでしたが、ただ感想を申し上げるに止めたいと思ひます。いわゆる Post industrial society においては産

業のシステム化が進行し、知識産業が leading industry となってゆくであろうという御指摘は、私も何となくそうなるような気もいたします。しかしこのような未来論的発想の有効射程距離は、案外に短いのではないかとこの予感もいたします。技術・知識・教育などは宗教や芸術と同じく、資本主義体制と最もなじまない性質のものではないかと思いますが、それにもかかわらず資本主義は貪欲にそれを包摂しようと思いでしょう。そこからさまざまの矛盾や葛藤が生まれるように思いますが、中村さんの御意見は、少し話がうま過ぎていてるような気がしてなりません。

それからこれは狭く限定された産業政策論の課題からはみ出す問題であるかも知れませんが、産業と生活の調和ということが出てきたのは、都留先生などが提起された公害問題とかその他さまざまな高成長のデメリットが非常に鋭い問題として提起されてきたということが背景にあるわけでありまして、中村先生のいわゆる新しい産業発展のタイプなるものが、今までの産業中心主義というか、私企業優先主義といわれるものからの転換を意味するものかどうかという点です。つまり新しい産業発展の型というものを含んだ政策路線の転換の上に考えておられるのか、あるいは形態のちがった産業主義なり私企業中心主義の継続なのか。この点をもう一つはつきりさせていただきたい。

もう一つの問題はいわゆる後進的部門の対策として社会的回転率を高めることによって近代化をはかっていくという御説明であったと思ひます。そしてその場合に最近の小零細企業層での新規開業の増大とそこの先進的タイプを新しい段階を典型的に表現

するものとされましたが、私はこれは中小企業のごく一部、あるいは中小企業へも入らないもう一段下の諸層の事態であって、中小企業全体を包括した構造政策の基本線として、社会的・回転率を高め、新旧企業の交替を促進してゆくことではないのかという疑問が残るわけです。なお零細企業層動向につきましても、先進的類型を典型として抽出する類型分析の意義はわかるんですけども、平均分析による構造分析の成果もやはりあるわけですので、両方が相補ってはじめて全体像が描けると思っています。

答 (1) 新しい産業発展段階の規定としては、産業システム化の段階とみなすべきではなく、脱工業化の段階とみなすべきであろうと思えます。

(2) この段階での産業政策は産業保護主義から脱皮して、新しい社会的ニーズに答える産業発展のパターンを設定すべきだというのが筆者の主張であります。いかえれば産業の発展を抑制することによって生活との調和を計るという発想をとるべきではなくて、環境を改善しうる公害防除の枠組のなかで産業発展を推進することが必要であり、また（生産者と消費者のあいだの情報格差の克服により）消費者選択の自由を強化する（消費者主義の徹底）ことが必要であると主張するものです。

(3) 中小企業に関連して、報告者が平均的分析でなくパターン認識を重視するのは、すでに中小企業が全体としてきわめて多様な存在となっており、平均指標そのものが一つのフィクションとなっているという反省、および産業政策はダイナミックな変動に目を向けるべきであって、時代に積極的に適合するものの発展のための基盤

にとりもなう現象なのか。おそらく現実には両者が混在していると思われるけれども、いずれの要因が強いのか、ベンチャー・ビジネスは技術能力を持ったインテリが推進しているけれども、結局は大企業の仕事をその一翼としてになうことになっていないか。ベンチャー・ビジネスとは異なるブルーカラーが自動旋盤その他を用いて高収益をあげている零細部門の増加はより多く好景気下の現象ではないか。

答 ご質問にはいろいろ誤解があるようです。まず第一に、私の中堅企業論はいわゆる適度規模論的発想の批判から発しているもので、それにもとづいてはありませぬ。第二に、巨大企業について、スケールメリット一般を否定しているのではなく、わが国の巨大企業が生産単位の最小適度規模を越えており、過大規模の疑いが生れていることを強調してきたわけです。（竹中一雄・杉岡碩夫・中村秀一郎『日本産業と寡占体制』一九六六年、拙稿「産業再編成と資本自由化」『新経営学全集第八巻一九六八年など』）またこれに関連して今日ではスケールメリット論のきかない分野の拡大しつつあることを述べているわけです（拙著『大規模時代の終り』一九七〇年）。第三に、零細企業分野の新しい動向に関連して、新規開業企業についての積極的評価は、国民金融公庫月報昨年三月号にはじめて公表された実態調査にもとづくもので、この報告書をお読みいただければすぐ分りますように、これは、清成忠男氏、同公庫調査部と私との共同研究によるものです。また、ベンチャー・ビジネスについては、佃近雄、清成忠男、平尾光司の諸氏と私とが、これを積極的に評価する見解を公表しているわけですが、これらの新しい

を整備することによって構造変化を促進すべきであると考えているためです。このさい平均以下の企業層を助成することは、かえって、社会的損失となり、かつ勤労者の福祉にとってマイナスとなると思えます。

質問 三（東京外国語大学 伊 東 光 晴）

教授は中堅企業論の展開にさいしても適度規模論的視点を持って問題を展開されましたが、今回は巨大企業分野については、同じような視点に立って大規模経済の利益を否定され、他方、零細企業分野については、その数の増加——しかもその内実が三〇才前後の技能を持った人間が積極的に関与する管理社会的現実にあきたらず、独立していき、しかもかなりの高収入をあげているという現実を指摘されています。ところで前者についていえば、例えば三〇万トンエチレンプラントを例にとれば、三〇万トンエチレンプラントと技術革新は基本的にはなく、コスト低下がほとんどないことは、かなり以前、例えば近藤完一氏が『日本化学工業論』その他で指摘されたところですが、つまり氏の指摘される事実は、現に行われている規模拡大の投資が、長期費用曲線の最低点附近での技術選択であるということであり、それが技術革新をふくまない以上、大規模経済の利益が生れないのは当然といってもよいと思えます。こうした量的拡大は一時的であるにしろ、需給のアンバランスをひきおこすことは同じく近藤氏が最近強調するところであり、第二の小零細企業分野についていえば、こうした考えは清成忠男氏が数年前から強調した点ですが、それは大きな構造変化を示すものなのか、それとも高度成長という好景気過程

傾向は、本文で述べましたように、産業社会の新しい動向を基礎として生れているわけで、高成長や好況は促進要因にすぎないと思えます。また、ベンチャー・ビジネスを大企業が支配しようとする動きは、当然ありうることで、だからといって、それが成功するかどうかは全く別問題であり、むしろ大企業がベンチャーシステムを包摂できぬところに、現代産業社会の新しい特徴を見出すべきでしょう。これらの点についてくわしくは、拙稿（『東洋経済七〇年一月一四日号所収』）および清成忠男氏と私の対談（『国民金融公庫月報本年四月号』）を、ごらんになって下さい。

質問 四（東洋大学 阿 部 源 一）

一般に、産業構造の高度化とはコーリン・クラークが論じたベティの法則の方向に向うように考えられているが、あのような方向の発展では自然と大地から遊離した空中楼阁的な経済構造になってしまうのではあるまいか。農業問題などに関連して、人間生活のありかたとして根本的な疑問がある。少し問題が大きすぎますが、前々から疑問に思っているもので、このさい、御高見をおきかせくださいれば幸いです。

答 ご指摘には同感です。産業構造の変化をいかに把握すべきかという問題については、私は、既成の産業概念、既存の産業分類や統計によりかかっていたのでは、おそらく重化学工業化、また第三次産業の発展といった傾向が把握されるだけであると思えます。ですからこれらの既成の概念や分類の仕方そのものの検討が必要になり、この過程を通じて新しい変化を反映する産業構造論が構築されることとなると思えます。

一 成長と物価の逆説的關係

本報告は高度成長のもたらした物価騰貴を批判することを目的とするものではない。本報告の主目的は、今日の先進資本主義諸国、殊に近年の日本では、経済成長率と消費者物価上昇率との間の關係が、——少なくとも短期的にみるかぎり——通常考えられているような正の相關關係にあるのではなく、むしろ逆相關關係になっていることを主張することにある。この点を明らかにすることは、今日問題になっているスタグフレーションを解明する鍵であり、物価対策の在り方を確立する基礎でもある。

(一) この点を指摘するのは今がはじめてではない。拙稿『経済成長と物価上昇の關係——通念の打破——』(中大「経済学論纂」一九六九年一月号)、『賃金と物価——通念からの脱却——』(日銀「貯蓄時報」八三号)、『日本経済はコストインフレに入ったか』(「経済評論」一九七〇年八月号)をも参照された。

本報告では実質経済成長率と消費者物価上昇率の關係が各年次についてみるとむしろ逆相關的になっている点を強調する。しかし、次のような意味では高度経済成長が消費者物価の高い上昇率をと

なう傾向があることを否定するものではない。無用な誤解をさけるために、まずこの点を断わっておこう。

第一に、第二次大戦後、金本位制の束縛から離れて管理通貨体制になり、景気後退期に通貨を増発させることによって景気後退を阻止するようになったことが、高度成長を可能にすると同時に物価の持続的騰貴を招きやすい経済をもたらししたこと。

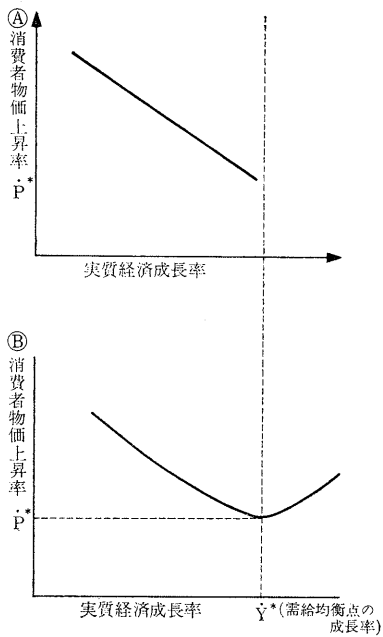
第二に、持続的な高成長は労働力不足を生み完全雇用を実現したが、このことが賃金コスト・インフレあるいは所得インフレを生みやすい経済をもたらししたこと。

第二次大戦前が低経済成長・低物価上昇であったのたいして、第二次大戦後が高成長・高物価上昇になった基本的な原因はこの二点によって説明できる。

第三に、高度成長下では、物的労働生産性の上昇率が小さいサービス産業(およびその他、労働力を資本に代替することが困難な産業)では不可避免的に名目賃金(あるいは自営業者の自己賃金)が物的生産性の上昇率を上回るがために、サービス物価の持続的上昇をとめない、したがって消費者物価の上昇をもたなうこと。この点は、下村治氏によって指摘されてきたことである。

第四に、本報告は、通常、考えられているような形での一般的需

第1図 実質経済成長率と消費者物価上昇率との關係についての仮説



長・高物価上昇の状態からやがては大量の失業と遊休設備をとまなう低成長・低物価の状態に移っていくという可能性を否定するものではない。

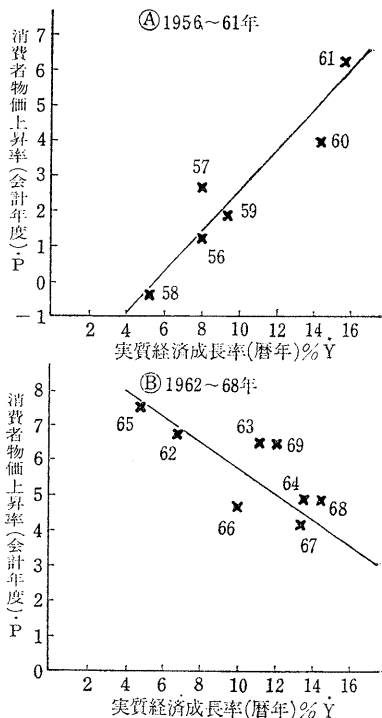
本報告では、右のような事情を十分承知した上で、なお、近年の先進資本主義諸国では、実質経済成長率と消費者物価上昇率の關係が、少なくとも各年次各景気局面についてみるかぎり、かつての正の相關關係から、むしろ逆相關關係に転型したことを主張するものである。

二 経済成長率と消費者物価上昇率の逆相關關係

要圧力インフレは今日のわが国の消費者物価騰貴の原因ではないとの立場に立っているが、実質経済成長率が過度に高いとき——特に超高度成長が数年続くとときは——一般的需要圧力インフレの様相が生じて、実質経済成長率と消費者物価上昇率が比例的になる可能性があることを十分に認めるものである。したがって、実質経済成長率を横軸にとり、縦軸に消費者物価上昇率をとって両者の關係をみると、第1図Aのように単純な逆相關關係になるといっても、むしろ第2図のように需給均衡点の成長率 Y^* までは逆相關關係であっても、ある成長率以上に著しく成長率が高まれば、むしろ第1図BのようなU字型あるいはV字型の關係になる可能性を認めるものである。あるいは逆に、極度の低成長あるいは不況が数年間続けば、低成

まず、実質経済成長率(実質GNPの対前年成長率、これを Y とあらわそう)と消費者物価の対前年上昇率(これを P とあらわそう)との關係が実際にどうなっているかをみると、第2図Aにみるように、一九六一年までのわが国では両者の關係は明らかに正の相關關係にあったが、一九六二年以降については、第2図Bが示すように低成長期に却って物価上昇率が大きくなっており、逆相關關係に転換している。一九六二〜六九年について実質経済成長率(以下これを Y とあらわす)と消費者物価上昇率(P とあらわす)との關係

第2図 わが国における実質経済成長率と消費者物価上昇率の関係



(注) 図中の数字は西暦年次を示す。GNP成長率が説明変数であり、消費者物価上昇率のほうが被説明変数であるから、前者にたいして1・四半期のタイムラグをおいて後者をとった。
(資料) 消費者物価は総理府統計局人口5万人以上の都市、経済成長率は経済企画庁による。

今日のような国際化時代には国内要因とは関係のない輸入物価によっても、国内の物価は影響をかなり受けるので、輸入物価上昇率も消費者物価の上昇を説明する変数に加えてみると、次式のように説明力はすっとよくなり、相関係数が高まる。

$$P = 8.582 - 0.283 Y + 0.195 P_m \dots (2)$$

$$(1.032) (0.095) (0.139)$$

を示す回帰式を求めると次のとおりであり、両者間の逆相関関係が確認される。

$$P = 8.337 - 0.249 Y \dots (1)$$

$$(1.009) (0.090) R = 0.717 (R^2 = 0.658)$$

(ただし、P: 消費者物価の対前年上昇率、Y: 実質GNPの対前年上昇率)

第1表 実質経済成長率と消費者物価上昇率(日本)

年	実GNP成長率	消費者物価上昇率
1957	0.8	2.5
1958	5.4	-0.4
1959	9.2	1.8
1960	14.1	3.9
1961	15.6	6.2
1962	6.4	6.7
1963	10.6	6.5
1964	13.3	4.8
1965	4.4	7.4
1966	10.0	4.6
1967	13.1	4.1
1968	14.3	4.9
1969	12.5	6.4

このように、近年のわが国では、実質経済成長率と消費者物価上昇率の間に逆相関関係(逆相関関係)がみられたが、先にも述べたように、これは、わが国だけの例外ではない。成熟経済段階に達した先進諸国では、特別の理由のない平時時に關するかぎり、これがむしろ正常の関係になっていると見てよい。実質経済成長率と消費者物価上昇率の間に正の相関関係はなく、むしろ負の相関関係がみられるという事実は、イギリスでは、ロイ・ハロッドやノーマン・マックレーによって指摘されている。ハロッドは、いっている。「たしかに注目に値するものでは、主だった拡張期には調整された物価は全く上昇しなかったことである。物価騰貴は

すべて相対的停滞期に生じた。」と、マックレーもその著『十月の目よけ』の中であつて、「一九五六〜五七年に抑制的政策が工業生産の上昇を一九五五年達成額の二パーセントほど増しを制限したとき、生産物単位当たりの国内コストは一六パーセント上昇し、輸出货量は四パーセントしか上昇しなかった。これにたいして経済がもっと速く成長でき、工業生産が一三パーセント拡張した一九五九〜六〇年には、生産物単位当たりの国内コストは四パーセント上昇した」。

(1) Roy Harrod, *Towards a New Economic Policy*, Manchester University Press, 1967, p. 14.

(2) Norman Macrae, *Sunshades in October: An analysis of the main mistakes in British economic policy since the mid-nineteen fifties*, London 1963, p. 16.

経済成長率の低下が物価を安定させないで却って上昇させるという事実は、アメリカの場合、チャールズ・L・シュルツも一九五九年に著した「アメリカにおける最近のインフレーション」(1)と一九六〇年の「製造業における価格とコスト」(2)(ジョセフ・L・トリヨンと共著)の中で早くも指摘している。シュルツは、いっている。「近年のように、過剰能力が増えている期間に物価が上昇するときには、総需要の一層の抑制は、賃金と利潤マージンを低下させることによってコストを下げるよりも生産性を低落させることによってコストを引上げる可能性が強(3)である」。

(1) Charles L. Schultze, *Recent Inflation in the United States*, Joint Economic Committee Study Paper No. 1.

Government Printing Office, Washington 1959.

(2) Charles L. Schultze and Joseph L. Tryon, *Prices and Costs in Manufacturing Industries*, Joint Economic Committee Study Paper No. 17, Washington 1960.

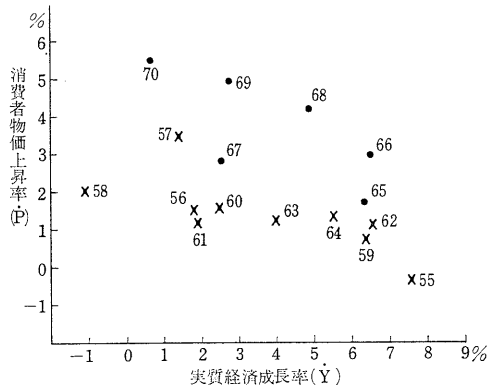
(3) C. L. Schultze, op. cit., p. 2.

実際の統計もこうした主張を裏付ける。アメリカでは、一九三〇年から一九五四年までの間は、実質経済成長率と消費者物価上昇率の間に第3図④のように正の相関関係がみられたが、一九五五年以降にしてみると、同図⑤にみるように両者の関係はむしろ逆相関関係に転じている。(アメリカおよび他の国々の場合は、資料の制約上、Pの間にタイムラグをとってない。)この図の全体をみると、逆相関関係は極めて微弱であるが、一九五五年以降を一九六五年の以前と以後に分けて、それぞれ実質経済成長率と消費者物価上昇率の関係をみると、それぞれかなりはっきりした逆相関関係がみることが出来る。つまり、アメリカの場合、一九六五年頃から、回帰式が上方にシフトしており、同一の実質経済成長率のときの物価上昇率が一九六五年以降のほうが大きくなっているが、これを説明するのは、おそらく、賃上げ率の上昇であろう。

試みにアメリカ以外の主要先進国について実質経済成長率と消費者物価上昇率との間の相関関係を求めたところ次のとおりである。大抵の国では、正の相関関係はみられず、どちらかといえば逆相関関係がみられることがわかる。実質GNP成長率にかかる係数がいずれもマイナスになっていることは逆相関的ということである。(すなわち第1図④や第2図④のように実質経済成長率を横軸として消

第3図の⑩ 1955~1969年

年次	\dot{Y}	\dot{P}
1955	7.6	-0.32
1956	1.8	1.50
1957	1.4	3.48
1958	-1.1	2.02
1959	6.4	0.79
1960	2.5	1.57
1961	1.9	5.15
1962	6.6	1.15
1963	4.0	1.23
1964	5.5	1.31
1965	6.3	1.66
1966	6.5	2.91
1967	2.5	2.82
1968	4.9	4.21
1969	2.8	4.93



消費者物価上昇率 = $2.7573 - 0.1837 \times \text{実質 GNP 成長率}$
 $R = 0.331 (\bar{R} = 0.203)$

(注) x印は1955~64年, ·印は1965~70年

第3表 主要国における実質経済成長率(\dot{Y})と消費者物価上昇率(\dot{P})

年次	西ドイツ		イギリス		イタリア	
	\dot{Y}	\dot{P}	\dot{Y}	\dot{P}	\dot{Y}	\dot{P}
1960	(%) 8.8	(%) 9.1	(%) 4.7	(%) 1.0	(%) 6.3	(%) 2.4
1961	5.4	2.3	3.4	3.4	8.3	2.1
1962	4.0	3.0	1.2	4.4	6.3	4.6
1963	3.4	2.9	4.3	2.0	5.4	7.6
1964	6.7	2.4	5.4	3.3	2.9	5.9
1965	5.6	3.1	2.4	4.8	3.6	4.5
1966	2.9	3.7	2.8	3.9	5.9	2.4
1967	-0.3	1.7	1.9	2.5	6.4	3.7
1968	7.2	1.6	3.0	4.7	5.7	1.4
1969	8.0	2.7	1.2	5.4	—	2.7

(資料) 日本銀行「日本を中心とする国際比較統計」1970年

消費者物価上昇率 = $3.984 - 0.23557 \times \text{実質 GNP 成長率}$
 $R = 0.755 (\bar{R} = 0.713)$

【西ドイツ】 (1960~69年)
 消費者物価上昇率 = $5.2873 - 0.5963 \times \text{実質 GNP 成長率}$
 $R = 0.641 (\bar{R} = 0.581)$

【イギリス】 (1960~69年)
 消費者物価上昇率 = $5.2873 - 0.5963 \times \text{実質 GNP 成長率}$
 $R = 0.641 (\bar{R} = 0.581)$

【イタリア】 (1960~69年)
 消費者物価上昇率 = $5.2873 - 0.5963 \times \text{実質 GNP 成長率}$
 $R = 0.641 (\bar{R} = 0.581)$

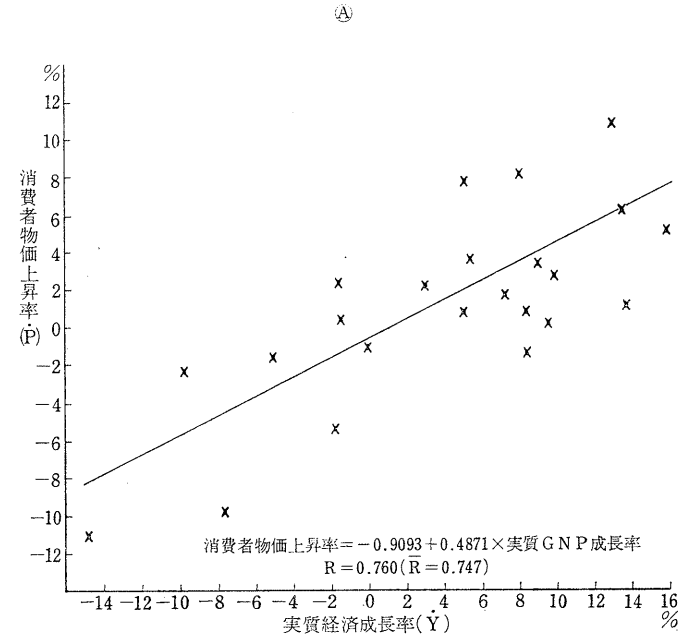
消費者物価上昇率を縦軸にとると、回帰線が右下がりになることを意味する。

第2表 アメリカにおける実質経済成長率(\dot{Y})と消費者物価上昇率(\dot{P}) (1929~1954年)

年次	\dot{Y}	\dot{P}	年次	\dot{Y}	\dot{P}	年次	\dot{Y}	\dot{P}
1930	-9.9	-5.27	1938	-5.1	-1.83	1948	4.5	7.71
1931	-7.7	-9.81	1939	8.5	-1.44	1949	0.1	-0.96
1932	-14.8	-11.34	1940	8.5	0.82	1950	9.6	0.96
1933	-1.8	-5.54	1941	16.1	5.12	1951	7.9	7.99
1934	9.0	3.32	1942	12.9	10.72	1952	3.1	2.21
1935	9.9	2.57	1943	13.2	6.16	1953	4.5	0.75
1936	13.8	1.04	1944	7.2	1.66	1954	-1.4	0.42
1937	5.3	3.52	1945	-1.7	2.28			

(注) 第2次大戦直後の異常期 (1946年および1947年) は除いた。

第3図 アメリカにおける実質経済成長率と消費者物価上昇率の関係 (1930~1954年)



$\dot{P} = -0.909 + 0.487 \dot{Y}$
 $R = 0.760 (\bar{R} = 0.747)$

(ただし、終戦直後の1946年、1947年を除く)

【イタリヤ】 (1960~68年)

消費者物価上昇率=7.6211-0.6691×実質 GNP 成長率

R=0.529(R=0.420)

三 全般的需要インフレからの転型

経済成長率と物価上昇率との関係が正の相関関係から逆相関的な関係に転換したことは、物価上昇の原因が全般的需要圧力インフレ(demand-pull inflation)から他の型のインフレに転換したものと推定できる。なぜかという点で、ロイ・ノロッドやエプセイ・ドーマーが明らかにしたように、総需要が投資と消費だけから構成される封鎖経済を想定すると、周知のように、需給均衡成長の条件は次式のようになり得る。

$$Y = \frac{s}{u} \dots\dots\dots (3)$$

or $I = as$

ただし、Y：実質経済成長率

s：事前貯蓄率

u：技術的限界資本係数または加速度係数

a：産出係数投資の生産性

I：投資の成長率

右の式は、事前的貯蓄率(s)と産出係数(a)または技術的な限界資本係数(u)に大きな変化がないかぎり、実質経済成長率または投資の成長率が大きくは全般的需要圧力が大きくなるはずだということを示している。

とを示している。だから、もしも物価が全般的需要圧力インフレによって上昇しているならば、実質経済成長率または投資の成長率が大きいほど物価上昇率が大きくなるはずである。日本の場合、一九六一年以前はまさにそうだったから、当時の物価上昇は全般的需要圧力インフレとみなすことができるが、実質経済成長率または投資の成長率が低いときかえって消費者物価上昇率が大きくなるようになった一九六二年以降(アメリカは一九五五年以降)については、これを全般的な実質需要圧力インフレによって消費者物価が上がったとはいえない。最近の大抵の先進資本主義国の場合についてもそういえる。

四 貨幣的要因の影響

しかし、総需要は必ずしも実質需要が大きく拡大しなくても貨幣供給が増えれば拡大する。したがって実質需要圧力インフレではなくても貨幣インフレ的圧力があるということは考えうる。貨幣的インフレは、これを単純な貨幣数量説的考えに立てば、次式のように説明される。物価水準をP、実質国民生産高をY、貨幣供給量をM、貨幣の所得速度(マージナルのkの逆数)をiとすると、

$$PY = MI$$

$$P = \frac{MI}{Y}$$

$$\therefore P = M - Y + i \dots\dots\dots (4)$$

(ただし、iは変化率であることを示す。たとえば)

五 コスト圧迫インフレ要因の影響

第4図にみられるように、貨幣・生産高上昇率ギャップと消費者物価上昇率との関係を示す回帰式は一九六〇年代に入って約3%相当上方にシフトしている。そして貨幣・生産高上昇率ギャップがゼロのときでもなお、消費者物価が三・六%も上昇するという関係になったことは、一九六〇年代に入って消費者物価をさらに3%ほど押し上げるにいたった他の有力な要因が働らくようになったことを示唆している。この新しい要因の一つと考えられるのが、コスト圧迫要因である。一九六〇年代に入って労働不足型経済に入ったことが、コスト圧迫を生む原因になったものと考えられる。国民所得を賃金(雇用者所得)とその他の所得に二分して、労働分配率をΩとあらわすと、周知のように次式のような定義的關係がある。

$$P = \frac{w}{j\Omega}$$

$$\therefore P = w - j - \Omega \dots\dots\dots (7)$$

ただし、P：物価、w：平均貨幣賃金

j：労働生産性、Ω：労働分配率

(注) 国民所得を賃金と、利潤等のその他の所得に二分し、労働力がすべて雇用されていると想定する場合には、右の式Ωは雇用所得という意味での労働分配率になる。しかし、国民所得
実際には、労働力は雇用労働力と非雇用労働力から構成さ

$$P = \frac{1}{P} \frac{dP}{dt}$$

貨幣数量論者が想定するように、もしも貨幣の所得速度が固定的であるならば、物価上昇率は、貨幣上昇率と実質国民生産高の成長率の差額(M-Y)……これを貨幣・生産高上昇率ギャップと呼ぶことにしよう)の増加関数になるはずである。一次関数を想定すれば次式のような関係になるはずである。

$$P = \alpha_m + \beta_m (M - Y) \dots\dots\dots (5)$$

(ただし、α_mとβ_mはパラメーターであり、0<β_mである。)このような想定に立って貨幣・生産高上昇率ギャップ(M-Y)と消費者物価上昇率との関係を示すと第4図のようになる。この図は、一九六〇年代に入って両者の関係を示す回帰線が上方に3%相当ほどシフトしていることを示している。

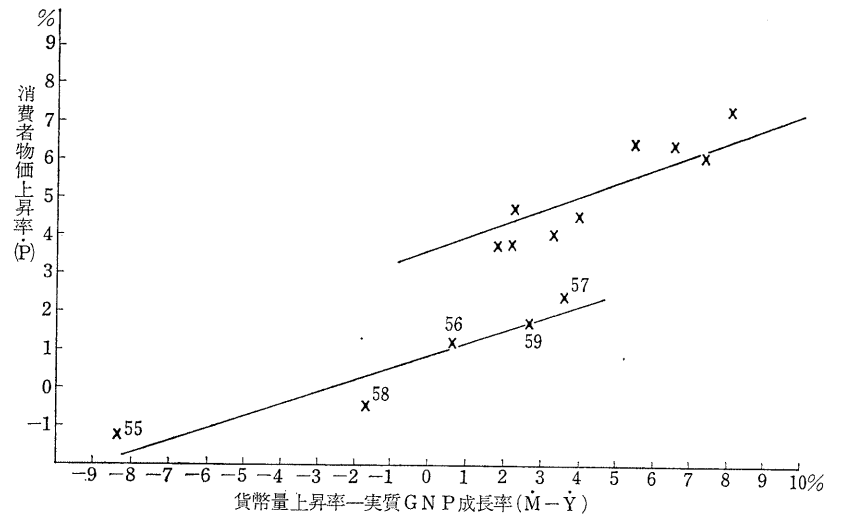
そしてそれぞれについて回帰式を計算してみると、貨幣・生産高上昇率ギャップと消費者物価上昇率の間には有意な相関関係がみとめられる。一九六〇年代についての回帰式は次のとおりであった。

$$P = 3.6822\% + 0.3658 \times (M - Y) \dots\dots\dots (6)$$

$$R = 0.852 (R = 0.831)$$

この場合、Pのほうが被説明変数だから、説明変数のM-Yは、りも一・四半期遅らせた数値をとってはあがるが、それでも貨幣・生産高上昇率ギャップのほうが、独立的説明変数とは断定できな。しかし、少なくともマールブがいう支持的(supportive)な意味で貨幣的要因が消費者物価上昇の一因として働いていることは否定できない。

第4図 貨幣・生産高上昇率ギャップと消費者物価上昇率の關係(1955~1969年)



貨幣上昇率-実質GNP成長率 (M-Y)
 (注) 貨幣上昇率は日銀年間平均残高の対前年上昇率、日本銀行「経済統計年鑑」より筆者が算出したもの。

金パリティ(労働基準で計算した労働分配率)と考えるべきである。

さて、もしロスト・インフレーション論者が想定するように、労働分配率(あるいは利潤マージン)が固定的であるとすれば、一次式のもとでは次式のような關係が成立しているはずである。

$$P = \alpha_w + \beta_w (\bar{w} - \bar{y}) \dots \dots \dots (8)$$

(ただし α_w と β_w はパラメーターであり、 $0 < \beta_w$ である。) 実際に平均貨幣賃金(雇用の平均雇用所得)の上昇率と国民経済の労働生産性(就業者一人当たりの実質GNP)の上昇率とのギャップ ($\bar{w} - \bar{y}$) を賃金・生産性上昇率ギャップと呼ぶこと(ように)を説明変数として消費者物価上昇率(一・四半期のタイム・ラグを置く)との關係を調べると、次式のような回帰式がえられる。横軸に賃金・生産性上昇率ギャップをとって、この式を图示したのが第5図である。

$$P = 4.1633 + 0.3939 \times (\bar{w} - \bar{y}) \dots \dots \dots (9)$$

$$(R = 0.807, R = 0.783)$$

国内の賃金・生産性上昇率ギャップとは独立的に物価に影響を与える輸入物価の上昇率を説明変数に加えると、次式のように相關係数は〇・九以上に高まる。つまり、消費者物価上昇率のかなり部分が、賃金・生産性上昇率ギャップと輸入物価上昇率によって説明されることになる。

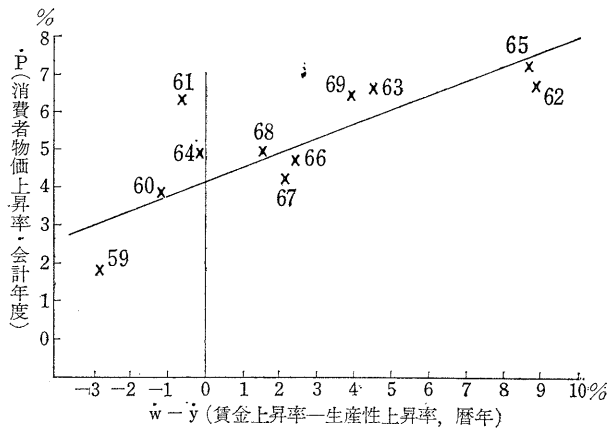
消費者物価上昇率

$$= 3.9936\% + 0.4322 \times (\bar{w} - \bar{y}) + 0.3513 \times P_m \dots \dots (10)$$

$$(-0.2679) (0.0644) (0.0968)$$

R = 0.931

第5図 賃金・生産性上昇率ギャップと消費者物価上昇率(1959~1969年)



() 图中の数字は西暦年次
 (資料) w (雇員1人当たり雇用所得) と y (就業者1人当たり実質GNP) は経済企画庁の「国民所得統計」より、 p (消費者物価上昇率) は総理府統計局「消費者物価指数」による。(人口5万人以上の都市に関するもの)
 ただし、 \bar{w} : 平均貨幣賃金(雇員1人当たりの雇用所得)の対前年上昇率
 \bar{y} : 労働生産性(就業者1人当たりの実質GNP)の対前年上昇率

れており、その場合には平均貨幣賃金 w の分母は雇用労働力(これを L_w とする)、国民経済の平均労働生産性 y の分母は総就業労働力(これを L とする)なので、 Ω の値は、雇用所得(これを W とする)の分配率を雇用者比率(雇用労働力)で除いた値となる。この値は通常、賃金パリティと呼ばれる値であるが、それは非雇用就業者(これを L_A とする)の平均自己賃金ともいうべきものが雇用労働者の平均賃金 w と同じであるとの想定のもとに総労働所得を計算して算出した「労働基準労働分配率」と同じ値になる。なぜかというところ

他方、労働基準による労働分配率

$$\frac{W}{PY} = \frac{w}{L_w} = \frac{w}{L} \frac{L}{L_w}$$

$$\frac{w(L_w + L_A)}{PY} = \frac{w}{L} \frac{L}{PY} = \frac{w}{PY}$$

$$\frac{mL_w + mL_A}{PY} = \frac{mL}{PY} = \frac{w}{PY}$$

したがって現実を考える場合、本文の(7)式の w は雇員者の平均雇用所得(名目値)、 y は国民経済の平均労働生産性(就業者一人当たりの実質GNPまたはNNP)、 Ω は賃

ただし、 w : 平均貨幣賃金 (雇用人1人当たりの雇用所得)

の対前年上昇率

y : 生産性 (就業者1人当たり実質GNP) の対前年上昇率

P_m : 輸入物価上昇率

たとえば、平均貨幣賃金の上昇率が18%で労働生産性の上昇率が10%であり、輸入物価上昇率が1%であれば、消費者物価上昇率は次式のように7.8%になるだろうと推定される。

$$3.9936\% + 0.4322 \times 8\% + 0.3513 \times 1\% = 7.8\%$$

現に一九七〇年度の消費者物価上昇率はこの回帰式の推定に近いところに落ちつくものと思われる。

六 スタグフレーションの原因

第5図をみればわかるように、賃金・生産性上昇率ギャップが大きいたちは、一九六二年、一九六五年のような不況期であることがわかる。不況期には労働生産性の上昇率は著しく低くなるが貨幣賃金の上昇率は下方硬直的でそれほど小さくならないので、不況期あるいは景気後退期には結果的に賃金・生産性上昇率ギャップが大きくなるのである。このことが実質経済成長率が低くなる景気後退期にかえって物価上昇率が大きくなるスタグフレーション現象を説明する第一の理由である。

第二に、資本設備が大規模化した今日の経済下では、資本設備の減価償却費の比重が大きいたち、わが国の場合には他人資本依存度が大きいので、借入金にたいする金利負担も大きい。この二つの資本

費が固定費化していることも、不況期のコスト圧迫を大きくする理由である。

しかし、第三に、供給過剰が生ずる景気後退期に過剰供給圧力が物価を下げるように働けば、物価が上がらないでむしろ下がるのであるが、今日の先進資本主義国の企業は、景気が後退しても価格を下げ利潤マージンを大きく減らすことはしないのが普通である。つまり価格も利潤マージンも下方硬直的になっていることがコスト圧迫を物価上昇に転嫁する不可欠の要因になっている。これも価格支配力であるという意味では一種の独占力であるが、この種の独占力を持つのは大産業の寡占企業だけではない。零細な自営業でも自らの自己賃金を雇用労働者の賃上げ率並みに引き上げるために、自己賃金コストを価格引き上げに転嫁することができる。日常の生鮮食料品のように、必需的なものであり、その上、価格が一斉に上がるときには、この種の価格転嫁が可能になるのである。

第四に、もしも不況あるいは景気後退期に政府あるいは中央銀行が景気支持的な通貨発行をしなければ、物価引き上げは結局において実現されず、深刻な不況になって物価上昇圧力は弱まるだろう。第二次大戦前と異なり、管理通貨制度下の今日の先進資本主義国では不況が深刻化するのを防ぐために、支持的な通貨発行を行なうことによって、企業間の信用の膨張(不況期には売却・買掛がふえるため)と財政赤字を支えるが、このことがコスト圧迫インフレを実現化させる支持的要因になっていることは明らかである。だから、第4図(第4式)と第5図(第7式)とは似通った形になり、相互関係の関係になるが、通貨膨張は始発原因でなく、受動的な要因である

から、これを貨幣インフレとみるのは適当でない。国民所得の三つの面が事後的に等しくなるように、国民所得の成長率と、貨幣量(M)にその所得速度(V)を乗じた値(MV)とは事後的には必ず等しくなる。したがって支持的な通貨発行が行なわれる経済のもとでは、インフレ期に結果的に貨幣量が増えるのは当然のことなのである。

(1) かつてニコラス・カルドアが『経済成長とインフレーションの問題』と題する論文の中で説明したインフレーションは、景気後退を阻止するために支持的に貨幣が増発されてもたらされるインフレーションである。cf. Nicholas Kaldor, 'Economic Growth and the Problem of Inflation', *Economica*, August & November, 1959.

七 コスト・インフレと生産性格差インフレの関係

わが国の物価上昇の主要因は高生産性部門(付加価値労働生産性の絶対値が相対的に大きい上)、物的労働生産性の上昇率が相対的に大きい部門。主として製造業の大企業部門と低生産性部門(付加価値労働生産性の絶対値が相対的に小さい上)、物的労働生産性の上昇率が相対的に小さい部門。主として農林水産業、サービス・流通部門、零細工業部門)の間の生産性上昇率格差にあるといういわゆる生産性格差インフレ(あるいは不比例型インフレ)の様相がありながら、マクロ的にみると、国内の消費者物価上昇のかなりの部分が賃金・生産性上昇率ギャップによって説明されるのは注目されてよい。しかし、生産性格差インフレを次のように定式化してみる

と、賃金・生産性上昇率ギャップと生産性の上昇率格差とは意外に相似たものであることがわかる。

生産性格差インフレ論では、①高生産性部門の労働生産性上昇率(w_1)は低生産性部門の生産性上昇率と長期にみてほぼ等しくなる。すなわち、 $w_1 \approx w_2$ ②賃上げ率平準化作用のため低生産性部門の貨幣賃金上昇率(w_2)も高生産性部門の賃上げ率とほぼ等しくなる。すなわち、 $w_2 \approx w_1$ ③低生産性部門には自営業者が多いので、低生産性部門の賃金 w_2 は、賃金とは異なるもの多くは自営業部門の自己賃金である。わが国の場合、特にそうである。

以上のように想定すると、経済全体の物価上昇率 P は次式のようになり、 β を一定とすると二部門の生産性上昇率格差($w_1 - w_2$)の大きさに比例することになる。

$$P = \beta(w_1 - w_2)$$

この場合は、 β は付加価値総額にたいする低生産性部門の付加価値の比重である。実際の消費者物価上昇率と二部門の生産性上昇率格差との間には次のような形の回帰式が求められると推定される。

$$P = \alpha_1 + \beta_1(w_1 - w_2) \dots \dots \dots (1)$$

また、 $w = w_1 = w_2 = w$ であるから次のようにもあらわされる。

$$P = \alpha_2 + \beta_2(w_1 - w_2) \dots \dots \dots (2)$$

(1) 先にみたように、労働分配率が一定のとき、経済全体の物価上昇率 P は、 $P = w - v$ となる。

$w_2 = w_1$ であり、 w_2 は二つの部門の生産性上昇率の加重平均であるから、

$$w_2 = w_1(1-\beta) + \beta w_1 = w_1 - \beta w_1 + \beta w_2$$

この式を右の式に代入すると、

$$P = w_1 - \beta w_1 + \beta w_2$$

$w_2 = w_1$ と想定されてくるから、

$$P = \beta w_1 - \beta w_2 = \beta(w_1 - w_2)$$

(2) 全日本労働総同盟では、これと同様の考え方に立って回帰式をつくり、良好な結果をえている。「同盟資料シリーズ」特集版一九七〇年十二月刊参照。

右の(1)式と先の(8)式との相似性は注目し値する。この二つの式を比べてみると、結局、生産性格差インフレの場合には、経済全体の賃金・生産性上昇率ギャップ ($w_2 - w_1$) は、主として低生産性部門における賃金生産性上昇率ギャップ ($w_2 - w_1$) から生じているのであることが推定される。

このように考えるならば、一見、相対立する説のようにみえるコスト圧迫インフレ仮説(6)式と生産性格差インフレ仮説(9)式または(9')式とは、実は異なるものではなくて、後者は前者の特殊形態であると考えることができる。つまり、一九五〇年代末以降の日本の場合には、生産性格差インフレという形で、賃金・生産性上昇率格差が生じ、これが消費者物価を上昇させる主要原因になっているといえる。

八 わが国のコスト・インフレの独自性

もっとも、どの国でも部門間の生産性上昇率格差は多かれ少なかれ存在するので生産性格差インフレが賃金・生産性上昇率ギャップの原因となるのは日本だけのことでないが、わが国の場合は特にその傾向が顕著であり、しかも、二重構造縮小過程で w_2/w_1 になったので、低生産性部門における賃金・生産性上昇率ギャップ ($w_2 - w_1$) が特に大きくなったのである。

もう一つ留意しておかなくてはならないことは、生産性上昇率を上回る賃上げ率がコスト圧迫の原因になっていることは否定できないとしても、賃上げ率そのものは、主として労働市場における需要圧力の程度に左右されていることである。たとえばわが国の場合、製造業の平均貨幣賃金上昇率は次式のような形で、有効求人倍率(労働市場の需要圧力)を示す代理変数)と自己資本純利益率(支払能力の代理変数)によって大部分説明される。殊に求人倍率による説明力が高い。(第6図参照)

貨幣賃金上昇率

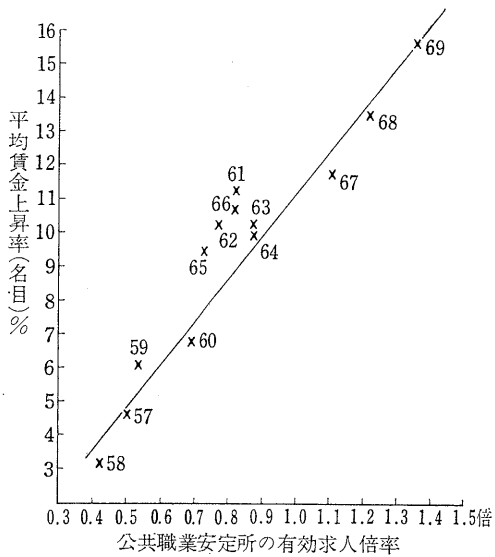
$$= 2.0167\% + 11.1221 \times \text{有効求人倍率}$$

$$+ 0.00576 \times \text{自己資本純利益率}(\%) \dots\dots\dots(12)$$

$$R^2 = 0.967 \quad (R = 0.957)$$

コスト・インフレを厳密に解釈する人は、労働市場の需要圧力とは独立した力が賃金その他のコストを押し上げている場合のみをコスト・インフレとみるのであるが、そのような純侵略的(aggressive)なコスト・インフレは稀である。むしろ商品市場に比して労働

第6図 有効求人倍率と貨幣賃金上昇率の関係



- (注) 1. 賃金は調査全産業の現金給与の平均
 2. 図内の数字は西暦年次
 3. 有効求人倍率は公共職業安定所における有効求人人数/有効求職人数
- (資料) 賃金上昇率は労働省毎月動労統計(甲調査)

の総計の増加が実質生産の増加を事前に上回ることによって生ずる所得インフレーション(Incomes claim inflation)と呼ぶべきであらう。

九 賃金上昇率と物価上昇率の関係

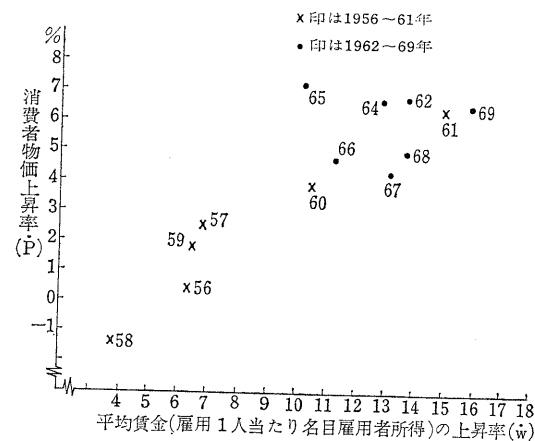
実質経済成長率と消費者物価上昇率が正の相関関係にでなくむしろ逆相関の関係にあるということになると、経済学上のいくつかの著名な仮説がその根拠を失い否定あるいは修正されることになる。この点は本報告にとつては付随的であるが、経済学上の意義は極めて大きいので、この点を付言しておこう。

第一に、一見、逆説的ではあるが、消費者物価上昇率は賃金・生産性上昇率ギャップと正の相関関係にあるにもかかわらず、消費者物価上昇率と貨幣賃金上昇率との正の相関関係はむしろみられなくなる。コスト・インフレ説では賃金と物価の悪循環が生ずると考えられているが、意外にも第7図にみるように、一九六二年以降に比べてみるかぎり、両者間の相関関係はみられない。賃金上昇率と消費者物価上昇率とどちらかをタイムラグをおいてとつてもやはり相関関係はみられない。一見、もっと意外なことは、一九六一年頃までは両者の間に明瞭に正の相関関係がみられる(第7図A)が、賃上げ率が大きくなってコスト・インフレ的になったといわれる一九六一〜二一年以降は正の相関関係が失なわれていることである。このことは一見、コスト・インフレ論を否定する根拠になるかのよう

労働市場の需要圧力が相対的に強いことが賃金コスト圧迫を生む原因になる。わが国のコスト・インフレは幾分誘発的なこのような消極的意味でコスト・インフレであるといえる。

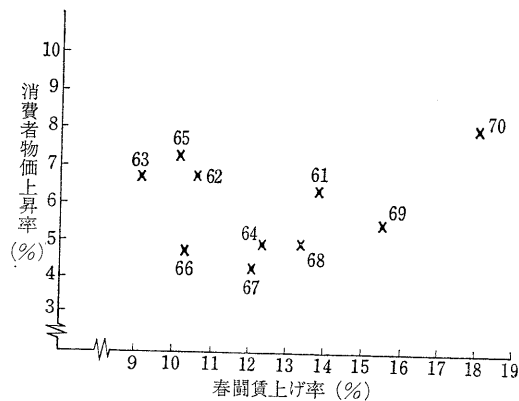
第三にコスト・インフレといっても、賃金コスト以外に、既にみたように自営業者の所得(自己賃金)の上昇も大きい上に、利潤、地代、家賃、資本利得などの諸所得の上昇率も賃上げ率に劣らず大きい年が少なくないことである。したがってコスト・インフレといっても賃金コスト・インフレと呼ぶのは適当でない。むしろ諸所得

第7図 賃金上昇率と消費者物価上昇率の関係
 ① 賃金上昇率と消費者物価上昇率（同時点）



数平均賃金（雇用人当たり名目雇用人所得）の上昇率（ \bar{w} ）
 雇用人1人当たり雇用人所得の上昇率は日本生産性本部「活用労働統計」
 1971年版の数値を用いた。

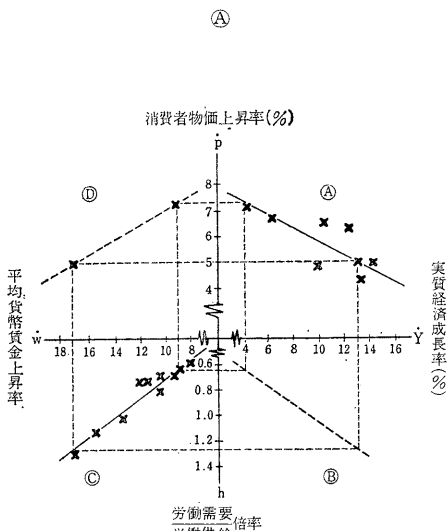
② 春闘賃上げ率と同年度（賃上げ後1ヶ年間の消費者物価上昇率



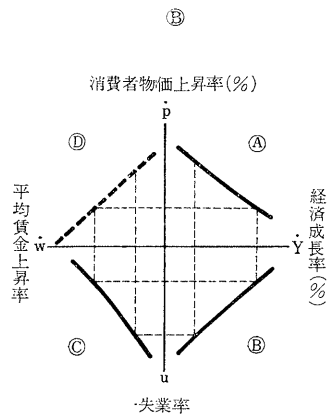
みえる。しかし、もう一步深く考えてみれば、賃金上昇率と消費者物価上昇率の正の相関関係が失われたのは、実質経済成長率と消費者物価上昇率の関係が逆相関的になったことの論理的帰結であることがわかる。なぜかという経済成長率が高いときは労働市場の逼迫度も強まるので賃上げ率は大きくなるが、生産性上昇率が大きいので賃金生産性上昇率ギャップは小さくなり、したがって消費者

物価上昇率は却って小さくなり、経済成長率が低いときはその逆になるからである。したがって賃金上昇率と消費者物価上昇率の関係も逆相関的になりかねないという一見逆説的な結果になる。この複雑な関係を示したのが第7図である。実質経済成長率と消費者物価上昇率の関係が第1図⑧のようにV字型ならば、賃金上昇率と消費者物価上昇率の関係もV字型になる可能性があるということになる。先の

第8図 経済成長率・物価・賃金労働需給の関係



(注) 本図では労働需要の代理変数として公共職業安定所の求人倍率をとり、賃上げ率として製造業の平均賃上げ率を用いた。



労働市場における需給状態をあらわす指標として失業率を用いれば、上図のようにC象限がフィリップス曲線になり、D象限も逆相関の関係が描かれることになる。

第7図⑧にはその傾向がみられる。

賃金上昇率と消費者物価上昇率の間に相互に比例的に動く因果関係があるはずであると考えられるのに、結果的に、両者間に正の相関関係が認められないのは右のような論理的理由による。この点が認識されれば、両者間の正の相関関係を直接機械的に求めようとする試みが成功しない理由が理解できるだろう。したがって貨幣賃金上昇率を失業率と消費者物価上昇率という二つの説明変数で直接説明しようとするフィリップス式は妥当でないといえる。

十 経済成長と物価安定のトレード・オフ理論の誤り

経済成長率と物価安定という二つの政策目的の間はトレード・オフ関係にあり、一方をよりよく実現すれば他方がそこなわれる関係にあるといわれる。(注)たとえば、わが国では所得政策に関する熊谷報告も大川報告もこのトレード・オフ仮説を前提にしている。(注) 経済企画庁総合計画局編「物価安定と所得政策」いわゆ

る熊谷報告) 経済企画協会一九六八年刊。日本経済調査協
 議会「経済成長と物価・賃金に関する基本分析」(いわゆ
 る大川報告) 昭和四五年十二月刊。

しかし、経済成長率が低いとき消費者物価上昇率が却って高くな
 るというのが現実の関係であるとするれば、成長と物価安定のトレ
 ード・オフに関する想定は妥当なものとはいえない。少なくともそれ
 は比較的短期については妥当しない。

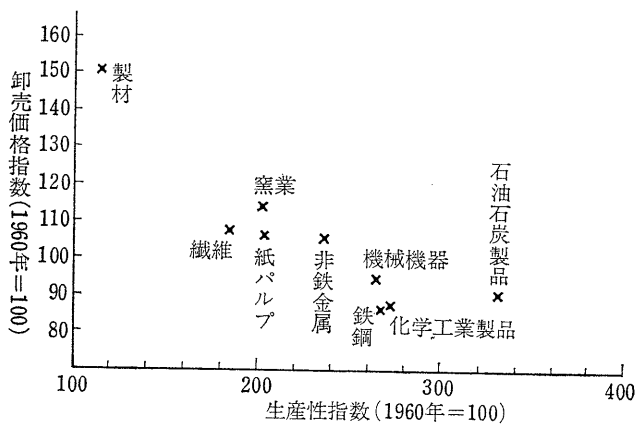
(注) いわゆる熊谷報告でも大川報告でも、経済全体について
 は実質経済成長率と消費者物価上昇率の間にトレード・オ
 フ関係があると想定しているが、このことは国民経済の勞
 働生産性上昇率と消費者物価上昇率の間に正の相関関係が
 あることを意味する(なぜならば実質経済成長率から労働
 力増加率を引いたものがほぼ国民経済の労働生産性上昇率
 だからである)ところが大川報告では、低生産性部門では、
 生産性上昇率と部門の物価上昇率とは逆相関関係にある
 と想定している。この二つの相矛盾する想定の上に立って
 いるところに大川報告の pitfall がある。

消費者物価の安定をはかるつもりで経済成長を甚しく抑制したニ
 クソン政権の「インフレ退治」が、却って消費者物価上昇率を高め
 る結果になったことも、成長と物価安定のトレード・オフ仮説の妥
 当でないことを裏付ける。

超長期的にみれば、本報告の冒頭に述べたような理由から経済成
 長率が大きい経済下では消費者物価上昇率が大きくなるという理由
 はある。しかし、卸売物価および輸出物価と製造業品物価(および

輸出物価)の上昇率についてみると、実質経済成長率の高い経済の
 ほうが成長率の低い経済よりも小さくなる傾向がある。日本とイギ
 リスを比較してみればこのことは明白である。
 個々の生産物についても生産性上昇率の高い生産物ほどその価格
 上昇率は小さくなっている。(第9図参照)

第9図 労働生産性指数と卸売価格指数の関係 (1960~1968年)



卸売価格指数 = 168.993 - 0.274 × 生産性指数
 $R = 0.890$ ($\bar{R} = 0.872$)

十一 カルドア仮説のもう一つの説明

経済成長と労働分配率の関係に関するニコラス・カルドアの仮説
 も解釈しなおすが必要になる。というのは、カルドアは経済
 成長率と労働分配率が逆相関的に動く理由を説明するに際して、完
 全雇用経済を想定しており、経済成長率が高いと需要圧力から物価
 が上がることで労働分配率が下がると解釈しているが、経済
 成長率と消費者物価上昇率が正の相関関係になくむしろ成長率の低
 いときのほうが物価が上がるということになれば、カルドアの説明
 は当然、不適切になる。この点に関しては、物的生産性の変動によ
 って労働分配率の変動を説明しようとしたR・M・ソローの説明の
 ほうが今日の経済下では現実的であるといえる。経済成長率と労働
 分配率とはどちらかといえば逆相関的な関係にあるが、それを説明
 するのは、カルドアがいうような物価効果のためではなくて、R・
 M・ソローがいうような生産性効果のためだといえる。

(一) ニコラス・カルドアは分配に関する最初の論文(“Alterna-
 tive Theories of Distribution,” *Review of Economic
 Studies*, Vol. XXIII, 1955-6) の中で“実質生産高を
 一定と想定したから分配率の変動を専ら物価変動によって
 説明した。しかし、物価上昇によって名目生産高の上昇率
 が貨幣賃金の上昇率以上であれば本質的には同じ結果にな
 る。”

(二) Robert M. Solow, “Distribution in the Long and
 Short Run” in *The Distribution of National Income*,

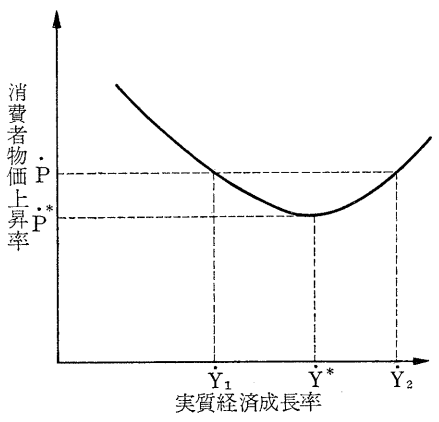
edited by Jean Marchal and Bernard Ducros, New York,
 1968.

十二 物価安定のためのポリシー・ミックス

今日の消費者物価上昇の原因は以上のように錯綜したものである
 し、政策目的も複数であるから、その対策も一つの政策だけでなく、
 いくつかの政策を適切に組み合わせた形のポリシー・ミックスが必
 要になる。

第一に、総需要と成長を抑制することは、物価安定にとっても他
 の政策目的にとっても好ましくない。大切なことは、経済成長をは
 なたたくそこなわずに、物価上昇率を小さくするような成長率に

第10図 物価安定にとっての最適な成長率



経済成長率を維持することである。もし実質経済成長率と消費者物価上昇率との関係が単純な右下りでなく、第10図(第1図⑩と同じ)のようにV字型になっている場合には、V字型の底のところに対応する Y^* の成長率を安定的に維持すればよい。もしそうでなく「ある年には成長率が低くなりすぎて Y_1 になり、ある年は大きくなりすぎて Y_2 になれば平均物価上昇率は P になってしまいが、 Y^* に成長率を維持することに成功すれば物価上昇率を P にすることが出来る。

これは必ずしも所得政策だけを意味しない。(四)式あるいは(四)式から示唆されるように、高生産性部門と低生産性部門の生産性上昇率格差を小さくすることによっても、経済全体の賃金・生産性上昇率ギャップを小さくすることが出来る。したがって低生産性部門の生産性を高めるような構造政策は、賃金・生産性上昇率ギャップを小さくする上で有効であり、わが国の場合、所得政策に代りうる効果を持つと推定される。わが国の場合、消費者物価上昇の約三分の二は農林水産物とサービス部門での物価騰貴によるので、この部門を近代化した生産性を高めるための投資を積極的に行なうとともに、余剰化した労働力を活用していく積極的労働市場政策が特に効果的であろう。

第二に、第4図(③式)にみるように貨幣インフレ的要因も働いていることは否定できないので、貨幣供給(日銀券発行)の増加率をできるかぎり、 G^* の成長率をあまり上回らないようにすることによって物価上昇率を幾分小さくすることが出来る。

労働市場政策は、低生産性部門で余剰化する労働力、中高年齢者、身体障害者、家庭の婦人などの潜在労働力を労働市場にもたらし、それだけ労働市場の逼迫度を緩和するので、第④式の有効求人倍率を低下させ、間接的に賃上げ率を抑制し、他方、生産性上昇率を高めるので、賃金・生産性上昇率ギャップを小さくする役割を果たす。

第三に、第④式にみるように、輸入物価も消費者物価にかなりの影響を与えるので、その上昇を抑えても物価安定に役立つ。わが国の場合、輸入自由化、関税引下げなどによって輸入物価上昇率を小さくすることができる。

第五に、問題となるのは、所得そのものが実質生産高以上に上昇することを抑制するために所得形成過程に政府が介入する所得政策であるが、既にみたように、特にわが国の場合は、賃金・コストインフレというよりは諸所得の大部分が実質生産高以上に上昇することによって生ずる所得インフレであるから、所得政策を行なう場合には賃上げだけでなく、他の諸所得をも抑制することが所得分配の公正の観点から要請される。もしも仮に賃上げ率だけが労働生産性の上昇率に等しくされると、わが国の現状ではその場合、先の(⑤)

第四に、(⑤)式および(⑥)式から、賃金・生産性上昇率ギャップが消費者物価上昇率をかかなりの程度左右していることは否定できないので、このギャップを小さくする政策をとる必要がある。しかし、そ

加率と所得の増加率のギャップ、つまり超過通貨供給という要因が物価上昇と相関しているという点が承認されているわけでありますが、マイクロ的な通貨量と有効需要の二つの量的な比較、増加率の比較ということだけではなしに、通貨の超過供給をもたらしたメカニズムをもう少し分析する必要があるのではないか。あるいは、いいかえればコスト・プッシュ的なメカニズムと通貨増加による物価上昇、この二つの関係式を結びつける内的関連がまず問題であって、その点をもう少しいわないとインカム・ポリシーというところに窮極的には行くまでの連鎖の中に重要な環をおとすことになりはしないかという感じがします。具体的に申し上げますと例えば、丸尾先生はたしかに通貨のあまりにも急速な増加をおさえる必要がある。しかしながらそうすると有効需要が不足することになって逆に成長率が鈍化し、そのことが逆にまたコスト・プッシュ的な要因にもなる、従って財政支出を高めること、そしてその中で「分配の公正」(所得再分配)も実現するんだという附帯条件附でありますのがその方法だ、まあこういうお説であります。しかし、もし例えば地価の上昇という問題をとって公共投資というものをこの解決策としてとり上げる、そしてその際分配の公正なり社会的資本充実のために公共投資を拡大してゆくというこういう政策をとると致します。この場合、例えば土地利用制度というものの現在の与件構造を前提にして、そこに財政資金を追加投入する、そういう構造の中にマネー・フローをほり込んでみる、そうするとこれはむしろ一般に物価とくに地価の上昇を加速する要因になるという形で、しかもその物価の上昇の中に

式または(⑥)式から推定されるように消費者物価は四%くらい上昇するだろう。(同式のミーンをゼロとして P を計算することによって推定される。)したがって実質賃金の上昇率は実質労働生産性の上昇率よりも四%くらい小さくなり、それだけ労働分配率が低下する。(第⑦式のミーンをゼロとして計算すると、労働分配率は物価上昇率と同じ率 P だけ低下するという計算になる。)

加率と所得の増加率のギャップ、つまり超過通貨供給という要因が物価上昇と相関しているという点が承認されているわけでありますが、マイクロ的な通貨量と有効需要の二つの量的な比較、増加率の比較ということだけではなしに、通貨の超過供給をもたらしたメカニズムをもう少し分析する必要があるのではないか。あるいは、いいかえればコスト・プッシュ的なメカニズムと通貨増加による物価上昇、この二つの関係式を結びつける内的関連がまず問題であって、その点をもう少しいわないとインカム・ポリシーというところに窮極的には行くまでの連鎖の中に重要な環をおとすことになりはしないかという感じがします。具体的に申し上げますと例えば、丸尾先生はたしかに通貨のあまりにも急速な増加をおさえる必要がある。しかしながらそうすると有効需要が不足することになって逆に成長率が鈍化し、そのことが逆にまたコスト・プッシュ的な要因にもなる、従って財政支出を高めること、そしてその中で「分配の公正」(所得再分配)も実現するんだという附帯条件附でありますのがその方法だ、まあこういうお説であります。しかし、もし例えば地価の上昇という問題をとって公共投資というものをこの解決策としてとり上げる、そしてその際分配の公正なり社会的資本充実のために公共投資を拡大してゆくというこういう政策をとると致します。この場合、例えば土地利用制度というものの現在の与件構造を前提にして、そこに財政資金を追加投入する、そういう構造の中にマネー・フローをほり込んでみる、そうするとこれはむしろ一般に物価とくに地価の上昇を加速する要因になるという形で、しかもその物価の上昇の中に

以上のほか、独占対策(競争化政策)も不可欠であるし、場合によっては公共料金などの直接抑制、為替レートの切り上げなどの政策も必要になるだろう。

加率と所得の増加率のギャップ、つまり超過通貨供給という要因が物価上昇と相関しているという点が承認されているわけでありますが、マイクロ的な通貨量と有効需要の二つの量的な比較、増加率の比較ということだけではなしに、通貨の超過供給をもたらしたメカニズムをもう少し分析する必要があるのではないか。あるいは、いいかえればコスト・プッシュ的なメカニズムと通貨増加による物価上昇、この二つの関係式を結びつける内的関連がまず問題であって、その点をもう少しいわないとインカム・ポリシーというところに窮極的には行くまでの連鎖の中に重要な環をおとすことになりはしないかという感じがします。具体的に申し上げますと例えば、丸尾先生はたしかに通貨のあまりにも急速な増加をおさえる必要がある。しかしながらそうすると有効需要が不足することになって逆に成長率が鈍化し、そのことが逆にまたコスト・プッシュ的な要因にもなる、従って財政支出を高めること、そしてその中で「分配の公正」(所得再分配)も実現するんだという附帯条件附でありますのがその方法だ、まあこういうお説であります。しかし、もし例えば地価の上昇という問題をとって公共投資というものをこの解決策としてとり上げる、そしてその際分配の公正なり社会的資本充実のために公共投資を拡大してゆくというこういう政策をとると致します。この場合、例えば土地利用制度というものの現在の与件構造を前提にして、そこに財政資金を追加投入する、そういう構造の中にマネー・フローをほり込んでみる、そうするとこれはむしろ一般に物価とくに地価の上昇を加速する要因になるという形で、しかもその物価の上昇の中に

スタグフレーション化を招きやすい今日の複雑化したインフレーションを克服するには、単一の対策でなく、以上のような諸政策の最適なポリシー・ミックスを見出していくことが必要である。(本稿は、日本経済政策学会(一九七〇年十一月)での報告後、拡張加筆したものである。)

質問 一 (専修大学 玉垣良典)

次は丸尾先生の御報告であります。停滞下にでてくるインフレーションの型としてコスト・インフレ的なメカニズムを計量的手法で分析されたという点で興味深くうかがいましたが、私はモデルの個々の点についての質問というより、その関係式をたてられる前提となっている考え方およびそこから生れてくる結論としての政策方向について二、三御質問を許していただきたい。

たしかに丸尾先生の関係式では通説的なコストインフレではなしに、通貨的要素も同時に考慮に入っておりまして、通貨の増

は土地資産の場合に多くに鋭く現われているように非常に不公正に所得が再分配されるという、分配のゆがみがでてくる、こういう逆効果もまた出てまいります。

ついでに付け加えますが、丸尾先生のモデルでは通貨的要因の關係式へのとり入れの際に、超過通貨供給の貨幣減価（物価水準の上昇）への効果は一・四半期ラグをもって相関することになっていきます。だが貨幣サイドの問題の真に厄介な問題——これは現代資本主義の成長様式におけるいわば死角に当る問題として分析する場合には厄介ですが、政策的対応において真に厄介な問題ではありませんが——はこの貨幣減価への効果は一期のラグ相関でそのfull-effectがつかめる性格の問題ではなく、効果の潜在的累積と顕在との間に、時間的にもっと長いラグがあるという点です。これは例えば大恐慌後のリフレション政策のインフレの効果の発現のケースや構造的な過剰流動性（金融資産の累積）の基礎上的の短期的な資金不足の発生という現代的金融現象の特殊性を考慮すればこの問題の重要性の一端が理解できるように思われます。もともとこの問題はまだ本格的な分析成果をわれわれは持ちませんが、現代の物価問題を考える際に欠落させることのできない重要な一側面だという印象を抱いております。これが一つの問題です。次の問題点は、以上の実態把握から派生して出てくる政策的帰結として所得政策の採用を引き出されている点であります。もともとこの場合も一般のインカム・ポリシーで賃金上昇率をおさえるというのではなしに、丸尾先生の場合にはむしろ利潤分配率を切り下げるといふことをやるべきだという御主張で、そのことで

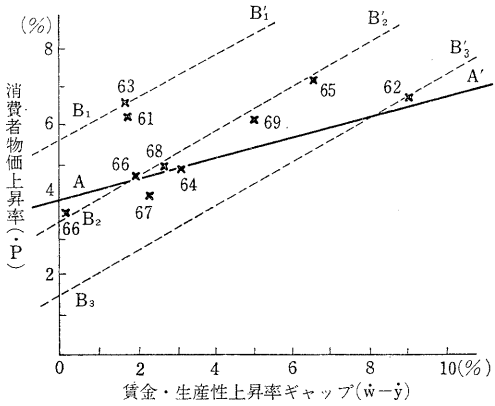
う前にそういう問題にむしろ収束してゆくのではないだろうか。このような構造政策の採用が結果として、利潤率を低下させるということになるかもしれませんが、政策構想としては以上のように立てられるのではないだろうか。もちろんその現実化のためにはいろいろな条件が必要でしょうが、政策の展望としては以上のような基本線でごえられるのではないかと、このように私は考えていますのでその点丸尾先生のお考えをきかせていただきたいと思います。

答 有益なコメントありがとうございます。私の報告は機能的量的な分析を中心に行なったので、制度的な与件について殆んど触れませんでした。決して制度的要因を軽視しているわけではありません。土地利用制度の改革が物価安定にとっても分配の公正にとっても大切な点については全く異論はありません。利潤その他の財産所得を抑制するにも、配当制限のような直接規制の前に、独占力を抑制したり、制限的な輸入制度を改めたり、土地制度を改革したりして、できるかぎり市場メカニズムそのものを歪めることを避けるほうが好ましいと私も考えています。また、フォーだけでなくストックをもっと考慮する必要があるという点に關しましては玉垣先生と同意見です。

質 問 二 (神戸商科大学 伊 賀 隆)

丸尾さんの御報告は、高度成長と物価騰貴が逆相関の關係にあること、日本経済の場合はコスト・インフレ的性格の方が強いということをおおむね賛成ですが、細部において若干の疑問がありますのでお教え頂

は労働組合も納得するし、私も異論はないのですが、問題は窮極の手段はそれだということに行くまでの連鎖の中に、実は所得政策というふうなゆくよりも、理論的にも現実的にも、その前にもう少し制度的な与件をかえるというふうなそういう構造政策があり得るし、それに焦点をさぼるべきではないか。理論的にもいいますのは、利潤原理に直接手をふれるといいますが、利潤を切り下げるといふことは資本主義を前提としては非常に実行困難だし、オランダやイギリスの実際経験に照しても、実はそういうことはいふけれども現実には実行できない。理論的にはむしろその前に例えば先に述べました土地利用制度に変更を加えるという問題は資本主義を前提としても——抽象的理論的ではありませんが——むしろ可能である。それから現実的にも申しますのは、たしかに消費者物価騰貴と賃金上昇は連動しますが、これらはいずれもフォー次元の問題でして、勤労者の生活実感からして物価騰貴が現実生活への脅威と感ぜられるのはたんにフォー側面だけでなく、実はストック次元の問題、つまり住宅問題とか、家計貯蓄の将来価値の切下げというふうな勤労者の家計ストック、家計資産の実質価値の減価の問題がそれに劣らず痛切な問題でありまして、この問題から来る所得増大の潜在的圧力——これに対抗するには賃上げで大幅に所得を増大させても追いつかないわけですが——は非常に重大なものであるかと思えます。そういう問題が賃金政策としても非常に問題ではなからうか。特に日本の場合です。西欧的なコスト・インフレという問題に日本の場合、そういう問題が加重されている、政策的には利潤を切り下げるとい



たいと思えます。第一点は賃金・生産性比率の変化率と物価上昇率との關係ですが、丸尾さんは

$$P = 0.3939(w-y) + 4.1633$$

という關係を実測しております。右図でA-A'の直線がそれです。しかし一九六一年から六九年までの平均値で評価しますと、 $w-y = 0.024$ ですから、(w-y)によって説明できるのは、物価上昇率の中の約三分の一くらいしかありません。そこで考え方を改めて次のように説明した方がよいのではないのでしょうか。いま、

生産所得Ⅱ分配所得という周知の関係、

$$Pz = wn + R$$

z : 純生産物, n : 雇用量, R : 利潤

$$P = \mu(\bar{w} - y) + (1 - \mu)(R - z)$$

$\mu = \frac{wn}{Pz}$: 分配率 $y = \frac{z}{n}$: 生産性

を得ます。なぜ 0.6 と見積ると $\alpha = (1 - \mu)(R - z)$ をパラメータとして $B_1 - B_2$ (1, 2, 3) の監視が引かれます。このことは

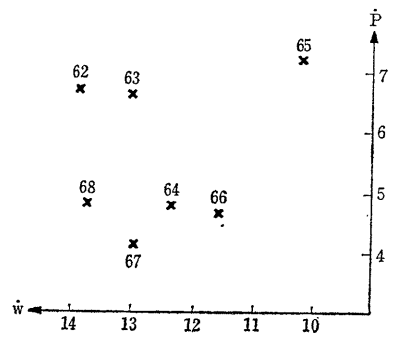
$$\begin{aligned} R &= z + 0.15 & \text{for } 61, 63\text{年} \\ R &= z + 0.10 & \text{for } 60, 64 \sim 69\text{年} \\ R &= z + 0.05 & \text{for } 62\text{年} \end{aligned}$$

を意味しており、資本家が実質所得の伸びに 10%+5% を上積みした率で、要求利潤率をふくらませてゆくことを示しております。 $(\bar{w} - y)$ と z の関係をこのようにも考えることができると思えます。

第二点は第8図のB象限で、求人倍率(労働需要/労働供給)が1を超えた時は、どのように理解すればよいのでしょうか。事後的には、労働需要と労働供給が成立するはずだと思います。

第三点は第8図のD象限で、賃金上昇率と物価上昇率が負相関をもつような形に描かれていますが、六五年を除くと下図のようにむしろ正の相関と考えた方が妥当ではないかという気がいたします。

以上三点について丸尾さんのお教えを頂ければ幸いです。



線からの乖離はむしろ輸入物価の変動によるところが大きいように思われます。
(注) 後に計測したところによると、輸入物価上昇率をも説明変数に加えると、次式のようになり、相関関係は強まり、定数項も小さくなる。

$$\begin{aligned} P &= 3.994 + 0.432(\bar{w} - y) + 0.351 P_m \\ R &= 0.931(R - 0.913) \end{aligned}$$

それにしても定数項の部分がまだ大きいといえますが、その一つの理由は、用いている物価が生産物全体の物価よりも上昇率が大きい消費者物価であること、賃金・生産性・賃金ギャップ以外に物価

上昇要因がかなり大きいことを意味していると思います。この点については私も日銀の「貯蓄時報」(八十三号)という雑誌で指摘したことがあります。だからこそ所得政策の前にやるべき政策が多いと申し上げたのです。

次に第三点について。私は賃上げ率と消費者物価の上昇率の関係については、逆相関関係にあるとまでいうつもりはありません。因果関係からいえば正の相関関係があると考えられるにもかかわらずそれが相殺される要因があることを示すために第8図のような関係を示したわけですから、逆相関関係になっている必要はないわけです。しかし、賃上げ率としてその他いろいろ指標をとって消費者物価上昇率との関係をみてみましたが、一九六〇年代に関するかぎり直接的な形では、両者間に有意な正の相関関係を見出すことはできません。^(世)

(注) ただし、消費者物価要因以外の説明要因で説明できる賃上げ率と現実の賃上げ率の差額を計算して、これと消費者物価上昇率との関係をみると正の相関関係がある。つまり、賃金上昇率と消費者物価上昇率の間には因果関係があるにもかかわらず、その他の要因が作用するので、単純に正の相関関係を求めてもあらわれない、という点が、私のい want するところです。

前後して恐縮ですが、第二点について説明します。御指摘のとおり、事後的には、必ず労働市場の状態になるはずですから、求人倍率が長期的に一以上ということは奇妙に思われるかもしれませんが、それは同質労働力を想定する抽象度の高い理論を考

えていられるからです。実際の場合には、各種の労働力別に需給関係には凸凹がありますから、全体として有効求人数が有効求職数を上回っていても、労働需要が依然として不足している種類の労働力もあるわけです。たとえば中卒や高卒では大変な労働需要過剰ですが、高齢者の場合には供給過剰というのが国の状態です。名古屋大学の飯田経夫教授が「賃金と物価」(日本経済新聞社刊)の中で、理論的な意味での完全雇用と実際の完全雇用とを区別していますが、同質労働力を前提とする理論と異質労働力を前提とする政策論とはその点を区別して考えることが必要と思われま

質問 三 (東京外国語大学 伊東光晴)

丸尾教授の問題のメリットは成長率と消費者物価との関係が、アメリカ、イギリスなどの現実から考えられたもの——成長率が高いと物価上昇率が高い、成長率が低いと物価上昇率が低いという相関関係は日本では逆であるという事実指摘でありましょう。この点ではたしかに現実には指摘されるところで、それには、日本が競争的寡占状態にあること、第二に成長の鈍化が、単位当たり製品コストを高め、これが価格に転じられる市場構造の存在が考えられます。後者は最近の欧米においてもあらわれていますが、この二点についていかに考えられますか。短期費用曲線が右下り下の均衡——しかも技術革新が急速に進む経済下のものとして成長率が高い好景気下では競争的寡占、成長率が低いと協調——これが大きく関係していると考えられないか、以上です。

答 高成長期に競争的寡占になり、したがって物価上昇率が小さくなり、不況期に協調的寡占になって物価上昇率を高くする力として

働くのではないとの御考えと思いますが、この点は私が考慮に入れたなかった点です。御指摘いただいて感謝します。しかし、もしそうだとすれば成長率が高いときラーナーやカレンスキーのいう意味での独占度が低下し、低成長期に独占度が高まり、したがって独占度と労働分配率との関係を示した周知のカレンスキーの式によれば、高成長期に労働分配率が上がり、低成長期に下がる力として働くはずですが、実際には両者の相関関係はその逆ですから、成長率の違いによる独占度の変化という要因はたとえ働いているとしても、少なくとも短期的には、消費者物価の上昇率を大きく左右する要因とはいえないと思います。また、伊東先生は、経済成長率と物価上昇率の逆相関が日本だけの現象であると私がいっていると解されたようですが、そうではありません。大抵の先進国ではそうなっているというのが私の主張です。ただ、日本の場合、レイオフ制がないこと、外部資本依存度が高く固定費的な資本費の比重が高いことのため、不況期のコスト圧迫が特に強く、そのため不況期に物価を押し上げる力が強く働くといえると思います。

質問 四 (広島大学 田村 泰夫)

(1) 報告者は、経済成長と物価(資料)の①⑥⑨式のタイムラグを一・四半期にとっているが、例えば⑨で y_t と y_{t-1} との差が P を押し上げるメカニズムの背向には、産業別・企業別に多様なタイム・ラグの分布がみられ、それらが総合されてマクロ・モデルのタイム・ラグを形成するものである。このマクロ的タイム・ラグを如何にとるかによって、scatter diagram の相関は逆転する可能性もあり、これがまた timeless comparative statics

と dynamics との間に生ずるギャップの原因にもなるものと思われる。日本経済について一・四半期のラグをとった根拠をお教え願いたい。

(2) 報告者は、物価安定と分配公正のトレードオフ、賃上げ極大化から福祉極大化へという形で賃金・物価上昇の厚生への効果を問題にされており、従来 real term でのみ厚生極大条件を議論してきた厚生経済学者に monetary term で厚生分析をすることの重要性を指摘したものと思う。絶対価格の変化を内包しつつ、絶対価格水準のコンスタントな上昇を特徴とするニュー・インフレーションの出現を前にして、money の welfare effects (allocation と distribution の変容を通して) の分析を従来の厚生経済学にどう接合して、厚生経済学のフロンティアを拡げることが可能か報告者のご意見をお伺いしたい。(例えば、ポジティブ・エコノミクスにおける monetary growth model の定式化のように)。

答 タイム・ラグをとったのはどちらが因でどちらが果であるかを明らかにするためですが、一・四半期のタイム・ラグが因果関係をみる上で最適だと根拠は必ずしもありません。本来なら種々のタイム・ラグをとってタイムラグのとり方で相関関係がどう変わるかを調べるべきでしょう。たしかに御指摘のとおり、タイム・ラグを大きくしていくと相関関係が変っています。たとえば一九六二〜六九年のわが国の実質経済成長率と消費者物価上昇率の関係も同時点と一・四半期と半年くらいまでは逆相関的ですが、一年のタイム・ラグをとりますと、第1図⑩のようなU字型に変わっていきます。タイ

ムラグによっては相関関係がどう変わっていくかは今後、もっと詳細に検討すべきだと思っています。

第二点についてはむしろ田村先生の御専門の分野のことで、先生自身が既に、貨幣あるいは物価を含んだ厚生経済学を構築しているのではないかと思います。私はそういうモデルを構築するところまでいっているわけではありませんが、貨幣と物貨を考慮に入れて厚生経済学のフロンティアを拡大する必要性は強く感じています。貨幣量の厚生効果については、たとえばミルトン・フリードマンが「最適貨幣量」という論文 (M. Friedman, the Optimum Quantity of Money and Other Essays, 1969) の中で試みていることは御承知のとおりですが、むしろ現実の経済政策上、緊急に要請されていることは物価の厚生効果を、多角的に明らかにすることではなからうかと思えます。たとえば、まず物価が所得や賃金などのフローに与える影響だけでなく、各種の資産(ストック)に与える効果を明確にする必要があるでしょう。また、資源配分、経済成長、所得分配、生活安定(たとえば社会保障への影響)、その他貨幣的には測定できないものも要因への効果を分析する必要があります。さらに物価構造の変化が同様の要因にどういう効果を与えるかという点も、理論モデルおよび実証によって解明される必要があると思います。物価上昇の原因と対策に関しては、これだけ議論されながら、物価変動の厚生効果についての研究が乏しいのは不思議なくらいです。伝統的な厚生経済学のツールを用いて、そうした諸要因を考慮に入れた厚生分析を田村先生がやって下さることを期待致しております。

質問 五 (名古屋大学 藤井 隆)

一般物価(国民所得デフレーター)、卸売物価、消費者物価を混用されておりますので使いわけのルールを明確にしてくださいと思います。

① $PY = MI$

・ P を定めて P を定数物価を定めたこと

② $P = a + bY$

のとき Y が実質であるとデフレーターが入っており左辺右辺の変動の独立性がうすく、もしそのとき一般物価を消費者物価で代表させるとますますこの意味がうすくなります。

③ 高度成長の再検討という中の物価というときになにを指標にとったのが最もよいかを論議した上で議論をすすめることよいでしょう。

答 単純化した定義式の上での P は一般物価であり、現実これに対応するのはGNPデフレーターということになりますが、GNPデフレーターをつかえば、御指摘のように、説明変数と被説明変数の独立性が問題になりますから、そのためあって、回帰分析をする場合には消費者物価を用いたわけです。もし、GNPと消費者物価も独立性が乏しいならば、日本の場合にもアメリカの場合にもみられたように、ある時期まで両者が正の相関関係にあり、ある時期、負の相関関係に逆転するというようなことはないはずですが、大切なことは逆転がなぜ生じたかを知ることです。(藤井先生と同趣旨の御質問は稲毛満春先生からもありました。)

所得政策を仮に行なう場合、制裁の手段がない以上、基準を守った労組の労働者のほうが犠牲になり、損をし、基準にしたがわなかった労組の労働者が得をすることになる。この不正をどう調整すればよいと考えますか。

答 私は今日本で賃上げ抑制をやれといっているわけではありませんが、仮りにそういう時期がきて賃上げ規制をやったとき、御指摘のような問題がたしかに生じます。

賃上げ規制を誘導でやる場合は、世間相場をつくる役割を果たすような企業や産業にたいして行なわれると思いますが、幸いわが国の場合、そういう企業は、総合的な労働条件の良い企業ですから、その種の企業が誘導規制を受けても、むしろ受けない産業との労働条件格差が小さくなるので公正上の悪影響はそれほど重要でないが、同じような労働条件の企業の場合、ある企業が基準にしたがい、ある企業はしたがわないうときは不公平になる。法的強制以外の方法でこれを避ける一つの方法としては、基準以上の賃上げや値上げをした企業の税金を重くするような制度などが提案されているが、できるときは、労組間の自主的話し合いで問題を解決していくのが好ましいと思われま。

質問六 (名古屋大学 北川 一雄)

A一、最後の諸対策において、最適成長率は別としても、M、L、限では例えば日銀券の増発度の大きい点、財政支出増大は、増税が必要である点などを、どうお考えでしょうか。また、生産性と賃金がそれぞれに増加率を開かせていることに対し

て、労働厚生施設増大を対策としても、それが大きい投資増と結ばれることをどうお考えでしょうか。

しかし最も伺いたい点は、輸入自由化を単に式の最終項としての利潤マージン引下げ効果をもつものとのみ評価される発想です。残存輸入制限品目以上の品目に及ぶ本格的自由化が方向づけられますと、仰せの潜在的労働力の顕在化も多く実現の方向をとりましょうし、物価のもっと多くの構成品目に引下げ力を及ぼすでしょう。

B一、質問の立場は、六七、六八、六九年までお考えのときは、賃上げの独立変数的性格もさることながら、日本のインフレに、その出超化インフレ(輸入されたインフレ)——物財のマイナスと輸出金融および外貨の蓄積——と、政府手持外貨増加分の買入れ資金創出が、他方での輸入抑制(先述)をと、もなうインフレにも、適当のウェイトをおいていただきたい、それに輸入自由化に大きい計画の意味が登場する、と見るところにあります。もしこれなくして、資本輸入自由化を急げば、これも投資競争的インフレから漸進的にのみインフレ抑制的に進ませるでしょう。これに関連して食管法の休耕・減反奨励金配布によるおそい解決方法も大切でありましょう。

二、輸入されたインフレの急進下では国内価格体系が国際市場からも弱くつなごうたまま歪曲されたまま、国内の資源配分も歪んだままになっているから、問題の重要性を伺っているわけです。

答 私は日本の場合、GNPにたいする税や社会保障拠出金の比重

を高めていくことは不可避的に要請されてくると考えています。労働福祉施設などを増加させる財政支出の増大が需要の増大をまねくでしょうが、需要インフレでなく、コスト・インフレの場合には、それが物価上昇に及ぼす影響は重大ではないでしょう。また、ケイズ以後の需給調整政策が累進課税と社会保障という形で所得再分配政策との組み合わせで行なわれたように、所得政策もそれが何らかの形で行なわれる場合には所得平等化政策との組み合わせで行なわれることが、物価の安定と分配の平等化を両立させるために必要であり、そうでなくしては所得政策への国民的合意はえられな

いと思います。次に、輸入自由化の効果として、単に利潤マージンの抑制だけを考えているような印象を与えたのでしたら、それは私の説明不足です。御指摘のような効果が勿論大切であると十分考えております。所得政策の導入を考える前に、輸入自由化や構造的諸政策が必要だという点では、私も全く同意見です。

高度経済成長と社会資本の問題

社会的損失

日本経済の高度成長するなかで、社会的損失がきわめてきわだった形でできてきている。その社会的損失は、いったいどのようなかたちであらわれてくるのか。この問題を一つ技術論的に接近していきたい。

社会的損失という問題については、いろいろな論者の方がすでに説明しているが、だいたい考えられうることは、いわゆる価値ではかりうるような、再生が可能な社会的損失のほか、現状でそうした再生が不可能なもの、そういった損失を含めたものが社会的な損失である。この再生不可能という問題についてはまず人間の問題がある。人体に関する問題としては人命がそこなわれる、片輪になる、といった問題がある。自然については自然環境が破壊されてしまう。また、開発と保存ということが問題になっているが、そのさい、古代文化財などの破損という問題があるが、これらも再生が不可能である。

ここでは、このなかでとくに生活環境の汚染について、公害問題と関連してこの点に少しふれてみたい。生活環境の汚染による社会的損失は、いったいどのような性質をもっているかということについて

中村 忠 一

（京都学園大学）

てみると、だいたい三つの性質をもっているのではなからうか。その一つは、潜在性という性質がある。一定の限界までいかになくしては、汚染による公害問題はあらわれてこない。さらに動植物では環境に対する適応性の問題がある。この問題では人間が一番適応性があるようにいわれている。木が枯れてもそこに人間が住める。これは東京でもしばしば見受けられることである。

第二には、いわゆる累積性の性質がある。これは微量の汚染物質が累積した結果あらわれてくる。カドミウムの公害その他をみてもよくわかる。

第三には、連鎖性をもっている。たとえば河の水中にカドミウムがたまった。これを微生物が食べる。これを食べた魚貝類を人間が食料にする。とくに植物の場合には、一つの集塵装置として働く作用をもっている。だいたい植物が成長するには、それ自体に含まれている水分の約五〇〇倍以上の水を必要とするから、その過程でたとえば土壌のカドミウム汚染が〇・〇一PPMであれば、少い場合で一〇倍（〇・一PPM）多いときには五〇〇倍（五PPM）にも達するところの濃度となる。これらの植物を食料にする場合、人体に非常に大きな悪影響があることはイタイイタイ病の発生などで御存知のことである。

社会的損失の諸形態

ではこのような社会的な損失が、いったいどのような形であらわれてくるのかそれを、大きく分ければつぎのA、Bの二つの形態をとってあらわれる。産業活動にもなるとあらわれる（A）社会的損失である。これをさらに細分すれば、(1)このうちの産業活動にもない直接あらわれて、発生する社会的損失がある。そのなかの主な一つは産業活動、とくに生産過程の内部でおこってくる問題たとえば、労働災害の問題、事故の問題、職業病の問題がこれである。(2)には、産業活動にもなると社会的環境、自然的な環境が破壊されていく。これは現実には、産業公害の問題として提起されている。

(3)には、現在のマスプロ・マスセルの過程で発生してるところの社会的損失がある。たとえば食品による公害の問題、六〇〇年たればこの美しい国土に一億の日本人は一人もいなくなるだろうというような警告まで発せられている。あるいは医薬品の公害の問題、たとえば疲労を回復するためにアリナミンをのむがアリナミンは一〇ミリグラムしか体内には摂取されない。ところが現在のアリナミンには体内に一〇ミリグラム以上摂取できるようにUPPでつづつである。ところがこのUPPがじつは人体に悪い影響を及ぼすというような問題がある。以上が産業活動の活発化にもなると社会的な損失である。

もう一つの形態(B)は現在の経済発展のなかででてくるわけだが、都市化と生活様式の変化にもなると、水だとか、道路など必要なものが充足されないためにおこる社会的損失の問題がある。たとえ

ば住宅難の問題、交通難の問題もあるし、あるいは水が不足するなどいろいろな問題もでてくる。このような問題について技術論的に接近していきたい。

まず(A)の(1)、つまり産業活動で企業内部でおこってくる問題としては、最近旧タイプの職業病に加えて、新しいタイプの職業病が発生し、あるいは労働災害が発生している。しかもそれは単純な原因でしかも重大事故がおこりやすくなっている。というのは、規模の経済性から装置機械が大型化する。大型化すればそれだけ作業する足場が高くなり、仕事の危険性が、いっそう大きくなってきたからだ。とくに補修作業が単純な理由からだけでも危険性がきわめて大きくなってくるわけである。とくに、化学装置の場合、塔のなかにはどれだけの有害なガスが発生し、たまっているか分らない。しかもこのような有害なガスのおこりやすい作業は、大企業では下請企業にふりあてられる。その結果として下請における労働者の災害がきわめて多い。大企業の現場における墜落、爆発、ガス中毒といった事故による労働発生率は下請労働者ほど高くなるわけだ。

公害の可能性と現実性

ところで(A)の(2)産業公害はどうしておこるのか。産業公害がおこる問題は、可能性の問題と現実性の問題に分けて考える必要がある。可能性とは公害の原因となる汚染原因物質を生産過程で大量に排出するという現在の機械技術そのものももっている性質である。生産というものは、一般に有効なものをつくると同時に有効ならざるものをつくってしまうという性格をもっている。したがって、どのよ

うな社会でもこのような公害がおこりうる可能性があることは否定できない。

だがこれが現実化するのとはどのようなところに問題があるのか。この問題についてみれば生産の効率性と発生源に対する防御技術、あるいは後処理の問題と環境、とくに生活環境の基準に関する問題をいったいどう考えていくかという点で違ってくる。とくに新技術の採用の場合には、新しい機械装置なり原料なりを使ったさい、思わざる事故が発生したり、計算違いの汚染原因物質が生じてくるのは、ごくあたりまえで、技術的に安定するまでは一定期間が必要だ。このさい端的にいえば、たとえば大気汚染なり、水質汚染なりの問題を考えるにさいして、汚染原因物質の環境基準に要求されている汚染原因物質の除去がたとえ今日の工業技術からみて技術的に不可能な可能性をはるかにこえたものであったとしても、このような厳格な基準が設定されるかされないかは重要な問題であり、これはいわゆる人間性を尊重するか生産の効率性を優先するかという問題につながるわけである。

公害と市民の権利意識

一般に資本主義的な原則からいえば、資本主義では企業が積極的公害防止設備に投資するのはつぎの二つの場合に限定される。一つは経済性がある、つまり十分な収益を期待できる独立の事業部門で使用する原料として、この汚染原因物質が低コストで回収できるとき。二は地域住民との公害紛争で、この解決には損害を補償するか、あるいは公害防止設備を建設するかいづれかをとらなくてはならぬ

た。この場合の住友の公害防止に対する姿勢をさしているものである。いま一つは八幡型といわれるが、ここでは国家権力の圧力のもとで生産力の増強が第一で地域住民の生活環境の保全という問題は全然無視されてきたという公害防止に対する姿勢をさしているわけである。

もちろん、住友型には大きな限界がある。それは基本的には資本主義的な原則からくる限界性があり、さらにこれに加えて日本における市民の権利意識の低下による限界性がある。ところで戦時体制下では戦力増強第一主義からすべての企業行動が八幡型となり、住友型がその姿を消していく。そしてこの八幡型化が戦後に継承されたということが戦後における公害防止投資がサボられ公害が続発する理由の一つである。

いま一つ新興コンツェルン型あるいはチソ型をあげる必要がある。産業資本的性格の濃厚性をもって特徴づけられる新興コンツェルンは、新技術をつぎつぎと具体化し、多角化することによってのみ存立し発展しえたわけであるが、新技術の採用は、一方では新製品を開発し、新しいプロセス・新しい原料への転換を実現することによって、生産性を飛躍的に拡大し、より大きな利潤の追求を可能とする。だが、他方、新技術による生産は新しい公害発生原因物質を大量に排出する。そのため、公害対策費は急テンポに増大する必要があるがでてくる。

そこで新技術の採用には、この収支バランスが問題となる。つまり、公害対策の費用と新技術の採用による収益の純増分とのバランスシートが問題になるわけである。そして赤字になるか収益性がゼ

いとき。このさい問題となるのは汚染原因物質の除去設備にカネをだしたがよいか、補償にカネをだしたがよいか、あるいはこの両者にそれぞれカネを案分してだしたがよいか、このさい問題はいずれが企業にとってカネがかからないかによってきまる。つまり、生活環境の維持ということは企業にとって問題ではない。

しかし、生活環境の保全は企業にとって問題ではないとはいえ、それが現実の問題化してくるのは、利潤の追求と人間性の回復の兼ね合いにある。もちろん人間性の回復という言葉を使うことはどうもおかしい。回復とはインポの思想だというひともある。果して人間性が十分に実現した社会が歴史上にあったかといえ、問題がある。だが、あえて人間性の回復という言葉を使うと、利潤の追求と人間性の回復、この場合にはいわば市民の権利意識の度合がどの程度まで高いかということによってこのことがきまってくる。日本の場合には残念ながらこの市民の権利意識がこれまで欧米の先進国に比べて弱かったのではないか。

公害意識の日本的特徴

ところで公害問題の日本的特徴はどこにあるのか。結論からさきにみれば高度経済成長下で公害防止に関する投資が非常にサボられてきた。なぜサボられてきたのか。これを戦前からみていくと、多くの論者によって引用されていることだが、まず住友型と八幡型の問題がある。住友型といえは住友がじつは別子銅山の煙害問題から亜硫酸ガスから硫酸をつくるという技術を日本で完成し具体化した⁽¹⁾これが過燐酸石灰と結びつき、さらに硫酸の生産へと発展していっ

口に近い場合には新技術の工業化は見送られる。ところが、新技術の採用による生産性の拡大経済性が優先し、公害対策投資を無視する傾向は、とくに新技術をつぎつぎに採用し、生産を多角化することをその存立と発展の重要な鎖とした新興コンツェルンではとくに特徴的であった。そして、この経営体質の戦後の継承・強化が、チソ、昭電において水俣病に典型される公害が、新興コンツェルン系の企業に顕著に発生するという現象としてあらわれたわけである。

これに加えて、戦前と戦後における技術発展のテンポの差がじつは問題になる。戦前では技術発展のテンポがきわめて緩慢であった。したがって汚染原因物質を自然に浄化していく、また、人間についてみても、日本資本主義の構造から都市において身体をいためた労働者は農村にかえる、というかたちで人間の面でも自然的な浄化が行われた。ところが、戦後になると技術発展のテンポがきわめて早く、量産化が急速に進展した。したがって、社会的、自然的環境の変化がきわめて著しい。にもかかわらず、汚染原因物質の除去という防止の問題が無視されているという問題がある。この具体的な例としてよくLD転炉の技術の説明がある。なぜLD転炉がとりあげられたのか。戦後における日本鉄鋼業の発展についてみれば、大型高炉とLD転炉の組合せによる技術が急速にとりいれられた。平炉にくらべて転炉は四〇%のコストダウンが可能だとされ、このことが国際的に低鉄価を具体化させたわけである。

では、逆になぜ欧米鉄鋼業が大型高炉LLD転炉の採用において日本に遅れたのか。その理由には三つ考えられる、原料的にみれば、とくにアメリカでは低廉なスクラップが大量に獲得できること、投

資態度としては償却後設備投資を行なう。つまり日本の如くスクラップアンドビルを強力におしすすめなかつたこと、第三には転炉から出る排ガスの除去がうまくいかないこと。出動一回あたりでみると転炉から出る汚染原因物質はなるほど平炉よりはるかに少ない。だが、一基一日の出動回数は平炉の一〇数倍、そのため、排出される汚染原因物質ははるかに多い。ところが、この汚染原因物質除去装置には、転炉の建設とかわらないくらい費用がかかる。市民の権利意識が高い欧米では、LD転炉の採用がおくれた最大の原因の一つである。ところが日本では効率化だけを追ってこの問題を無視して、大型高炉LD転炉の設備投資をおしすすめた。

公害対策の科学性

この企業行動の結果として、気象条件、地理的条件からすれば、逆にヨーロッパやアメリカに比べて公害がおこりにくいという条件もありながら、公害がきわめて顕著なかたちであらわれた。最近ようやく大規模な複雑な統廃から、地域住民の公害に対する意識が高められ、公害が社会問題化してきた。そのため、企業の公害防止に対する投資も多くなった。公害防止設備への投資は、一九六九年では、一〇四九億円、これは一九六五年に比べると三・五倍になっている。だが、ここにもなお問題がある。というのは、日本の場合、時間的ズレが非常に大きくて、したがって汚染の累積度がきわめて大きいと同時に、全体としての生産力、つまりこれは同時に汚染原因物質を生産するが、この生産に対する除去設備の割合は非常に小さいということである。さらに具体的についてみると、この公害投

マスプロ・マスセルと社会的損失

つぎにマスプロ・マスセルにもなっておこってくる社会的損失の問題は産業廃棄物の増加に対応しえない処理施設から廃棄物に至る国土破壊の問題もある。また直接人間の健康を破壊するという問題もある。

また、このマスプロ・マスセルは、膨大な物量の流れをひきおこした。運輸省の調査によれば、生産が一〇％増加すると、交通量は一四％増えるといわれている。これは同じ地域間での交通量が増加するからである。しかもこの物的流通の主な担い手はトラック輸送である。というのはトラック輸送における時間的正確性と迅速性と安全性が鉄道輸送の長距離大量輸送における経済性と比較してニューザーがトラック輸送をえらんだからである。この結果がトラック輸送が爆発的に増加、人と物との流れから科学的な交通政策不在のまま、資本の無政府の生産拡大と物的流通における効率化だけを求めた結果、日本の道路ははるかに交通量が交通容量を超過し、そのため道路計画はほとんど産業道路にのみ集中し、生活は無視され、そのうえ交通渋滞と交通災害が頻発し、自動車排ガスなど大きな社会的損失をひきおこしている。

生活様式の変化が意味するもの

つぎに都市化と生活様式の変化がいかなる問題をひきおこしているのか。まず都市化の問題からみよう。高度経済成長下で都市化という現象がなぜとくに日本において大きく問題化してきたのか。これ

資のなかには必ずしも公害防止設備だけの投資だけを含んだ数字ではないということ、つまり煙突だとか生産に直接関係のある投資もこれに含まれているということである。

このような公害に対してどのような政策がとられたのか。日本の公害政策は、民間企業主導型、対応療法型ということで一般的に特徴づけられている。ところでこの特徴を技術的にみれば、生活環境の保全ということであり、これは公害基本法で定められている。この改正前の公害基本法では、生活環境の保全と経済の発展とを調和させるといふことには問題があり、人間の健康破壊と生活環境保全とを切りはなすことはできないという意見が強くあらわれた。その結果公害基本法を改正してこれを削るということになった。

しかし、これで問題が解決したかといえそうではない。というのは、一般に現在日本で考えられている環境基準が正しいのかという問題があるからである。生活環境審議会がきめている環境基準は、四つの条件をあげている。つまり、(1)病人の症状の悪化が疫学的に証明されること。(2)死亡率の増加が証明されること。(3)閉塞性呼吸疾患の有症率の増加が証明されること。(4)年少者の呼吸機能の好ましからざる反応、障害が疫学的に証明されることである。つまり汚染原因物質の影響によって病気になるかならないかが問題で人体に生理的にいかなる影響を与えるかということに基準をおいていない。したがって経済との調和の条項が削られても生活環境基準の認定がこの生活環境審議会の考えによってきめられる限りでは、公害病の発生は避けられない。

は、技術論的にみれば、規模の経済性、立地の経済性の問題に起因している。

この都市化にもなう社会的損失の問題は交通難、住宅難、水不足、下水道未備にもなう問題、し尿およびごみ処理の問題など、都市住民がもっとも身近にあるので一応省略しよう。

生活様式の変化にもなう問題を技術論にとらえればいったいどのような問題があるのか。生活様式の変化を考えるとまず問題となるのは現在の生活は大量消費時代、しかもアメリカナイズされた生活が至上のものであるというような感覚があり、マイホーム主義が非常に強くなったことである。ところでなぜこうした生活様式の変化がひきおこされたか。現在産業社会という言葉がよく使われているが、いわゆるこの産業社会の大きな特徴の一つはマスプロ・マスセルにある。このマスプロ・マスセルによって職場では労働が規格化され、あるいは上からの管理が強化され、個人の自主性や創造性は失なわれる。したがって、生活の場ではいわゆる個人の失われた創造性なり自主性を復活、つまり人間性を回復しようという志向する。これは二つの方向をとってあらわれる。その一つは自由な消費を増大させること。もう一つはよりレジャーを求めていくことである。その結果は大きな社会的損失と社会的共同消費手段を大量に必要とする。

まず、自由な消費の増大という問題からみよう。もちろん、この自由な消費の増大はよりレジャーを求めるといふことと密接に関連してくる。たとえば人間はしばしば芸術は永遠なりといってきた、つまり人間は永遠不変というものを求めてきた。ところが現在の技

術である面ではその願望は達成されている。たとえばプラスチックをみていただきたい。プラスチックは永遠不変である。ところが、それは非常に困る問題を現実にはひきおこしている。現在プラスチック容器はマスプロ・マスセルに欠くことができないものとなり、われわれの消費生活にとけこんでしまった存在である。ところが、その廃棄が問題。さらに家庭用電気機器はなによりもまず婦人の家庭労働からの解放、婦人の家庭内における向上を促進した。また、自由な時間の増大はテレビ需要を開拓し、さらに快適な居住性の要求からクーラーの普及が急テンポにすすんでいった。このことは、生活の場に余裕をもたせると同時に、龍大な家庭用機器の廃棄物の増大と環境汚染の問題をひきおこした。と同時に家庭用機器の普及は同時に人間性喪失というまったく逆説的な問題を促進する結果になった。というのは、現在の技術文明社会ではすべてがオンとオフの社会、つまり二進法の社会なのであるからだ。昔は暑い夏には風向を考えて窓をあける、すだれをかける、打水をする、風鈴を下げるとかいった生活の工夫があった。ところが、現在生活の工夫などいったいどこにあるのか。暑ければクーラーをつける、扇風機を廻す、そのためにはオンとオフのスイッチさえいじればよい。そこでは人間そのものが二進法的機械世界にとりこまれてしまっている。そこでは人間の創造性、主体性は失われてしまうという問題がある。

レジャーの社会的損失

そこで、でてくるのは困った二進法になにか偶然性なりハプニング

グなりを求めるということである。じつはこれが人間がよりレジャーを求める。とくにうけるレジャーより、するレジャーを求める志向につながる問題なのである。たとえばボーリングをやる。素人でもいつもストライクをだすのはむづかしい。連続してストライクがでるのはまったく偶然だし、ハプニングである。ボーリングをする人はじつはこのハプニングを求めているわけである。しかも、このレジャー自体が大きく変わってきている。今日のレジャーは多極的であり、移動性をもち、大型化するという傾向にある。そしてこのことは、今日のいわゆる産業社会において、職場でうばわれた主体性、創造性の回復を求める人間の必然性から生れたものである。マスプロ・マスセルにおける人間疎外のなかで思う存分に個性を発揮する場をレジャーに求める。この要請にもっともびったりするものが実はマイカーということになる。マイカーには便利性、自在性、自立性などいろいろの特性をもっているからである。もちろんマイカーには通勤通学における遠くなる足に対応するという意味をもっているが、そのためにもマイカーの普及が要求される。

だが、このマイカーの普及を軸としたモータリゼーションは交通渋滞、交通事故、あるいは自動車排ガスの問題といったものを発生する。そこでは加害者は同時に被害者となり、大きな社会的損失と同時に道路という社会的共同消費手段をより多く必要とする。このことからモータリゼーションによる社会的損失は救いがたき大きさに拡大されていく。

有効性と効率性

このように高度経済成長と技術革新の急速な進展は、人間と自然の大量破壊という重大な局面をひきおこしている。そこで、われわれはいま一度「技術と人間」の関係を再考する必要にせまられている。ところで、新技術の実現にさいして、われわれがそれを具体化すべきか否かを判断する基準が問題なのである。これまで、新技術を具体化すべきか否かの判断基準としては、その効率性が問題とされてきた。だが、この効率性は、その技術のもつプラスの面だけを評価したものである。つまり、生産の効率性は、生産性を向上し、企業にとってはより大きな利潤実現を保証する。消費の効率性は、人間生活には便利性を実現するが、同時に、企業にとっては、新しい需要を創出し、生産を拡大し、生産性を向上させ、より大きな利潤を実現させる。したがって、資本主義的イデオロギーに従えば、この効率性に重点がおかれ、とくに、日本では、この効率性だけが新技術を具体化するさいの判断基準として追求されてきた。

われわれはこの効率性にかわり、有効性を新技術具体化の判断の基準とすべきである。というのは、効率性とはここで掲げた有効性の一面だけを把えた狭い概念なのである。新技術はその反面、さきに指摘したごとく、有効ならざる諸現象を必ずともなう。このマイナスの面とプラスの面とをいかに評価するか。とくに再生不可能な人体・自然の破壊を防ぐには、どれだけの防止投資が必要なのか。文化財については、これを保全するにはどれだけの費用がかかるのか。その費用は人間性尊重を貫徹するという基本的立場で算定されるべきである。そして、この収支バランスこそ、今後の新技術具体化の判断基準とする方向性を追求していかなくてはならない。

総括「高度経済成長の再検討」(I)

加藤 寛

▲慶応義塾大学

「高度経済成長」というテーマが、単なる「経済成長」という表現と、とくに異なる点は、欧米諸国に比して「高度」という意味と、バランスをとることのできないほどの極端な成長という意味と、二つの内容をもっていることにある。前者の意味が、日本にとってむしろ誇るべき内容を示しているのに対し、後者の意味は、経済成長に対する批判を提起している。

そこで本来、再検討はこの両方の意味の検討であるはずだが、本大会においてとりあげられた論者は、いずれも批判的な意図を強く示していた。都留報告では、従来の経済学に対する限界が指摘されたし、中村(秀)報告、丸尾報告では、七〇年代の日本の新しい段階という形で問題が提起された。また中村(忠)報告では、公害問題ということへの新しい技術的限界がとり扱われていた。しかし成長は決して批判されるべきだけのものではない。公害にしても物価上昇にしても成長の歪みではなくて、工業化のプロセスとして当然発生し、かつのりこえられていかなければならない問題だからである。もしそれが成長の歪みであるなら、成長が高度であるうと低度であるうと、その問題を内在させ、解決できない以上、欺まん的政策しかり得ないであろうからである。

さてしかし、工業化のプロセスとしてこれらの問題をとらえた

き、現在までの経済成長の中に、この問題を解決しようとする意図、そして分析用具がエクスプリシットにとりあげられていたであろうかという疑問は残る。ここに、高度経済成長に対する批判的見解が登場しなければならぬ根拠があった。本来、経済学は「富と福祉」の科学として発生しながら、その科学性を追求するあまり、福祉と分配とかいった問題は次第に経済学の中から除去され、最も福祉と密接に関連づけられねばならなかった経済政策論も、その影響を受け、福祉の問題を除去してしまつたという批判を無視することはできないであろう。その意味で、この共通論題は、「成長と福祉」の再検討と換言することもできよう。

このように別言したとき、起ってくる問題の第一は、何よりも都留報告で提出された、福祉の指標が明確でなかった従来の経済学の反省であろう。これを都留氏がフィッシャーの「資本」「所得」概念から再構成の方途を示された意義は重要である。ストックとフローの区別によって福祉概念を考えることも可能な一つの道ではある。しかしいづれにしても、それは厚生経済学の歴史が示すように、なし得るようで、実は決して容易なことではない。一つ一つの項目をめぐって、必ずしも価値判断を必要とするからである。例えば、都留報告は、僻地で人口減少のためバスが操業できなくなり、タクシー

を使わなければならなくなった実例から、経費的消費の増大として、福祉とは無縁なGNPの増加をあげられたが、むしろ我々は、そのような僻地に人がなお住むことがよいのか否かの価値判断にぶつかることになる。従前の状態を全く不変のままにしておくことが果たして福祉であるのか。そこにはむしろ、より低い効用へ移行していく考え方が潜んでいなければならない。これは厚生経済学では解き得なかつたテーマであるとともに、厚生経済学者のまさに全力投球すべきテーマであろう。情報社会の登場が近づくにつれ、社会的厚生成立の可能性をその中に秘めているように思われる。あるいは厚生経済学の動学化も追求されるべき道であろう。

さてこの第一の問題、すなわち「福祉指標明確化」の問題は、市場機能についての反省につながっている。これが本共通論題の報告を通じてうかがい上がってきた第二のテーマであろう。もし市場機能が有効に働いているなら成長と福祉とは矛盾することなく両立するはずのものであった。しかし、現代の市場は決して有効に働いてはいない。丸尾報告・中村(忠)報告は、この market function を追求したものであった。成長と物価上昇とは一九六一年以降、正の相関関係にはない、むしろ成長の低いとき物価は上昇する傾向にあるというショックキングな結論は、スタグレーションが顕在化してきた日本経済にとって、管理価格市場の形成を示唆するものであった。また中村(忠)報告は、いかにしても公害をださずには廃棄し得ないプラスチックの問題を指摘していたが、これは本来、市場における価格形成が、その廃棄につながる福祉への影響を考慮に入れておこなわれるべきことを暗示している。プラスチックより鉄が安価

である限り鉄が使用されるが、プラスチックが鉄より安価になったとき、それは、プラスチック工業の拡大を通じて人類に危機をもたらすかもしれない。そのことを考慮にいれた価格であるべきであつて、単に技術的・資本的視点から価格形成がなされるべきではないのである。こう考えたときそれは市場の機能そのものの中に福祉の問題がとりいれられていかなければならないことを指摘することになる。

第三に、これは、市場を超えた market failure の問題にもつながつてこよう。中村(秀)報告は、市場を超えた公共財・情報財が大きなウェイトを占めるようになってくる新時代を予想したシステム化論を展開した。これはいまだ学問的に消化された概念ではないけれども、従来の市場経済がこの新しい段階でどう変化していくかを提起する重要な問題といえよう。しばしば経済政策論は過去の条件と事実の上で分析がおこなわれ、未来産業界への展開を怠つてきた。政策は本来、未来志向型のものである以上、このテーマを軽視することはできない。それは、私的部門との結合の問題でもあるし、高度成長の陰にあって技術的にそれと結びついて発展してきた防衛産業という市場を超えた財への評価でもなければならぬ。

本共通論題を通じてはからずもうかがいあつたこの三つの問題は、今後とも政策学会が追求を続けていくべきテーマであろう。

共通論題「総括」(II)

新野 幸次郎

八神戸大学

「総括」というのは予め与えられた題名である。しかし、以下は、座長席に坐らされたものの感想の一端にすぎない。

(一) 都留・中村・丸尾の三教授の報告は、いづれも未解決な問題への挑戦を含むものであり、予定討論者三氏およびフロアからの討論者の協力もあって、大会は有意義であったといえる。ただ、中村忠一教授が問題をあまりにも技術的な側面に限定されすぎたため、社会資本問題を正面から討議する契機を見出せなかったことは惜しまれる。

(二) 都留教授の報告のうち、福祉とは無縁にGNPを増大させるもの一つとしてとりあげられた社会的富の減耗の問題は、フィッシャーとの関連で長期的視角からいかに関連させるかの問題が残ったようだ。また、中村秀一郎教授の問題提起のうち、知識産業化ないし産業システムを公私混合体制の必要性と直結させる論理およびベンチャー・ビジネスを強調して(その意味では経営者能力問題を強調して)中小企業政策を社会的回転率視点から推進すべきとの主張は、依然として今後の論議の対象となろう。さらに、丸尾教授の問題提起のうち、基礎理論的問題は別としても、経済成長率と消費者物価上昇率との負の相関問題は、高成長と物価上昇との関係について短絡的な主張をする人に対する警鐘としては有意義であったと

ても、教授の主張を一般化するにはいざいざととして若干の問題が残る点もあってきた。しかし、最初にものべたように、三教授の報告はいづれも問題提起的な内容を含み、今後の課題ともなるべきものを提示されたものであり、高く評価したい。

伊賀・玉垣および伊東の三氏による予定討論も、報告のポイントをついたものであり、残された問題の解明に貢献するものであったということが出来る。ことに、伊東氏の討論のなかで報告者との事実認識の相違が問題となったほか、高度成長の諸問題を伝統的な理論の限界との関連で追求しようとされたことは、きわめて意義深いことであった。日本の経済成長率が世界に冠たるものであり、その結果、その経済構造と、そのもとの企業および家計の行動およびその成果ないし経済過程に、諸外国にもみられない独特な刻印が押されていることを考えると、これらの諸現象を全面的に把握し、それを既存の理論がどう説明できるか、またはできないかを明確にすることは、日本にとって緊急の課題であるのみでなく、世界の経済理論と政策に貢献する一つの有力な契機を提供するのではないかと考える。

△準共通論題▽

台湾における社会資本の諸問題

北見 俊 郎

△青山学院大学▽

△目次▽

- 一 はしがき
- 二 経済発展と「台湾問題」
- 三 台湾開発の系譜と社会資本の構造的背景
- 四 台湾における社会資本の役割と問題点

一 はしがき

経済発展に力める台湾機能の役割が本格的に自覚され、社会的注目をあびると共に、政策的な対象として客観的な立場より考察されるようになったのは近々一〇年間に於いてである。台湾は形態的には海陸交通のターミナル機能として理解されるが、その経済社会に有機的な関係をもつ分野で後述のようにきわめて広範囲なものがあつた。また政策論の対象として台湾をとらえようとするためには、台湾機能をめぐる諸関係があまりにも複雑なため、方法論の上でも多くの問題点をもっている。

従つてこの小誌においても、本来ならば「社会資本」の本質を充ち分ちきまえた上で、台湾との関係を分析すべきであると知りながら、そうした複雑さと方法論の未確定さの故に、ここでは、「台湾問題」

をめぐる実態と若干の史的考察の中から、「社会資本」の存在形態と構造的諸問題をとりあげ、台湾の「近代化」理念との関係で若干の整理を行なうとするにとどめる。その意味でも、この小誌の限られた内容の貧しさを自覚させられるが、そうした小誌の限界は他日の分析を合せることによって補なわけて頂くことを願わなければならない。

二 経済発展と「台湾問題」

わが国の経済発展の過程で、とくに台湾が問題にされ、政策的にも社会的な関心をもたれるようになったのは「経済成長期」といわれる時期であった。つまり、経済成長率が一番高かった昭和三五、三六年の頃に、急激な貿易取扱貨物や、出入港船舶の増大に対し、台湾機能が追従できなくなり、流通過程の混乱をみた。一般的にこの現象を「船ごみ」問題といわれ、この「船ごみ」が輸送の大きな隘路であり、それが経済の再生産過程に支障をきたすことが認識されるにおよんで、にわかに台湾が政策対象になってきた。

「台湾問題」といわれるものは、いわば以上の「船ごみ」に端を発する。すなわち、「船ごみ」は単に取扱貨物や出入船舶の激増に対応しうる港湾施設の不備、非体系によって生ずるものではなく、台湾労働

力の量質二面にわたる不足、港湾の管理や運営の不合理性、あるいは港湾運送業の体質からくるものであるという理由がうち出されるようになった。これらの理由を明確にしたのは昭和三十七年四月に内閣総理大臣の諮問に応じて発足した「港湾労働等対策審議会」が昭和三十九年三月三日に行った答申(三・三答申)においてであった。この「港湾労働等対策審議会」は、以上にあげられた港湾が政策対象になった最初のもの(1)であり、その後の港湾諸対策の政策基調となるものであった。

「三・三答申」のうち出された趣旨は、「港湾の近代的秩序を確立し、その効率的な利用を図ることが、現在緊急な要請である」とされ、その要点としては、いわゆる表の三本柱として、①「労働力の確保並びに労働条件の向上」、②「港湾運送事業の近代的な育成」、③「港湾管理・運営の改善」等があげられる。

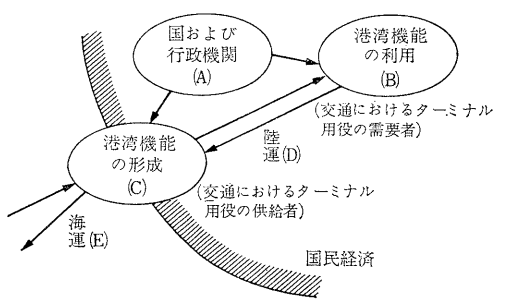
さて、これらの要点としての柱は、その後、次のような形で法制化なり、行政ルートにのせられ政策的実践にうつされつつある。すなわち①の港湾労働力問題は「港湾運送に必要な労働力を確保するとともに、港湾労働者の雇用の安定その他港湾労働者の福祉を増進させるため、港湾労働者の雇用の調整を行い、もって国民経済の発展に寄与することを目的とする。」(昭和四〇年六月三日、法律一二〇号、第一章、総則、第一条、目的)となっており、昭和四一年七月一日以降施行されている。

次に②の港湾運送業については、その後運輸省港湾局において、港湾審議会港湾運送業部分に新たに設置され、具体的に港湾運送業の集約化が論じられ、結果的には、昭和四二年三月三日付をもって「港湾運送事業の合理化に関する具体的方策(事業の集約化)」につ

いて」とする答申がうち出された。その後、昭和四五年三月には、さらに第二次集約案が出されるなど、港湾運送事業の集約化が実際にすすめられつつある。さらに③の港湾の管理運営問題については、これも港湾審議会管理部会において「港湾の財政その他管理運営の改善策について」(昭和三十九年八月七日、運輸大臣諮問)の審議が行なわれ、昭和四〇年一月一日に「港湾管理者の財政基盤の強化及び港湾施設の効率的利用の確保のため緊急に実施すべき方策に関する答申」がうち出された。この答申の要点は、港湾管理者の財政基盤強化の方法として、企業会計方式の採用、港湾経営に関する基本的指針の確立、料金の適正化と料金体系の再検討、起債条件の緩和と起債枠の拡大等をあげている。さらに、埠頭の効率的利用のための措置としては、岸壁の航路別、貨物別優先使用方式の推進、港湾運送事業体制の改善案をあげている。さらに、他には、主要港における外貿定期船埠頭の建設、運営についての特別措置として、「国と港湾管理者がともに出費する一つの団体を設け、長期低利の財政資金を導入して埠頭の建設を行ない、もって効率的運営を図ることである。」としている。この答申の趣旨が具体化されたのが、京浜ならびに阪神における各「外貿埠頭公園」でもあった。

以上は、「三・三答申」によって示された表の三本柱ともいわれる。政策基調の概要と、答申後の具体的な各面への対策・実践へのうごきでもある。さて、この「三・三答申」はもう一面の三本柱とも呼ばれるものがある。それを裏の三本柱と名付けるならば、その大要は次のようである。すなわち、すでに述べた港湾の管理運営の改善の中で、①港湾関係行政の合理化と行政機関の充実を計る。②港湾利用の改

図 (1)



化学工業資本に代表される。一方港湾機能を形成する立場(C)とは、現実には港湾におけるターミナルの交通用役を供給するもので、港湾運送業、港湾労働、港湾管理者から、広い意味では港湾都市、地域経済等がふくまれる。また、陸運資本(D)や海運資本(E)も、港湾機能を媒介として自からの再生産を行なうものであり、港湾機能の利用者(B)に対しては(D)とも(C)と同様な立場をもつが、(C)に対しては(B)と同様な立場をとることになる。

善を計る。③港湾の統一的な運営を図るため総理府に中央港湾調整会議(仮称)を設ける。の三点を強調している。以上の三点のうち中央港湾調整会議は、その後港湾調整審議会(2)の名のもとに機関の設置をみるにいたり、港湾労働の需給その他の事項に関する総合的な計画の策定を行っている。もともと、この答申の趣旨は、わが国の「港湾の総合的機能の發揮」のたちおくれを指摘し、「旧慣を打破する抜本的な対策が必要であり、従来の考え方にとられない広域港湾の構想のもとに、総合的な港湾秩序の確立を期すべきである。」とされている。この意味からすると、上記①の港湾関係行政の合理化なり、②の港湾利用の改善についてはみるべきものがあがっていない。

総じて、「三・三答申」は、くりかえすならば、わが国の港湾に対する政策的基調として「港湾問題」の解決を旨し、また基本的に港湾の諸問題を整理、分析して将来の「総合的な港湾秩序の確立」を期そうとしたものであった。しかし、以上の概要からしても、答申後の港湾対策の傾向は、主として表の三本柱が具体化し、裏の三本柱は停滞的な状態でもある。表の三本柱に示されたものは、主として港湾機能を利用し、かつ必要とする立場から港湾機能を合理化する対策であり、裏の三本柱はどちらかというと、港湾機能を利用する立場と、国家みづからの行政的立場に関する対策でもある。ここに、一応国民経済と港湾機能をめぐる立場上の問題を整理すると図(1)に示すように三つの立場が与えられよう。

この場合、国および行政機関(A)は、国民経済の立場より、港湾に対する施策と行政的諸対策を行うが、港湾機能を利用する立場とは通常メーカー、荷主とよばれるもので、その主要なものとしては重

さて、こうした諸関係の中で、経済成長期に「港湾問題」の発生をみたが、この「港湾問題」の諸現象と諸対策の中で、各(A)から(C)にわたる各分野でのごときはきわめて複雑でもあり、それぞれの立場の相異が示されてきた。もともと「港湾問題」の発生は、経済成長とよばれる生産力の拡充が、一方では貿易量の増大となり、港湾における輸出入取扱貨物の激増に由来する。それらは現象的な側面ではあるが、内容的には、生産力拡充のための生産過程の合理化が、一方では外国市場の規模が相対的に縮小するにおよんで、(B)は当然

流通過程の合理化を必須なものとしてきた。これは取扱い貨物の激増以前においても、たえず、(B)のみならず(D)、(E)の各面より、それぞれの立場からの資本の回転の効率上から、いわゆる(C)に對するクイックディスパッチ (quick dispatch) となつて表現されてきた。生産面における合理化過程が資本にとって安定化すればするだけ、合理化対象はいきおい流通過程に集中化してくる。近年における港湾の諸策対は以上にもべたように、港湾労働法の制定・実施、港湾運送業の集約化なども、とも典型的なものとしてあらわれており、さらにコンテナリゼーションや、「協同一貫輸送」「交通総合体系」といわれる交通・輸送上の問題意識もそれらを背景にしている⁽⁴⁾とみてよい。

また、以上の「三・三答申」を政策基調とする港湾諸対策とならんで、国家は昭和三五～六年の時期より港湾の長期整備計画を本格的に開始している。いわゆる「港湾整備五か年計画」がそれであつて、この点については後述するように、第一次の「港湾整備五か年計画」以降、現在まで第四次に至っている。これは、すでにふれたように、わが国経済の発展にともなう貿易量の増大や、貿易構造の変化に對し、港湾におけるターミナル輸送能力の限界を物理的に解決しようとするもので、港湾施設の増大や、機械体系の不備を重点とし、わが国主要港湾の港湾施設整備を外貿港湾施設、産業港湾施設、内貿港湾施設等の各面にわたつて行なうとともに、新産都市建設促進のための港湾施設整備、航行安全確保のための施設整備、広域的開発のための大規模防波堤の整備、レジャー・港湾開発の整備等々にむけられつつある。

わが国の港湾造成ならびに開発等についての関心は、幕末の頃よりもたれつつあったが、港湾の築造にあつて調査が広くはじめられたのは、明治三年のころからであつた。その後、明治五年には、外国人技師を招いて造成予定の港湾に関する土木調査を行なうなど、明治政府の異常な関心は、横浜港をはじめとするわが国主要港の調査、計画、築港準備となつてあらわれている。このような港湾の造成に関する諸準備は、明治中期にいたるとかなり広範囲な地域にもおよんでいる。一方、明治二二年には、横浜港に本格的な築港工事が着手され、ついで大阪、神戸、名古屋等にも重要港湾の造成がすすめられるようになった。その後大正六年～一年には、横浜港ならびに神戸港の税関埠頭施設が完成し、はじめて海陸連絡施設を整備した埠頭の出現をみるにいたつた⁽¹⁾。

明治のはじめより実施されてきた港湾の調査は、明治の二〇年代には、ほぼ主要地点を終了し、明治の三〇年代にはさらにそれらの工事も一応の完成をみるとともに、港湾設備の充実も計られつつあつたものとみられる。こうした港湾の造成はすべて国家の手によつてなされ、主務大臣の決定により行なわれ、主務大臣の諮問機関であり、勅令により公布された「土木会」「港湾調査会」等により具體的な推進をみてきた。一九〇七年(明治四〇年)には「重要港湾の選定および施設の方針に関する件」により、当時の主要一四港に對する方向づけが打ちだされ、主要港湾の修築や施設の充実を急ぐ大綱が決定されている。

以上は、わが国港湾開発の初期における事情であるが、明治政府に對しては、わが国港湾造成の課題はきわめて重要にして急をつける課題でも

こうした港湾の技術的、物的開発を中心とした長期整備計画はきわめて膨大な国および地方自治体の公共投資を必要とするもので、いわばこのような開発問題もまた「港湾問題」といわれるものの主要な課題となつていく。むしろこの問題は積極的な輸送力の増大、もしくは輸送効率の向上化を、海陸交通のターミナルである港湾部門にもたせることによつて流通過程の合理化を遂行させようとする投資の対象とするもので、すでにのべてきた「三・三答申」以降にみられた法制化、企業再編成、制度の変革等とは直接的にはつながりをもたないが、中央集権的行政力を軸として行なう目的意識は同一でもある。

- (1) 拙著「港湾論」(海文堂)第一章「経済発展と港湾問題」参照。
- (2) 港湾労働等対策審議会「答申」(昭和三九年三月三日)。
- (3) 運輸省港湾審議会管理部会「答申」(昭和四〇年八月)。
- (4) 詳細については、拙稿「運輸革新と港湾経営」(日本港湾経済学会編『港湾経済研究』No.8)参照。

三 港湾開発の系譜と社会資本の構造的背景

わが国における港湾開発の系譜はそのまわが国の港湾と国家との関係ならびに港湾部門における社会資本の性格をものがたるものがある。一節で、経済成長における「港湾問題」の性格と政策的な諸問題にふれ、それらが国家との密接な関連のうちにするにすめられていることの概要をのべたが、こうしたものの原型は明治以降のわが国資本主義経済の発展の過程の中に求めうることのできる。紙巾の都合もあるもので、ごく要項のみにしぼつてその事情を港湾開発との関連においてみてみよう。

あつた。おくれず資本主義に参加したわが国が、一方においては早急な資本蓄積と産業革命をなしとげねばならなかつたように、またそのためには、近代交通全体の形成が急がれた。とくに港湾の整備開発は、一般的に資本の蓄積も未熟であり、資本動員の機構も整備されず、私的資本の可能性は技術的にも、経営的にも、さらには政治的にも否定されざるをえなかつたとなれば、当然国家がみずから積極的な政策をもつてあたざるを得なかつた。これは、明治初年より、もともと国家による港湾の調査、計画がすすめられてきた予定の経路でもあり、また「富国強兵策」の一環として欠くことのできないものでもあつた。さらにこうした港湾造成の背景には工業と貿易の発展があることは見のがせない。とくに日清戦争前後における産業と外国貿易のいちぢるしい展開は、明治二三年から明治三三年の間に貿易総額において三・五倍以上を示し、明治元年からすれば実に二〇倍近いものがあるとされる。さらに日露戦争後の貿易総額は一層の進展を示し、貿易構造の面からも、後進的農業生産物輸出・先進的工業生産物輸入といった明治初年以降の原初的な貿易のパターンを脱し、次第に工業製品輸出と原料輸入のパターンにうつりつつあつた。したがつて明治の末期から大正年代にかけての港湾整備は、貿易量の増大と、そうした取扱貨物をさばきうる機能施設の変化もみている⁽²⁾。

一方、遠洋航路補助法の発布が明治四三年みられ、それ以降とくに船舶の大型化と増大がすすめられた。また明治三九年に可決された鉄道国有化とならんで軽便鉄道法も明治四三年に発布され、鉄道工事もともに展開してきた。このように海陸二面の交通の進展は、

当然それらのターミナルとしての港湾に大きな影響を与え、とくに大正年代に入ってから、第一次世界大戦を機にしてわが国における港湾開発は一段落をみるような発展を上げていた。

第一次世界大戦を契機とする飛躍的な工業生産と貿易の発展は、一方では臨海工業地帯の造成を積極的におしすすめることとなり、産業構造の高度化とともに、大都市周辺における臨海地域の工業化と「港湾機能」の結合が必然的におきあがってきた。この臨海工業の立地は港湾機能をその内側にふくめることによりきわめて立地条件の優位性を自覚させられるとともに、それが国家的意義をも認識させるにおよんで、各湾における主要港湾地域は軍需産業とからんで重要性をもつにいたった。戦時態勢になるにおよんでは、戦力増強のための臨海工業と、戦時物資輸送のために、また軍事的な面から港湾が特殊な立場をもち、周知のように港湾運送業は「一港一社」としてまとめられた。

さて、第二次世界大戦後における港湾開発は、戦災復旧の問題から昭和二五年における「港湾法」の制定という新しい課題をもった。この港湾法の制定をめぐっては数多くの論議がなされたが、敗戦直後の民主化という時代的影響もあって、戦前における港湾の管理・運営に大きな変革をもたらすものと期待された。当時においては、「港湾法の成立は……従来国が開発、管理してきた港も地方公共団体またはその設立する港務局の管理に移し、国は港湾経営の第一線から退いたこと、港湾の管理者を単一に明定し、その決定が関係地方公共団体の協議による自由意志にまかせること、ポート・オーソリティ方式を導入する途を開いたこと。委員会制度を採用できるよ

だままである。

そうした問題点は、すでにみてきたように明治以降の港湾開発の中から宿されていたものでもある。本来「港湾」は地域による自然的、社会的条件を強くうけるところであり、かつ港湾をもつ都市や地域経済の特性をもつにしてターミナル機能としての順当な発展を果たす場でもある。これは欧米における主要港湾の歴史的な発展の中にも明らかに示される。また、すでにふれたように、港湾機能を優位な立地条件なり開発条件とする工業地帯の造成や地域開発が政策的にも戦後における重要な課題でもあった。その意味では港湾造成のもつ政策的意味は明治政府と同じように戦後においても国家にとっても重要かつ急を告げる課題であった。それ故に、「港湾問題」の発生とともににわかに港湾は全社会的注目をあび、「港湾問題」の解決が国民経済に重大な影響を与えるものとの自覚にたつて相次ぐ客申や諸対策となつてあらわれはじめた。

そうした点からすれば、港湾に関する問題意識は、明治以降の伝統的な国家経済の発展に集約され、港湾造成と造成後の港湾管理や運営問題も、一時は港湾法の制定をめぐる民主化の論議をもちながら中央集権的行政機構の港湾支配は根本的な変革をみないままに現在におよんでいる。

こうした国家と港湾の関係は資本主義における他の産業部門よりもっとも伝統的色採が強い。その伝統性を支えている柱の一つには港湾機能が国家経済に重要であり、それ故に港湾機能が「公共性」をもつという伝統的政策理念である。さらにそれをうらづけるものが、明治以降の港湾造成の多大な投資と、とくに後述するように戦

うにしたことなど多くの特色を有している。」とされていた。とくに「港湾の主人公が『その港湾に最も身近かな利害関係を有し、その開発と情熱と愛情を有する地方住民』であるという従来とは根本的に異なる思想がとられるようになったことは意義深いことである。したがって現行の港湾法は従来の港湾法案と異なり、港湾を場とする行政の統一を目的としたものではなくて、この法律の目的は地方公共団体の自由な意志による港湾管理者の設立により、港湾の管理運営の方式を確立し、もつて港湾の開発、発展と利用の促進をはかるうとするもので、港湾を場とする行政の統一の問題とは次元を異にしている。この点がいれば混同されているようだが、これをはつきり理解しておく必要がある。」⁽²⁾としている。

右記は「港湾法」制定に際する解説の要点であるが、これは港湾管理、運営の民主化を計るためには、その主体性を地方公共団体に求め、しかも地域性、地域住民、都市等との関連において港湾経営のあり方を示すものが「港湾法」の本質であるとしている。しかしながら、その「港湾法」の制定以来二〇年をむかえる現在、以上のべた本質は実体としては遂に形成されることなく、戦前における中央集権的行政の一環におさまり、前節にのべた経済成長期における「港湾問題」により問題点がふたたび問われつつある。「港湾問題」の発生による問題点の露呈は、こと港湾の管理、運営のみではなく、すでにふれたように「三・三答申」以降の諸対策の中にも、また第一次から第四次にいたる「港湾整備五か年計画」の施行面にも、さらには臨海工業地帯の造成との関連で登場した「工業港」や、さらにこれを機軸とする「地域開発」政策の中にも問題点をはら

後における港湾機能の育成、拡大のための大規模な国家の財政投資でもある。

- (1) 運輸省港湾局編「日本港湾修築史」(日本港湾協会)参照。
- (2) 拙著「国民経済と港湾」(日本港湾協会)第二章「国民経済の発展と港湾の形成」参照。
- (3) 巻端静彦稿「港湾法制定の沿革及び各草案の検討」(『港湾』vol. 27, No. 7)。

四 港湾における社会資本の役割と問題点

以上の各節では、経済成長の過程で、「港湾問題」が発生し、それに関する諸対策がうたれつつあるが、港湾の政策基調は明治以降の港湾開発の系譜にみられる伝統的な内容をもち、その内容の柱となるものに港湾の公共性と公共投資があるのではないかとした。したがって、そのことが港湾の近代化なり民主化の面から数多くの問題点や断層を示しており、港湾機能を形成する港湾管理者(自治体)港湾産業、都市、地域経済等の立場に対する港湾機能を利用する一般産業(重化学工業資本その他)⁽¹⁾の立場からの合理化政策に終るのではないかという疑問とつらなってくる。ここでは、具体的に港湾経済の内容にふれながら、以上の問題意識との関係で、社会資本との関係を考えてみることにする。

港湾における経済活動の主流は、交通におけるターミナル機能を果たすことである。これは「荷役」といわれるターミナル輸送を中心とする。ターミナル輸送は港湾運送業を主とする港湾関連企業によって果される。さらに、このターミナル機能がすでにのべたように

表 (2)

第1次港湾整備5か年計画	(昭和36~40年)	2,500億円
第2次	(昭和40~44年)	6,500億円
第3次	(昭和43~47年)	1兆3,000億円
第4次	(昭和46~50年)	2兆5,000億円

べる臨海工業、地域開発、工業港等の形成にかかわる公共投資額にくらべればまことにわずかなものといわねばならない。地域的なひろがりをもつ港湾機能のための投資は表(1)に示すような投資対象施設、港湾建設における国の負担率、港湾別投資比率をもっている。これら費用の負担(補助)率については「港湾法」の各条によるものであり、例えば、特定重要港湾においては「一般公衆の利用に供する目的で、…：港湾工事をする場合には水域施設又は外かく施設については、その工事に要する費用の一〇分の一〇までを、けい留施設については、その工事に要する費用の一〇分の七・五までを、国において負担することができる。」とされている。重要港湾の場合においては一〇分の五、さらに港湾管理者施行においては一〇分の五、等とみることができ、その他の点については表(1)に

表 (3)

昭和年度	基本施設整備事業	機能施設整備事業	地方単独事業	結果的 地方単独	公害関係	合計
30	6,494	429	2,556	—	—	9,479
31	6,408	627	4,011	—	—	11,046
32	9,635	1,354	5,213	—	—	16,702
33	12,441	1,730	7,142	—	—	21,313
34	20,061	2,361	5,327	—	—	27,749
35	24,163	2,516	6,661	[914]	—	33,340
36	34,412	4,724	7,652	[2,705]	—	46,788
37	40,995	5,488	8,056	[2,603]	[94]	54,539
38	51,786	10,236	6,165	[2,544]	[21]	68,187
39	55,905	10,667	4,590	[3,236]	[71]	71,162
40	64,487	11,025	4,876	[3,091]	[29]	80,388
41	77,027	12,192	5,328	[2,484]	[41]	94,547
42	92,942	13,567	6,044	[3,115]	[23]	112,553
43	106,859	15,078	6,500	4,768	29	133,234
44	125,220	18,895	16,000	6,021	3	166,139
45	155,779	21,252	17,500	5,960	0	200,491

(注) 日本港湾協会「港湾計画資料集」p.273 (運輸省港湾局資料)による。

- ① 地方単独事業は建設業務統計 (43~45年は推計)による。
- ② 結果的の地方単独の30~34年、災害関連の30~36年は未集計
- ③ 結果的の地方単独、災害関連の42年以前〔 〕分は合計に含めていない。
- ④ 45年は当初予算を示す。

臨海工業、地域開発、都市、工業港等の表現にみられるように地域的なひろがりをもつ経済的、社会的諸条件の発展に密接な関係をもってくる。

以上のようなターミナル機能をもととする経済・社会的な条件は、国民経済の流通過程にとって必須な条件でもあり、とくにこれにもっとも大きな依存をする重化学工業等が国の主要産業はその再生産過程に無関心ではありえない。しかしながら、従来、ターミナル輸送の主役でもある港湾運送業は中小零細規模による企業でもあり、きわめて前近代的な企業構造をもつものとして知られてきた。さらに労働力構造についても、きわめて高い日雇港湾労働力への依存率をもっており、労働力の質の点においてもとかく問題にされがちであった。かつては、そのような豊富な低賃金労働力があつたがために、港湾運送業は流動資本に比重の高い「人入れ稼業」的な企業としてみられていた。それは、固定資本の対象となる機械、施設に相当する荷役機械、倉庫、上屋、ふ頭等の中には私設のものもあるが、それらは港湾施設として公共用のものに依存した。したがって運送業資本としての成立がみられた。したがって、現在の「港湾問題」の中では中小零細企業の乱立からくる「集約化」がうち出される一つの基盤もあつたわけである。

しかし、そうした公共用施設への公共投資額は次に

表 (1)

内地直轄行	国の負担(補助)率					港者施行 港管理行	国の負担(補助)率				
	水 域 設 施	外 か く 設 施	け い 留 設 施	臨 港 交 通 設 施	臨 港 交 通 設 施		水 域 設 施	外 か く 設 施	け い 留 設 施	臨 港 交 通 設 施	臨 港 交 通 設 施
特定重要港湾	① 5/10	5/10	5/10	7.5/10	7.5/10	特定重要港湾	④ 5/10	5/10	5/10	7.5/10	7.5/10
	② 2.5/10	2.5/10	2.5/10	—	—		⑤ 5/10	5/10	5/10	—	—
	③ 4/10	4/10	4/10	—	—		⑥ 2.5/10	2.5/10	2.5/10	—	—
重要港湾	① 5/10	5/10	5/10	—	—	重要港湾	⑤ 5/10	5/10	5/10	5/10	
	② 2.5/10	2.5/10	2.5/10	—	—		⑥ 2.5/10	2.5/10	2.5/10	—	
避難港	⑦ 7.5/10	7.5/10	—	—	—	⑦ 7.5/10	7.5/10	—	—		
地方港湾	⑧ 4/10	4/10	—	—	—	⑧ 4/10	4/10	4/10	4/10		

注 (1) 表中①は港湾法 (42, 52条), ②は特定重要港湾施設整備特別措置法 (4条1項), ③は同措置法 (4条, 2項, 3項), ④は港湾法 (42条2項, 43条1号), ⑤は港湾法 (42条1項, 43条2号), ⑥は港湾法 (41条1項), ⑦は港湾法 (42条3号), ⑧は港湾法 (42条3号)による。

(2) 北海道直轄施行, 離島などを除く。

示されるようで、説明を加える必要もないが、最近一部に少しく負
担率の変化があったがその大要にはかわりない。

一方、このような負担率による主要港湾事業費の推移をみると、
全国主要港湾（九大港）における事業総額は、表(2)に示すようであ
る。各「五か年計画」の施行期間のくりあげは、計画期間中の取扱
貨物量の伸びが推定を上まわる関係上、計画期間の完了をまたず次
の計画が策定されている。こうした総事業費のいちじるしい増加は、
取扱貨物の激増による港湾施設の拡大でもあるが、各計画中の港湾
整備方針のニュアンスの差にもある。すなわち、第一次の「計画」
では投資総額二、五〇〇億のうち国が費用の全部または一部を負担
し、または補助する港湾整備事業費を二、三三〇億円とし、地方公
共団体の行なう単独事業費を一七〇億としている（参考までに、表
③に昭和三〇年以降行政投資の推移を示す）。この「計画」において
重点的に考慮されたのは次の三点であった。

- ① 外国貿易の拡大に対応するため、横浜港、神戸港を中心とす
る主要外貿港湾の整備。
- ② 鉱工業の発展に対応するため、石油、鉱石、石炭、木材、そ
の他工業材料を取り扱う港湾の整備。
- ③ 地域間の所得格差の是正に貢献する地方産業開発のための港
湾の整備。

こうした第一次の「計画」は、第二次にいたると、投資額は二、
六倍の六、五〇〇億円となり、「計画」の重点は、「目標年次にお
ける港湾取扱貨物需要を円滑に処理し、かつ、混雑度の緩和を図る
とともに、地域開発基礎としての港湾整備の大幅な促進、海難事故

の発生防止等となっている。⁽⁶⁾しかし、事業費の配分比率からする
と、外国貿易港湾の整備、（計、一五一、三三二百万円）のうち主
要定期船港湾の整備（七四、三七〇百万円）と大きなものがある。
その他は内国貿易港湾の整備（計、一六五、五五四百万円）と、産
業港湾の整備として、開発港湾の整備の他、石油港湾の鉄鋼港湾、
石炭港湾、木材港湾、産業関連事業等総計八四、二四七百万円をし
めている。

以上は、第一次、第二次の「計画」における投資内容の要点であ
るが、これらの傾向は第三次においても根本的に変ることのない傾
向を示し、第四次の「計画」におよんでいる。これは、昭和四六年
度から総額二兆五〇〇億円をもって港湾整備を行なうものである
が、主として物的流通と地域開発のため、コンテナ埠頭、一般ライ
ナー埠頭、カーフェリー埠頭に重点投資をするものとされている。
その項目をあげると次のようである。

- ① 物的流通のための港湾整備
 - (A) 外国貿易港湾（六、六〇〇億円）
 - (B) 国内輸送拠点港湾（二、五四〇億円）
 - (C) カーフェリー港湾（二九〇億円）
- ② 地域開発に関連する港湾整備
 - (A) 工業港整備（三、〇二〇億円）
（新産都市、工業整備特別地域整備地帯の中核となる三港湾
等の整備）（一、五〇〇億円）
（大規模工業港開発港湾）（一、五〇〇億円）
 - (B) 生活環境基盤としての港湾（一、三三〇億円）

- (地方港湾)（一、六〇〇億円）
（リクレーション港湾）（一七〇億円）
 - ③ 安全確保のための推進
 - (A) 狭水道航路の整備（一、〇二〇億円）
 - (B) その他（八七〇億円）
 - ④ 公害防止のための推進
 - (A) 海水油濁防止（一二億円）
 - (B) 海水汚染対策調査（四億円）
- なお、こうした投資のうち、国費は（九四七億七、〇〇〇万円）
港湾管理者（六〇八億四、〇〇〇万円）、財政投融资（四五八億五、
〇〇〇万円）、受益者負担（三二七億四、〇〇〇万円）等の財源内
容を示している。⁽⁶⁾

以上の港湾長期整備計画は各計画次限によって若干の差があるが、
一貫している共通点は、主要外貿港湾の整備と産業港湾なり工業港
機能の拡大整備である。とくに地域開発との関連における港湾整備
は、わが国の戦後における地域開発の系譜と歩調を共にしており、
港湾機能の形成→企業誘致→地域開発の系路は一方において工業港、
他方において工業の展開といった関連性を示している。戦後におけ
る地域開発の系譜は大別して次の段階に区分されるといわれてい
る。⁽⁷⁾

- ① 昭和二五年の国土総合開発計画を基礎とするもの。
- ② 昭和三〇年頃よりの工業開発、企業誘致を中心とする工業立
地の条件整備を基礎とするもの。
- ③ 昭和三〇年代後半における地域格差是正を基礎とするもの。

④ 新経済社会発展計画や新全国総合開発計画を基礎とするもの。
①は終戦後における食糧、電力問題を解決を旨とする資源開発型
とすれば、②は工業開発型であり、③は格差是正型ともいえるが、
それらは必ずしも明確な性格付けができるものではない。①は戦後
の資本主義の立ち直りの中で計画の重要性を失いかけると共に、経
済発展の機軸を工業生産に求める政策は②によって、とくに重化学
工業への重点的投資の活発化が臨海工業地域、交通条件の整備、港
湾造成等にむけられてきた。昭和三五年における所得倍増計画とい
われるものは、結果的には太平洋岸ベルト地帯構想とむすびついて
きた。こうした傾向の中では、したがって地域格差のはげしさを生
んで、反動的に格差是正の開発計画が新しく問われるようになった。
このような地域開発の推移の中に、港湾造成が本格的に長期整備
計画の姿をもって入ってくるのは、②の段階からであり、第一次の
港湾整備五か年計画以降の重点施策は、工業開発と密接な関連性を
もっている。その後の第二次、第三次等の「五か年計画」の中では
施策目的に③の問題意識でもあった格差是正を港湾整備計画の中に
ふくめていたが、いづれも実質的な効果を与えるようなものとはい
えなかった。これは、第四次の「五か年計画」が地域開発系譜の④
をもとにしており、しかもそれらの港湾整備は物的流通と大規模工
業港等の開発港湾の整備を中心にしていく。⁽⁷⁾

このような地域開発計画の段階と、港湾長期整備計画の表裏一体
のごときは、部分的に格差是正の問題をとりあげつつも、それらを
本格的に実現させるものではなく、重化学工業を中心とする生産力
増大と時代的な地域配分等の施策であり、港湾機能はそれに有利な

条件を与える重要な要因となってきた。こうした形で港湾機能が一方では生産過程での立地的役割を果たすと共に、次には外国市場のゆきづまりを打開するための流通過程の合理化にとって必要な物的流通革新、協同一貫輸送、総合交通体系等々の理念の中でターミナル機能を果たす役割を課せられつつあるとみることが出来る。このことは、したがって、さきにも述べた港湾経済活動の主体となる「荷役」作業のターミナル機能を合理的に削除することであり、これが重化学工業資本の流通費の削減を意味することになる。二節でのべた「港湾問題」のとりあげ方と、諸対策の目的意識はここにおいて明確なものとなるわけである。

さて問題は、以上のような諸事情を社会資本もしくは公共投資のもつ社会的性格と役割の面からみてみる必要があるであろう。すでにのべたように、港湾の長期整備計画に示される巨大な投資額は、以上の地域開発との関連においても明らかであるように、総じて重化学工業の再生産過程を生産と流通の両面より迂回的に促進させることに主眼点がある。この投資理念の基礎の概念は港湾の「公共性」ということであるが、「港灣法」における「公共性の理念」もまたきわめて明確であるが故にその屈折的な理解にもとづくことも大きい。そのことは港湾投資の社会性を、しばしば「産業基盤の強化」としている点で、本来港湾の「公共性」や社会的性格は公共埤頭にありながら、重化学工業を基盤とする専門埠頭、工業港、工業用地造成に高い比重をもっていることでも示されている。さらに流通過程における巨大産業は系列化によって主要港の公共施設や用地の独占的な支配を有している。

港湾運営の形態の中では、「経営」にとつてかわつて、あるものは修築行政であり、管理行政であった。したがって本来の「港湾の管理」も存在しえなかつた。経済成長期における「港湾問題」の本質はそのような諸矛盾を背景にしたものであり、一方では港湾にとつての外部経済の高度な資本主義化と、港湾の経済体制が明治以降の開発理念で法制化と行政による中央集権の支配で「運営」されてきた質的差異の時代の破たんともみることが出来る。この時代の破たんは、本来の近代化・民主化理念で、港湾経済の体制的変革を行なうべきでありながらも伝統的な体制を維持しているものは権力機構とそれから生ずる合理化のための社会資本の適用の効果ともみることが出来る。

そのような港湾特有の社会的条件は、したがって、近代における「公共性」の概念を不毛のものとしている。あらたまるまでもなく、公共の福祉 (Public Welfare) は、わが国では第二次大戦後にはじめて憲法でとりあげられたものでもあり、一般の社会的背景となる「公共の」(Public) と「市民社会」(Civil Society) の未成熟さと近代的人間としての市民的性格 (Individualism) の未確立さがとくに港湾の場合には目だつようである。すでにのべた「港灣法」の制定をめぐる民主化理念のぼつ興が衰らなかつたのは、明治以降港湾の世界にちかわれてきた伝統的な国家主義的公共理念の故でもある。そうした意味での公共性は、国家経済に支配的な生産力をも有する重化学工業の私的生産の社会性とむすびつき、港湾機能をも工業生産力支配にみちびく公共投資を可能とし、また社会資本の役割をそこに見出すような矛盾をあえてつづける結果ともなってきた。

もともと公共投資としての社会資本の役割は、社会資本と生産資本とのむすびつきにおいて、資本、労働、資源の生産性の向上をうながす側面をもつにせよ、公共のために市場経済原則にゆだねることができないものに一つの焦点が存する。港湾の場合における「一般公共」の不特定多数を対象とする公共埠頭等の施設に投資されるところに本来の社会資本の役割があるのもそのためである。しかしながら、先行投資としての工業港形成の公共投資は産業基盤の強化という形での産業資本への財政援助を意味することになる。したがって、そこには、自由主義経済の根本的理念でもある私利利潤と生産の社会性を、生産面での社会性をもって「公共性」とし、私利利潤をのみが可能性をもっている。工業港での「荷役」は、ターミナル機能としては現象的に港湾であろうが、それは特定重化学工業資本の枠内における活動であつて、これを公共性をもつ港湾ということにするには問題が残される。

本来、不特定多数のための港湾機能として、公共性は、港湾関連企業を媒介とし、さらに貿易商社、海運会社、陸送会社、その他貿易関係の金融機関をふくめた広い都市基盤を背景にした港湾機能に求めることができる。一般に、港湾においては公共投資が「資本」の概念で把握されておらず、したがってそれが「利潤」を生むものと考えられていないところに、私利利潤の生産の中に社会資本が私有化される結果となりやすい。たしかに、港湾の場合は公共投資が港湾の管理・運営や港湾運送業の中でも資本的経営の対象にならず、経営主体は収支計算の対象にしていない。とくに港湾運営といわれるように「経営」的経済性の原則をもたないわが国の明治以降の

一方、今後わが国の港湾を市民社会成熟の過程で考えてゆくと、当然そこには、地方自治体と地域住民(都市)を基盤とする港湾と社会資本のあり方が問われてくるであろう。具体的には現行「港灣法」の根本的な再検討をみるであろうが、抽象的には何よりも港湾の「運営」形態を「経営」形態に変革させてゆかねばならない。経済性の原則を基にした港湾経営と管理にとつては必要以上にわが国特有の法制化と行政力を排し、港湾機能が生産する交通用役をめぐる需給の立場を客観的に平等に取扱うことのできるような環境整備が必要である。わが国はおくれて資本主義に参加し、後進性の名のもとに「近代化主義」におちこんだ。これが本来の近代化とは異質な行政と生産関係における支配、隷属関係を根強く港湾に残存させた。港湾経営なり、将来のポート・オーソリテイ (Port Authority) のもつ意味はそうした前近代的要因を経済的要因におきかえうる条件整備も必要である。そのことは、いわば本来の社会資本の経営形態を確立することになる。⁽⁵⁾

(1) 拙稿「港湾における合理化と近代化の基礎条件」(「輸送経済」vol. No. 8) 参照。

(2) 喜多村昌次郎著「港湾労働の構造と変動」(海文堂) 参照。

(3) 「港灣法」第五章「港湾工事の費用」(費用負担) 第四

三条二項。

(4) 運輸省港灣局「港灣整備五か年計画」(昭和三五年) 参照。

(5) 運輸省港灣局「同上」。

(6) 運輸省港湾局「同上」(昭和四五年)参照。

(7) 拙著「港湾論」(海文堂)第五章「港湾における工業生産力支配」参照。

(8) 拙著「同上」第二章「港湾管理・運営問題と港湾の近代化」参照。

(9) なお詳細については拙著「港湾総論」(成山堂)「社会資本と港湾」の章参照。

質問 一 (大阪経済大学 平 実)

港湾への社会資本導入の資本主義的意義、利潤追求目的との関係、国独資との関連で社会資本を考える必要ないか。物価安定と公共投資の充実とは矛盾しないか、ケインズ理論の再検討を望みたい。

答 御質問の趣旨と同様な問題意識をもつ者です。私の報告も実はその問題にふれているつもりですが、明確でなかったかも知れませんが、ただ、港湾特有の伝統的社会的なものでは、経済外的規制が強いために、港湾における生産関係で資本の論理が直接的に社会資本に作用するというよりは、法制化と中央集権的行政を媒介しているところに特徴があるとともに日本的な港湾の展開があると思えます。また経済外的規制のもつ独占資本的役割もかがわれます。その意味では、港湾経済には資本主義的諸関係が厳密な意味では今もって形成されず、市場のメカニズムを欠いています。この市場のメカニズムの欠如を温存することが国民経済の高度成長にも貢献し、流通費の削減のための港湾への合理化を可能にしていると思えます。

したがって、そのようなわが国港湾の重化学工業支配がなく、経

て、私的利潤をみのがした形で行なわれているところに問題があるのではないかと思えます。したがって、産業資本が港湾に参加すべきかどうか、政策決定の意味では申しあげられませんが、理論的な面からすれば、現実的な法制との関係もありますが、行なわれるとすればあくまでも私的投資としての性格を明らかにしてから参加すべきと思います。また今後、期待される点もあると思います。

(2) 港湾における流通システム化を具体的にどのようなものを指しておいでなのかわかりませんが、一般論として私も必要と思えます。現在問われているシステム化は、港湾機能の合理的な再編成をもって、ターミナル輸送の効率化を意味するものと思えます。取扱貨物の激増に対して港湾機能を総合的に体系化し、コンピュータを媒介とする飛躍的な効率化にねらいをもつものと思えます。ここで問題にしたいのは、そのための技術的なことではなく、システム化やコンピュータの社会的適用の意味や「あり方」にあります。一つの技術的革新や機構の再編成による経済的效果の社会的配分を公平にするにはどうしたらよいかということこそが問題であり、そうするためにはどのような方法をとったらよいかということが大切であると思えます。

済外的規制がなければ、港湾への社会資本投入がそのまま物価と関連をもちうるわけですが、むしろ日本的な媒介物による社会資本投入のあり方が物価安定と矛盾をきたすことになると思えます。勿論、そのような矛盾の要因は独占資本を背景とする港湾の政策主体にあります。また、したがって欧米の港湾機能と経済関係の中では、かなりケインズ理論の適用が可能と思われませんが、わが国の場合には、以上のべました日本の特性との関係で、そのままの適用はむりかと思えます。

質問 二 (大分大学 松浦茂治)

一 報告者は港湾に対する公共投資(特に工業港、地域開発のための拠点港)は、産業資本もある程度参加すべきであると考えられるのか。

二 比較的近い将来に、国内物資流動量の飛躍的増大により、港湾の一部あるいはこれと密接に隣接して、有機的な流通システム組織が必要になると考えられるが、報告者はこれについてどのように考えるか。

答 (1) 港湾への産業資本の参加は事実上行なわれている点もありますが、その場合は、公共投資を意味しないと思えます。厳密な意味からすれば、(本文にもふれましたが)本来の社会資本投入の際には、私的生産における利潤(私益)と生産の社会性(公益)をばきり認識すべきものと思えます。この二つの区別のあいまいなるために、社会資本の港湾への導入のあり方に多くの問題点が出てくるのだと感じます。わが国の公共投資は、生産の社会性だけを考

社会的費用と経済政策

尾上久雄
（京都大学）

1 社会的費用と経済政策

社会的費用と経済政策という大きなテーマの中には非常に多くの問題が含まれるであろう。しかしこの小論はとくに社会的費用の経済政策志向契機の検討に焦点を絞る。社会的費用の経済政策志向契機とは、社会的費用が経済政策の対象として取り上げられるに到るモティヴのことである。社会的費用について先駆的な業績を持つカップはこのような政策志向の契機が、「社会的費用の惹起者の社会集団から、社会的費用を背負わせられてきた社会集団への力の釣り合いの移行」にある、と考えた。かれはこの「力の釣り合いの移行」を社会的費用の意識の拡大浸透の原因と見、社会的費用の除去のための政策実現のモティヴであり、このモティヴの拡大は「民主主義の発展の結果である」と考えたのである。⁽¹⁾

経済政策が企業の外から資本の蓄積を促進することを究局の目標にしているようなシステムのもとで、社会的費用の政策志向の契機が上述のように規定されるならば、資本の側からいえばこの契機はただ譲歩、妥協として扱えられることになる。筆者は近年における社会的費用問題の緊迫化を、ただこのような契機でだけ扱えることは一面的ではないかと考え、とくにこの契機のいろいろな側面を檢

討しようとしている。

はじめに社会的費用そのものの概念規定を行なっておきたいが、すでにミハルスキーがこれについて学説史的渉獵のうえに立った整理を行なっているので、大体これを出発点にして前記の課題に接近して行きたい。ただし接近の目標も接近の過程もこの小論独自のものであって、ただ出发点をミハルスキーの成果に置いている。⁽²⁾

- (1) 国民経済的総費用
- (2) 社会経済的最適からの乖離によって生ずる機会費用
- (3) 惹起者が負担しないで第三者に転嫁する費用
- (4) 公共政策実施費用

ミハルスキー自身は社会的費用概念に関する定義としてこれら4種類のほかに第5のものを加えるのではなく、むしろ広い意味で第3規定を採用している。かれが第3規定に至るプロセスを要約すると次のごとくである。すなわち第1の国民経済的費用概念は基本的に第3のものとの矛盾するものではなく、第3の社会的費用と本来の私的企業家的費用を合計したものが国民経済的費用である。第2のもの、つまり社会経済的最適からの乖離によって発生した費用という場合には、本来社会的費用といえないものまでも入ってくる。こ

の規定には、たとえば一時的な失敗のために起った費用が含まれり、外部不経済に由来しないようなものも入ってくるが、これらはミハルスキーの社会的費用に入らない。第4の必要公共費用は、それによって社会的費用が全部無くなるわけではなく、逆にまた公共費用の中には社会的費用除去以外の費用も含まれているから、これをすべて社会的費用と考えることはできないというのである。このような消去法を使ってミハルスキーは「企業によって惹き起こされ、第三者としての家計・企業または社会全体によって支出の増大の形で、あるいは実物的な損害の形で負担される場所の、本来技術的に条件づけられた外部負担」というかれ自身はかなり狭い社会的費用概念に到達する。この概念規定をめぐる問題については後でもう一度論ずる。これに対しむしろ政治経済的立場に立つカップもまた概念規定という点に関してだけ言うならば、やはり第3の規定に属した社会的費用概念をとっている。「生産活動によって惹き起こされ、第三者が蒙る損失、あるいは全体としての社会に転嫁される費用」というのがカップの規定である。

このように社会的費用が、企業が第三者に転嫁している費用という考え方に關してだけならば、両者にほとんど差異は見られない。おそらくこれは社会的費用に關する常識的な概念とも一致していると思われる。

ところでこの第三者に転嫁される費用が経済政策の対象となる契機ないしプロセスは何か。ミハルスキーの場合は、経済政策策定者が社会的生産物最大化という政策目標を持った場合には、どんな政策を取りうるかを考えており、はたして現実の経済政策策定者が何

故このような政策目標を持つに至るかを検討していない。これに對しカップは第三者をもっぱら「民衆」と捉え、前述のごとく民衆の社会的費用についての自覚が政策契機であると考えている。果してそれだけを政策契機であると考えていることができるか。これをわれわれは追究しなければならぬ。

2 防止と復旧のコスト

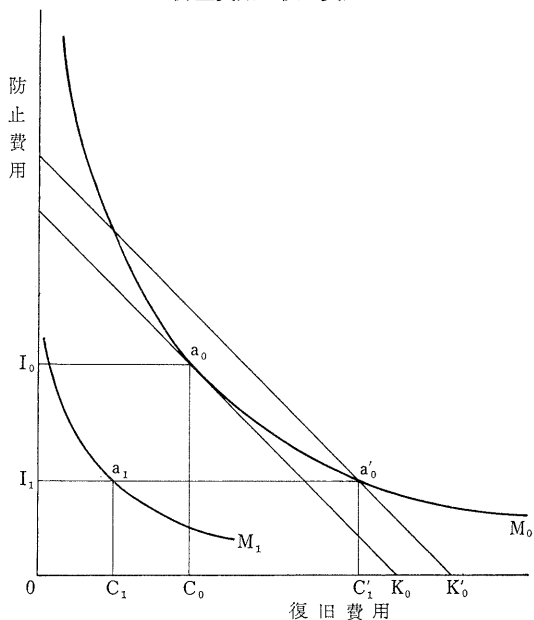
前節に述べた問題点を追求する第一歩として、人間が一定の厚生水準を維持するためにとるビヘイビアを考察したい。人間がその厚生水準にかかわる損失に對してとりうる方法として防止と復旧がある。防止費用を I とし、復旧費用を C とすると、人間が一定の厚生水準を維持するための費用 K は両者の合計である。すなわち $K=I+C$ となる。

企業が家計に転嫁する社会的費用に對する政策措置の問題を考えるために、われわれは実物的な損失の復旧と防止に關するこの人間行動の論理的なモデルを足場にしたい。このモデルは合理的な人間行動に關する論理を示しているから、いわゆるプラクシオロジーのモデルといえる。そしてまた防止コストも復旧コストも、そしてまた防止も復旧もされない実物的損失も、これらすべてを自己のコストと感ずるような共同社会、がもし地上に存在するならば、その社会で民主的に選ばれた政策決定者は、このプラクシオロジーに從って防止および復旧の対策を選ぶであろう。

およそ損失の費用は3つの局面で把むことができる。まず第1は、もっとも直接的な実物的な損失、肉体的な損傷であり、第2はそれ

の復旧、復元、回復、治療のために要する費用であり、第3にはそれらの発生を防止する費用である。第1の犠牲は貨幣的チームで計測できないものがあるが、第2の必要費用によって第1の犠牲をコスト化することもある程度できることは、コスト・ベネフィット分析の示すところである。

さて図においては、横軸に復旧に必要なコストが示される。それ



らは実際に被害者に惹起者から支払われる場合もあり、被害者が泣き寝入りのまま自分で支払ったり、家族、友人に支払ってもらったりする場合もある。縦軸にはこれらの犠牲ないし費用の発生を防止するための費用が示される。それは防止施設のための費用であつてもよく、良質の燃料や原料に転換するための追加コストと考えてもよい。

防止費用と復旧費用の関係は、防止しない復旧技術が可分割性を持っているなら、互いに隣接する技術をつらねる線は原点に対して凸の曲線になる。この曲線は一種の等産出量曲線であるが、むしろ等厚生曲線と呼んだ方がよい。人間の身体の状態がどのような場合に健康状態と呼ぶうかが常識的に決められるように、このような厚生水準も社会の生産力の発展段階、大衆の知識、情報、社会的意識、さらにそれだけでなく、社会的な勢力関係によつても決まる。ところでこの等厚生という場合の厚生水準はもともと肉体的、精神的な健康状態を現わす諸指標を要素とするヴェクトルで示すことができよう。われわれは日常健康の程度や若さについて通俗的な数値を見ることがあるが、ちょうどそのようにこのヴェクトルもスカラ化されよう。われわれの図における厚生水準はこのようなスカラ量である。M₀は今日の生産力のもとで厚生に関する知識や意識が充分で、それを実現する充分な力を民衆が持っている場合の等厚生曲線である。a₀はそのような厚生水準を実現するための費用(K₀)が最小の点である。この費用は防止費用 OI₀と復旧費用 OC₀の合計である。

$$(K = OI_0 + OC_0, a_0 \text{ において } K_0 = \min)$$

さきに述べたように合理的な人間行動を求めるなら、a₀で示される対策をとることが当然予想され、理想的共同社会の政策主体もそうするのである。(以下、技術水準は、一定で可分割的とする。)

しかしこのような費用支出の必要性の原因をつくる者が営利企業で、しかもその費用がいろいろな形で他に転嫁される可能性、つまり費用外部化の可能性をもつ社会ではそうはならない。以下いろいろなケースを考えることにする。

第1に営利企業が防止費用を負担し、復旧費用の方はやむなく補償しなければならなくなった分だけを企業が支払い、残りは泣き寝入りという状況を考える。これはわれわれの社会によくあるケースである。社会的費用が被害者によつてやつと意識され、やつと部分的な補償だけを企業に支払わせることができる程度の状況である。この状況のもとでは復旧費(復旧に要する費用)のうち補償されない不払い分は、一部は民衆によつて自弁され、他は放置されて実物的被害のままに残るだろう。しかし、ここではそのような実物的被害も平均的な技術で復旧さすとすればそれに要する必要費用として扱われている。

この場合は、実現される厚生程度は M₀より低く、図では M₁の等厚生曲線で示される。この場合は、企業は復旧費用の一部(OI₁)を補償費として支払い、OI₁という防止費用をかけるだろう。それは企業の経済性から見て合理的かも知れないが、実際には C₁C₁' という不払い費用が残り、これは被害者の泣き寝入り分である。ここに C₁C₁' は I₁ の延長線が M₀ 曲線と交わる点から横軸に下した垂線の足である。つまり OC₁ と OI₁ は内部化されたが、線分

C₁C₁' は不払い部分であり、つまり社会的費用となる。この場合、費用の惹起者がこれを他に転じたという分配上の問題だけが政策問題の対象として考えられるのでは不十分である。I₁O₁と曲線 M₀の支点 a₀ を通る費用直線とが軸と交わる点を K₀' とし、a₀ を通る費用直線と軸との交点を K₀ とする。つまり K₀K₀' は相当する費用が不必要に社会に支出される。つまり K₀K₀' は資源配分の誤りから生ずる社会的費用である。つまり企業が個別経済性を実現したにもかかわらず、そのために生じた不経済であり、このような社会的不経済の存在は真の意味での経済性に反するものである。

公衆の情報と意識と力が充分になり、防止と復旧の組み合わせが a₀ に近づくにつれて、真の経済性、社会経済的な経済性は正比例的に実現されて行く。したがって、例えば公害のための公衆の運動が不経済的なものでないことが示されている。

第2にも防止措置だけが法的に定められる場合、そして復旧補償の方は全然ない場合を考えてみよう。この例もかなり実際に存在する。もし防止の法的基準がかなり高く OI₁ に相当する費用を企業が負担して防止措置をとるなら、この場合 OC₀ は社会的費用として大衆に転嫁される。この場合は防止費用と復旧費用の組合わせは最適であるが、OC₀ は社会的費用として社会的に転嫁され分配上の問題が残っている。

また法的規制が不十分で OI₁ 相分しか防止措置がとられない場合には OC₁(OI₁でない) 相分が社会的費用として転嫁され、前記の K₀K₀' に示される不必要な社会的出費の状態はそのままである。

第3に防止費も復旧費も全部民衆が負担する場合を考えよう。この場合でも防止と復旧の組み合わせに関する限り最適点 a_0 が技術的には実現され、その場合は防止が不十分な O_1 にとどまるよりは合理的であるということが一応は言える。しかし大衆がやっとな生活をささえる程度の所得(主として賃金)を得ている場合には、この特定の社会的費用(たとえば煙害)に対する合理的措置をとりえたとしても、他の方面への支出を減らさなければならぬ。栄養費や教育費が削減されて、労働力の再生産すら不可能になるだろう。たとえそのようなことがないとしても分配上の不公平、惹起者の費用不払いという問題は第1、第2の場合に較べて最大である。もちろんこの議論では大衆は被害者と被害をうけない大衆にわけられていない。だから大衆の中に相互扶助的な行為があっても、大衆全体としての損失は同じである。

この第3のケースは現実には大いにありうるケースである。公害運動におされて社会的費用が内部化されても、その分を企業が値上げすれば、実質的には大衆負担という形でたちまち第3のケースになる。つまり「内部化」された分を「外部化」するための巻き返し運動として値上げが行なわれる。インフレーションはそのマクロ化された形である。またもし値上げ可能な独占的企業と不可能なアウトサイダー、中小企業の存在を考えるとこのベヘビビアは、独占的企業にとってアウトサイダーを倒す効果をもたらす。これも現実には大いにありうることである。

また国家が税収から、これらの費用を負担する場合、現在のわが国のような課税メカニズムを通ずると、これもまた第3のケースに近いのである。「福祉国家」といわれる国々の政策の中にも実態はこれに近い場合もありうるであろう。「社会的費用」や公害を考慮した膨大な立地計画や再立地計画、都市整備が実はこのような形で、費用の「外部化」として行なわれる契機は、現代の社会経済的メカニズムの中に多分に存在する。防止のための政策手段を握っている国家の性格を認識することなしに政策志向契機を一般的に論ずることはできない。

3 ミハルスキーとカップの論争点

ミハルスキーとカップの社会的費用をめぐる論争については稿を改めて論ずるが、ここでその要点にふれておきたい。これにふれる目的は、依然として社会的費用の政策志向契機を明らかにしようとするこのペーパーのテーマに関連している。

論争の端緒は、ミハルスキーがその著書「GRUNDLEGUNG」(1968)においてカップの社会的費用概念の「混同」を問題としたのにはじまる。ミハルスキーのカップ批判は2つの点について行なわれている。その第1は、カップは社会的費用概念に混乱をきたし、時には第3概念、つまり「生産活動によって惹き起され、第3者が蒙る損失、あるいは全体としての社会に転嫁される費用」と規定しているのに対し、他方では「社会経済的最適より乖離」という概念によっているところである。

第2点は、社会的費用はただ私的生産の随伴現象であるというカップの解釈は誤解であって、公企業もまた社会的費用の惹起者たり

い状態が実現する。(近いというのは、課税メカニズムの諸条件に規定されるからである。)

前述の被害者である家計が、社会的費用惹起企業の全製品の購入者である場合、いわゆる「公害値上」によって、一度内部化された社会的費用がふたたび完全に外部化される。また被害者である家計が国家の「公害防止増税」の全額負担者である場合も、完全な外部化が実現する。さきほど述べたように大衆を直接被害大衆と他の大衆にわけないで、大衆全体を一団と見るならば、「公害値上」は、きわめて現実に近いものになる。公害防止設備の費用を国家が大衆課税増加分から支出する場合も同様である。これらは明らかに国家機構を通じて営利企業、とくにそのうちの支配的な大企業が費用を「外部化」するメカニズムであり、このような形で社会的費用が政策対象として取り上げられる大きな契機

	防止と復旧の組合せ a_0 のとき	防止と復旧の組合せ a_1 のとき
(1): 防止費企業負担。 復旧費は部ない し全額企業補償。	$K_s = 0$	$K_s = C_1 C_1'$
(2): 防止費企業負担。 復旧費家計負担。	$K_s = OC_0$	$K_s = OC_1'$
(3): 防止費家計負担。 復旧費家計負担。	$K_s = OI_0 + OC_0$	$K_s = OI_1 + OC_1'$

うるといふかなり根本的な問題である。

これに対するカップの反論の一つは、ミハルスキーが同義語的な概念を詮索しすぎること、そしてかれ自身の規定は余りにも狭ますぎで、社会的費用に対する社会的批判の対象を狭めているという点であろう。

カップとミハルスキーの論争はいずれが正しいか、というような簡単な問題ではなく、それぞれに適切なポイントを突いている。もともと時間的にもカップは、この分野での先駆者であり、政治経済的角度から言えば非常にすぐれた寄与を行なっている。しかしミハルスキーのセマンティクスが無意味な詮索であるということではできない。

「企業が惹起して第三者である他の企業または家計あるいは社会全体に転嫁した費用」つまりミハルスキー分類の第3定義を、社会的費用とし、これを K_s とし、第1の定義、すなわち国民経済的費用を K_g 、私的費用を K_p とするならば、

$$K_s = K_g + K_p \quad \text{が成り立つ。$$

いまでもおなじごとだが、国民経済的などというマクロ概念のように聞えるかも知れないが、あくまで特定企業の特定の生産活動の特定量にかかわり国民経済が負担しなければならぬ費用のことである。

第2の定義、すなわち社会経済的最適からの乖離とは、そのような最適における国民経済的総費用を Y^* とし、背離状態における国民経済的総費用を Y とすると、この均合と社会的費用 Y_s は両者の差と考えることができる。($K_s = K_g - K_p^*$) これは第3の定義 K_s

と同義でないことは明らかであり、一致するとはかぎらないから、そのかぎりではミハルスキーの分類は無意味な詮索ではない。もし生産に関する私的費用 K_p を所与とすると、図では線分 K_p が K_p に相当する。 $(K_p \parallel K_p, K_p)$ ただしここで最適とは、分配問題を考慮しないで国民経済的総費用最小の状態をいうにすぎない。

第4の定義、企業が惹起して第三者に転化する損失を防止または補償するために経済政策的措置を実施する費用は図上で、 O_1, O_2, O_3 の一部、または O_1, O_2, O_3 の一部で政府の支出する部分に相当する。したがってもちろん K_p の全部をカバーするものではない。カップが批判するミハルスキーの規定の弱点は、上述の第3定義をさらに矮小化して「技術的に規定された」という制限を加えている点である。これによって「失業と資源の遊休による社会的費用」、「独占のもたらす社会的費用」、「配給の不合理なシステムのもたらす社会的費用」などカップが社会的費用の中に入れていたものを排除している。ミハルスキーの社会的費用の定義は日本の昭和四十二年八月設定の公害対策基本法の公害規定、「公害とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。」に近い規定である。ミハルスキーの「操作可能な概念を求めめる」姿勢に対し、カップは政治経済学的本質を突こうとしているのであるから、第3の定義と第2定義との間には矛盾はない。カップが第2定義に近いような表現を用いるとき、かれは、社会的費用が現体制の歪みから発生したものであることを言おうとしたのである。したがってカップが社会的費用

の惹起者とした私企業は公企業に対するものではなく、私的所有制のうえに立つ社会の一切の企業を指している。このような本質は、今後ミハルスキーの操作的な概念だけでなく、レオンティエフ的なモデルその他を用いることによっても、むしろ一層具体的に明示されるようになるだろう。操作可能概念の長所は明示性、具体性にあるのに対し、カップの概念の長所は本質洞察力であり、前者と単純に対立させるべきものでなく、前者によって明示化がはかられるべきものである。

カップは、「社会的費用の基本的原因は、私的利潤の追及が、經常的生産の私的費用の極小化によって、プレミアをひきだすという事実の中に見出される。したがって私的な刺戟にたよって行けば行くほど、社会的費用の可能性は大きくなる。」と述べている。

社会主義体制において、そこには私的利潤はなくとも、独立採算制と経済インセンティブがあるかぎり、社会的費用は存在しうる。しかしこのコントロールの可能性は資本主義社会と体制的に違っていることは言うまでもない。

4 もう一つの系譜

前々節2で取り上げたような契機のほかには社会的費用が政策対象となるに至ったもう一つの系譜を忘れてはならない。それは認識の系譜においては、おそらくマーシャルの「外部経済」にはじまる学説的系譜に連なるものであろう。マーシャルの「外部経済」は、いうまでもなく外部節約といった方がよく、あくまで企業の側からみてその外部に生じた要因で企業の生産費が引下げられることを意

味した。イタリヤのマルクス経済学者マンゾツキーは、マーシャルの「外部経済」を生産費概念の拡大と捉え、それは企業規模の拡大、独占企業形成の第一歩をしるす生産の集中と結びつくと考えた。資本主義のもとにおける生産の社会的性格の増大の認識への反映として「外部経済」が生じたのである。このプロセスは、生産的企業の内部で技術工程の垂直化や製造業におけるエネルギー生産の集中の直後、またはほとんど同時に始まった。この段階では生産費の領域は「内部経済と外部経済との境界にあった」とマンゾツキーは述べている。⁽⁵⁾

企業集中がさらに進んだ段階になると、金融グループへの結集がはじまる。たとえば持株会社のもとにあっては、企業ごとに個々の生産費で生産を行ないながら、その費用は持株会社の活動全体に最大限の利潤のレベルを保証することを目標とするようになり、そこには単一の平均費用の観念が生まれる。そのもとにおいては傘下の個別企業を個別的生産費の内部経済にしばりつけておくことなどどうでもよいことになる。

資本主義国家の経済政策の決定過程の中で、独占的な企業のヘゲモニーがアウトサイダーの企業を犠牲にするような局面にまでくると、交通、公共事業、信用、投資などが支配的なグループの生産費を企業の外部から引き下げることができるようになり、意識的、計画的な努力が行なわれる。このグループにとっては、国民経済全体を自己の経済合理性の眼で見ることができ、そのような意味で「外部経済」と「外部不経済」、「社会的便益」と「社会的費用」を緻密に計算する必要が生まれてくる。

一九三〇年代に、合衆国で社会的費用・便益の問題意識が高まり、今日に至るまでこの分野の分析が進んできた歴史は、資本主義発展の諸段階における「生産費」「経済性」概念の以上のような発展のプロセスの最新の、あるいは最終の局面に位置するであろう。

このように見ると、「社会的費用」の政策志向契機を一般的に「民主主義の発展の結果」としてのみ理解するカップ的解釈の一面性にぶつからざるをえない。

このような意味での社会的費用に対する政策志向は、日本では「所得倍増計画」の段階にもかなりの力点を置いて提示された。もちろんそれは「所得倍増計画」に限られたことではなく、第2次大戦後西欧資本主義諸国の「経済計画」は、「成長」、「生産性の上昇」、「近代化」などとならんで必ずこの問題が政策対象として取り上げられた。

そこでは「社会的費用」をなくするための防止策としての「社会資本の充実」あるいは「インフラストラクチャーの充実」が強調され、そのような間接的な形で企業の費用の「外部化」の推進が強調されている。交通、輸送の停滞によって生ずる社会的費用を除去するために、道路、港湾の整備、都市計画、地域計画が推進される。このような意味における社会的費用の政策志向的契機は、日本の貿易自由化の時期にひととき問題になった。日本の製品のコストのうち「内部経済」の方は競争諸外国とくらべてかなり合理化されているのに、「外部不経済」によって生ずるコストが諸外国にくらべても高いのではないか、という問題意識が高まった。合理的な「外部経済」のモデルとして社会主義経済からも学べ、という声さえ当時聞かれた

が、いずれにしてもこの時期の社会的費用の政策志向意識はカブプ的なものではなかった。

ハーシュマンの言うように、もし社会資本と直接生産活動の産出物の総生産費の間に一定範囲内での相互関連があれば、資本はできるだけ社会資本に依存しようとするだろう。その意味で、資本の「ハイピア」は費用の「外部化」へ一方的に志向するのであって、「内部化」はその意志に反するものである。

しかしこのような形での「外部性」の認識の拡大は、同時に他方でカブプのいわゆる「民衆」の負担する社会的費用の認識をも生み出している。さきに述べたようにマーシャルにおいては「外部経済」の受動的な享受者は企業であったが、ビグーにおいては「外部経済」の否定的な形態を見ていたことはたしかであるが、これはそれにはんのわずかの実際の意味を認めただけであった。これに対しビグーは私的純限界生産物と社会的純限界生産物の背離の二つのケースを考えた。後者が大である場合にはマーシャルの用語でいえば「外部経済」が発生し、前者が大の場合は「外部不経済」が発生するという形になる。それにビグーはそれらの効果を受ける側だけでなく惹起者の問題をも考えた。

このような拡充は単に机の上での学説的整理が進んだことだけを意味しない。それはむしろ集積の初期の段階においてはアルフレート・ウェーバーのいわゆる集積 (agglomeration) の利益が発生し、集積が過度になればなるほど集積の不利益が発生し、認識されるに到ることを意味している。それだけではなく、社会的共同生産手段

という形の社会的費用の認識が、マーシャルの「外部経済」の否定的形態として認識されはじめたのが、エンゲルスなどの指摘より、はるかに遅れたという事実は、単に意識と立場の違いに由来するだけでなく、都市生活におけるこの形の社会的費用の一般化の進行度合にもよる。公害が単なる労働災害と異なる点は、その被害者が特定の階級や階層にかぎらないことである。水や空気の汚染は労働者の住宅状態など違ってブルジョワジーをも被害者に巻き込むに到る。ミシヤンの問題指摘をも含めて広般に問題意識が広がる。そしてここまで一般化した段階での「社会的費用」の政策志向契機は新しい局面をむかえる。影響を受ける階級階層の配列は、まさに国民であり、その間に連体の客観的基盤が与えられている。

そのような政治経済学的な問題をわたしは別に論ずるつもりであるが、ここではこの新しい局面の中で政策志向契機を転換しうる可能性が客観的に条件づけられていることを指摘しておきたい。

5 政策志向契機の転換

このようにして社会的費用の政策志向契機を検討してみると、社会的費用が社会的生産手段の場合はもちろん、社会的福祉手段のための支出の場合ですら、その政策志向契機は決してカブプ流の「民衆」による場合ばかりではないこと、むしろ現存のメカニズムにおいては企業費用の「外部化」が契機になりうる事が明らかとなってきた。

われわれは社会的費用の政策志向契機が、現存のメカニズムの中にあつては、社会的生産手段の不足にかかわる場合も社会的消費手

の不足によって生ずる社会的費用が企業によって認識されるだけでなく、社会的消費手段の不足によって生ずる社会的費用を企業が惹き起し、民衆に転嫁するという現実的ケースの増大が学説史の中に反映したと見るべきである。

社会的消費手段のコストの民衆負担は、独占段階にはじまったこととなく、資本主義の歴史とともに古いということは事実である。したがって集積の不利益の問題が激しくなるような段階にはるかに先立って、このような形の社会的費用の問題、すなわち社会的共同消費費用の節約によって生ずる社会的費用の問題があつたはずである。事実資本制生産のもとでは工場内外の災害防止のためのコストは極めて不十分で、また住宅その他都市労働者の生活環境は劣悪であり、その有様は「イギリスにおける労働者の状態」(一八四五)などに描かれている。

しかし道路・水道・下水その他の都市施設は、そのどこまでが社会的生産手段で、どこまでが社会的消費手段であると区別することが難しいだけではなく、たとえ区別できても一方が狭隘になれば他方も狭隘になるという相互関係に立っている。しかも集積のもたらす不利益は企業が相互に惹起者、被害者になるだけでなく、企業内の労働者、周辺の居住者にも被害を与え、さらにその都市に住む小市民や一般人の生活環境の低下にまでひびいてくる。場合によっては貴族的な生活、優雅な生活もまたその犠牲になることもある。したがって都市問題は産業革命時代とは比較にならない程深刻になる。

近代経済学の歴史において社会的消費手段の節約から起る損失

段の不足にかかわる場合も、企業、とくに支配的な企業の側に握られる可能性が多きいことを見てきた。この問題を別の契機、カブプの言うような契機からの政策志向に転ずるためには単に特定の社会的費用に対する被害の除去という防衛対策だけでは不十分である。

さきにも述べたように一時「内部化」された社会的費用は、ふたたび経済政策の諸手段を通じて「外部化」されるだろう。諸手段の中で重要なのは大衆課税と物価上昇である。これによって一時企業費用になつていったものが、ふたたび社会費用に転嫁され、一歩後退二歩前進する。この傾向を阻止しうる可能性はこの小論で何度も現われた「第3者」のマクロ的な総体、国民的な集合の手に握られている。それは、いわゆる公害対策だけでなく課税や物価対策をふくむ経済政策全体を転換する主体になりうる集合である。

(本稿の趣旨は昭和七〇年度日本経済政策学会での報告、および京都大学経済研究所ゼミナス・カシヤン・ノーム・ノ. 7101で発表された。報告とゼミナス・カシヤン・ノーム・ノ. 7101の段階で多くの友人、同僚より受けた教示と批判に謝意を表したい。)

(1) K. W. Kapp: Social Costs of Business Enterprise, 1963, pp. 15-17.

(2) W. Michalski: Grundlegung eines operationalen Konzepts der 'Social Costs', 1965, S. 6 ff. 尾上久雄「飯尾要訳「社会的費用論」(日本評論社)五、六頁。

(3) K. W. Kapp: On the Nature and Significance of Social Costs, *Kyklos*, Vol. XXII-1969-Fasc. 2, p. 343.

(4) K. W. Kapp: Art. 'Sozialkosten', In 'Handwörterbuch

質問 一 (明治学院大学 鈴木 守)

- 1 「外部経済の外部化」という言葉を使いましたが、それは例えば、排気ガスの規制が強化されたために自動車の価格が高くなった場合も含むのでしょうか。
- 2 図上、 a_0 で最小かつ最適な社会的費用が求められるわけですが、その費用を誰が負担すべきか、という答えはこの図からは出て参りません。御報告からは、それは結局国家が決めるほかはないという論旨のようかと思いますが、この問題についても市場メカニズムを活用するといったことは考えられないものでしょうか。

答 1 わたしは一度企業費用に内部化された社会的費用がふたたび外部化される傾向について述べたつもりです。もしマーシャルビグリーの用語を使うとすれば、「外部不経済」の惹起者のコストに一度内部化されて、いわば「内部不経済」に転嫁されていたコストが、ふたたび外部化される傾向と言えるでしょう。

自動車値上の例も自動車会社から言えば一応「部化」なのですが、典型的な例とは言えない点があります。というのは自動車購入者は排気ガスの被害者でなく、惹起者です。排気ガスの被害を受けている大衆に何らかの防止手段の費用負担が課せられると、これは明らかに典型的な外部化です。

- 2 そのことは三つの事例で述べましたように、費用最小を一応

最適と言っているだけで第3のケースで説明しましたように負担の不公平は大いに存在しうるわけです。負担配分の問題を最適条件に入れると、最適でない場合が、いくらもありうることを指摘したつもりです。しかし国家が決めるほかないということが言いたいのではなく、税制や経済政策によって影響されるから、それらを総合的に動かさなくては、局部的な圧力で公害の社会的費用の内部化に成功しても、その効果は一時的なものになるおそれがある、と述べたつもりです。市場メカニズムの有効な分野も狭くありませんが、社会的費用、公害の方面は市場メカニズムだけでは良い効果を生まない代表的な分野です。

質問 二 (神戸大学 田中 修)

- 1 この問題は動学化が可能である。
- 2 K_0 直線は K_1 直線ではないか。
- 3 I_{t-1} だけの防止費用を一部公共負担による incentive にあって、残りを企業の価格に転荷させる方が better off にさせることがあるのではないか。

答 1 動学化すれば非常に重要な問題が出てきます。たとえば後進国が急速な成長をするためには、ある限度まで社会的費用を出して、内部節約を実現させ、ある生産力水準に達してから社会的費用を内部化した方が、一定期間に福祉を最大化できるといったような議論が当然出てくるでしょうし、事実そのような主張がありますが、それに対する強い批判も現われています。

- 3 防止設備の物的性格から言っても、当然公共負担にするのが

適切なものが多いと思います。直接的にはそうなのですが、その財源になる税のメカニズムを考えなくては最終的な負担の社会的配分の問題を論ずることはできないと思います。つまり公共負担といっても、最終的企業あるいは総資本が負担するのか一般大衆が負担するかという点が残る、しかもこの点が重要です。

公害問題と経済政策

——問題の所在——

音田 正巳

△関西労働文化教育研究所

1 社会問題としての公害

いよいよ一九七二年六月に、スウェーデンのストックホルムにおいて、人類史上最初の国際環境会議が開かれることになった。この国際会議開催の契機になったのは、一九六八年の第二三回国連総会であった。同年十二月三日の総会本会議において、スウェーデンの国連代表のスベルカ・アストローム大使は演説した。

もしわれわれが地球を吸き飛ばしてしまうような危険（筆者註、核戦争）をさげえたとしても、われわれは地球の表面を変えてゆくことによって、知らず知らずのうちに、同じような致命的な結果をもたらす当事者になるかもしれない。（十二月八日付ニューヨーク・タイムズ・ウィークリ・レビュー）

では、このような警告の背後にある環境悪化の現実はいったいどのような状態であろうか。環境悪化の原因を大別すると、(1)人口の増加と都市集中、(2)工業化の進展と生産技術の高度化となる。

人口増加と都市集中 人間環境の悪化をもたらした原因として、まず、人口の爆発的な増加があげられる。過去数世紀間に世界の人口は七倍にふえ、こんご半世紀間に人口は倍増すると推定されている。この増加する人口を養うために、ばく大な食料、水、鉱物、燃

料が必要となり、人間環境に著しい変更が加えられることになる。つきに、人口の増加にともなうて進行している都市化が環境悪化の原因である。現在世界人口の四〇％が都市に住んでいる。一九二〇年には低開発国の都市人口は一億であったが、二〇〇〇年にはこの二〇倍に達しよう。また先進国の都市人口はこの間に四倍となる。わが国では、現在、国土の一・二％にすぎない市街地(DID)に人口の四八％が集中しており、東京、大阪、名古屋とその周辺五〇キロメートルの圏内には市街地人口の五八％が居住している。また、新全国総合開発計画によると、昭和六〇年には総人口一億二千万人のうち七〇％が市街地に居住するであろうと推定されている。都市化は本来必然的に環境を破壊するものではない。しかし、大部分の地域において政府が人口の都市への大量移住に対する施策をもちあわせていなかったために、都市の人間環境が住民の生活をおびやかす結果となっている。

工業化の進展と生産技術の高度化 百年前にはごくわずかであった石油の生産量は、一九六六年には一六億四千万トンに達し、一九三七年から一九六六年にいたる三〇年間に六倍に増加した。二〇世紀のはじめにはほとんど知られていなかった自動車の生産は同じ期間に年産五〇〇万台から一、九〇〇万台にふえた。産業の発展に

ともなう燃料の使用が増大し、その結果、過去百年間に大気中の二酸化炭素の量が一〇％増加した。さらに二〇〇〇年までには、これが二五％増加すると推定されている。また急激な産業の発展と生活水準の上昇にともなうて環境汚染をひきおこす廃棄物の量が増大した。米国だけでも廃棄物の量は年間、煙と有毒ガス一億四、二〇〇万トン、自動車七〇〇万台、紙二、〇〇〇万トン、空カン四八〇億個、空ビン二六〇億本、がれき・製品くず三〇億トン、熱湯五〇兆ガロンに達すると推定される。

新全総によると、わが国の基幹産業の生産規模は、昭和六〇年には、昭和四〇年に比して、鉄鋼四倍、石油五倍、石油化学一三倍になると推定されている。国民総生産は昭和六〇年には、一三〇兆円〜一五〇兆円になり、昭和四〇年の三〇兆円に対し四倍〜五倍の規模となる。したがって、昭和六〇年は昭和四〇年に比して人口総数では二〇％増であるが、消費されるエネルギー量と産出される物量は、すくなくとも五倍に達するであろう。また固形廃棄物の排出量は現在、日量で一〇〇万トンを下らないと推定される。

また、農業は農業の生産向上に寄与したが、この生産性向上も農業による環境の悪化によって相殺されるおそれが出てきている。すでにDDTは一〇億ポンドも地上にまきちらされたといわれているが、現在でも年間一億ポンドが撒布されていると推定される。海中の浮遊藻は光合成機能によって大気中の酸素の供給源となるとともに、海洋生物の栄養源でもある。河川を通じて海洋に流入するDDTのような殺虫剤はごく少量でも、この藻類の光合成機能を奪うものである。

このような人間活動の激化の結果、農耕可能な土地のうち五億ヘクタールはすでに侵食作用と塩害によって失われ、世界森林の三分の二は木材産出の能力を失い、一五〇種類の鳥獣が絶滅してしまい、野生動物のうち約一、〇〇〇種類が極端に数が減少したり、絶滅の危機にひんしている。また、工業化、都市化の結果として生ずる二酸化炭素（炭素ガス）の増加が世界の天気や気象にどのような影響を及ぼすかはいまのところははっきりしないがそれはいずれ破滅的なものになるであろうといわれている。米国のモイニハン氏は、大気中の二酸化炭素が現在の二五％増となった場合、気温は四度上昇し、海水位は約三米あがるだろうと述べている。⁽¹⁾

(1) 日本に関する記述以外は、一九六九年五月二十六日付けの国連事務総長報告書『人間環境の諸問題』の序文による。このように見ると、先進国であると後進国であるとを問わず、現代は文明的に画期的な転換期を迎えつつあると見ることができるとも知れない。周知のように、ポウルディングは、現代を文明社会から文明後社会への移行期と規定している。（『二十世紀の意味』）このようなポウルディングの見解に同意しないまでも、環境問題すなわちわが国という公害問題が、新しい社会問題としてわれわれのゆくてに立ちだかっていることはたしかである。ここでいう社会問題とは、現存社会制度⁽¹⁾では解決がきわめて困難であるか、あるいは解決が不可能な問題である。かつては労働問題はこのような意味での社会問題であった。資本主義がもっとも早く成熟期に達したイギリスでも、工場法（労働保護立法）が「契約の自由」に反するという理由で、その成立が難行したのも百年以上も前のことではな

い。わが国において労働保護立法がその体制をととのえたのは第二次大戦以後のことである。しかしわが国においても現在では、労働問題は、労働組合、団体交渉、労使協議制、労働基準、最低賃金、社会保障などの諸制度によって解決することが可能になってきている。したがって労働問題はもはや社会問題として取上げる必要はなくなっている。その結果、社会問題としての労働問題を研究対象としてきた「社会政策学」の存在理由が乏しくなったことが認められつつある。⁽²⁾

(1) 社会体制は社会制度(複数)の組み合わせのパターンである。したがって筆者は、「社会体制」内で解決の困難または不可能な問題が社会問題であるといっているのではない。社会問題を解決してゆく過程において社会制度が改革され、しかもその社会制度が社会体制のパターンを決定する上で重要な要素であるような場合には、社会制度の改革によって、社会体制が変革されることはいうまでもない。

(2) 社会政策という名称の講座あるいは講義科目が廃止され、あるいは他のものに変更されるケースがかなり見られる。

さらに社会問題は、単一の学問からのアプローチだけでは不十分であるという性質をもっている。この点についても、公害問題はかつての労働問題ときわめて似かよった性質をもっているといわなければならない。すなわち経済学のない経済政策論のアプローチは、いずれの場合においても、その問題の一面面の認識にすぎないということである。要するに公害問題を社会問題としての局面だけから

とらえようとしても、学際的(interdisciplinary)アプローチが必要である。⁽¹⁾

(1) 公害問題を解決するために直接に必要なと考えられる学問領域を列挙すると、つぎのとおりである。

- 分析化学、放射線化学、光化学、地球化学、土壌化学
 - 粒子物理学、水力学、水理学、物理化学
 - 気象学、動物学、植物学、海洋生物学、微生物学、水文学、分子生物学、微生物遺伝学
 - 疫学、生理学、毒物学、生化学、腫瘍学
 - 衛生工学、装置工学、水理工学、化学工学
 - 数学、統計学、経済学、法律学
- これは、国連経済社会理事会「環境汚染とその防止対策に関する報告書」(一九六五年六月一〇日)より拾い出したものである。(拙稿『公害総合研究所に関する調査研究報告』[昭41年12月、大阪府公害室]参照。)

2 「公害」概念のシステム化の試み

『恐るべき公害』⁽¹⁾の著者は、公害をつぎのように定義している。

公害は、資本主義の生産関係に附随して発生する社会的災害だといえる。それは、資本主義的企業・個人経営の無計画な国土・資源の利用と社会資本の不足、都市計画の失敗を原因として発生し、農民、市民の生産や生活を妨害する災害である。したがって、公害は階級対立のあらわれである。加害者は、主として資本家階級であり、被害者は、主として、農民・労働者階級である。(傍

点筆者)

右の公害の定義は、数年来わが国で行われている公害摘発と公害追放キャンペーンのイデオロギーとしては、十分にその役割を果たしているといわねばならない。しかしそのような政治的価値評価はなれて、科学的に公害防止対策を検討するための前提として、「公害」の主義を考える⁽²⁾、右の定義では議論を展開するきっかけをつかむことさえできない。

(1) 庄司光・宮本憲一著、岩波新書、一九六四年。

(2) 拙稿「警報体制下の環境汚染」『自由』一九七〇年九月号(参照)。

つぎに指摘しておきたい「公害」概念の誤用は、公害を英訳する場合に、public nuisanceという英法上の用語をあてる人があるということがある。英法上の概念としての public nuisance(公害)は、private nuisance(私害)の対概念である。nuisanceというのは生活妨害(権利侵害)である。具体例によって公害と私害の区別を説明すると、つぎのとおりである。隣家のラジオの音が大きすぎて受験生が騒音になやまされるというケースは、私害である。これにたいして、高速自動車道路の脇に住んでいる人びとが騒音になやまされるというケースは、公害である。前者の場合は両方の家同志で話合っ

ずれかしかないのではないだろうか。そしてこれに要する費用は特定の個人から徴収することは不可能であって、国または地方公共団体が支出することになる。このように後者の場合には、生活妨害を排除あるいは救済するためには、公権力の介入が必要となるのである。しかし両者の境界はかならずしも明確ではない。住宅と工場が混在している地域の工場の騒音は、私害の側面とともに公害の側面をもっている。

わが国最初の公害白書である、昭和四三年度の「公害の状況に関する年次報告」は、法律的に見た公害の特質についてつぎのように述べている。

公害は、多くの場合、加害の態様が継続的であり、しかも大気や水等の自然の媒体を通じて間接的に行なわれるものである。被害者の側でどこから被害を受けたか、また、その影響を社会的にどの程度まで受忍すべきかが明瞭でなく、発生の側でも通常の生産活動等に伴って生ずることから原因者としての意識が稀薄な場合が多い。

公害には必ず発生源があるが、その発生源が不特定多数であるか、あるいは特定していても因果関係が不明確であり、また、汚染にどの程度寄与しているかを証明することは容易でなく、責任関係を明らかにすることが困難である。

わが国で環境問題に関して用いられている「公害」に相等する英語は、environmental pollution(環境汚染)、environmental disruption(環境破綻)、environment degradation(環境悪化)などである。環境汚染については国連経済社会理事会はつぎのように定義している。

The environment is polluted when it is altered in composition or condition, directly or indirectly, as a result of the activities of man, so that it becomes less suitable for any or all of the functions and purposes for which it would be suitable in its natural state.

直接的または間接的に、人の活動の結果として、環境の組成または状態が改変され、そのために、自然状態において環境が適合したであろうところの機能と目的の一部または全部にとって、適合性が減少するとき、環境は汚染されている。(傍点筆者、出所・国連経済社会理事会、資料E四〇七三、一九六五年)
わが国の公害対策基本法第二条(昭和四二年八月制定、四五年一月改正)は公害を定義している点において、注目すべき規定である。

この法律において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘さくによるものを除く)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

右の条文に明らかなように、「公害」概念は三本の柱からなり立っている。まず第一は、「事業活動に伴って生ずる」ということである。この条件は、国連資料の定義にも見られるところであって、公害には自然的災害すなわち天災は含まれない。第二は、「相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下及び悪

臭によって」生ずることである。ここにあげられている七つの環境汚染は制限列挙であって、これ以外の状態が生じて、法的には公害とならないのである。第三は、以上のような状態が生じた結果として、「人の健康又は生活環境に係る被害が生ずる」ということである。すなわち法律上は、以上三つの条件がそろったときに

IV 被害	1 自然環境の(生物圏 biosphere の破壊) (生態系 ecosystem の破壊)									
	2 生活環境の被害									
	3 健康の被害									
III 環境汚染 environmental pollution	1 大気汚染	2 水質汚濁	3 壤汚染	4 空間汚染						
II 環境汚染因子 pollutant	1 SOx	2 浮遊微粒子	3 NOx	4 CO	5 微量重金属	6 ケミカルズ	7 汚水・温排水	8 固形廃棄物	9 放射能	10 音響・振動・臭気
			HC・オキシダント							
I 原因	1 工業化		2 人口増加			3 都市化				

はじめに公害が発生したことになるのである。第二条の定義では廃棄物は典型汚染に加えられていないが、第三条第一項で、「事業者は、事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理等によって生ずる公害を防止するために……」という表現が行われている。また、被害としては、健康と生活環境の被害までしかあがっていないけれども、第十七条の二には、「政府は、この節に定める他の施策と相まって公害の防止に資するよう緑地の保全その他自然環境の保護に努めなければならない」と規定されており、ここに「自然環境」という概念もあらわれているのである。このようなわが国の公害対策基本法の公害の定義を補完しながら、筆者の公害に関する見解を表示すると右のとおりである。

- (1) これら七つの環境汚染が、俗に典型公害といわれ、公文書などでもそのように用いられているが、このような用法は公害の概念をあいまいにするものである。むしろ典型汚染というべきである。

- (2) この表の説明については、前掲の拙稿「警報体制下の環境汚染」を参照。

3 カプセルとしての環境管理

おおざっぱにいうと、地球成立後五〇億年、原人発生後五〇万年、ホモサピエンス出現後五万年、文明社会成立後五千年である。さて、文明社会五千年の歴史において環境悪化が深刻化したのは、近々一〇年間である。せいぜいさかのほったとしても一世代(二五年)程度であって、百年前には現在われわれが直面しているような形での

公害はまだ出現していなかった。このように環境悪化が急激に襲来したことを考えると、従来と同様の生産活動を継続して、しかもさらに五千年の文明社会の持続を期待するなどということは、とうてい考えられない。もし人類が将来とも永く地球上に生存しようとするならば、いまだちに環境悪化の防止に立ち上らなければならない。

日本の公害 同じ高度工業社会のうちでも、わが国の公害問題は、アメリカや西欧諸国とは異なり、水俣病、イタイイタイ病、四日市ぜんそくなど、健康被害としてクローズアップしたところに特色がある。これに反して、他国ではまず自然環境の保全として問題が提起されてきた。このようにわが国の公害が健康被害という形でクローズアップしたのは、人口稠密な狭い国土において、急激かつ大規模な重化学工業化が行われたこと、魚類を大量に摂取する日本人の特殊な生活様式などがその原因である。因みにわが国がいかに超高密度社会であるかは、GNP世界一のアメリカとくらべて、平地面積当りの人口密度は五〇倍、GNP密度は約一五倍に達していることが、これをよく示している。

人口と経済活動の加速度的な増大に直面して、公害を防止するためには、人類は従来の行動様式を根本的に再検討することからはじめなければならない。一九七二年の国連環境会議は、環境問題につきの三つの局面から検討することになっている。

- (1) 人間居住の環境的局(environmental aspects of human settlements)